

令和 2 年

第 8 回定例会会議録

令和 2 年 12 月 9 日

）

令和 2 年 12 月 17 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第33号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (12月9日 (水))

○招集年月日、招集場所	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	5
○本会議に職務のため出席した者の氏名	5
○開 会	6
○開 議	6
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	7
○日程第 3 諸般の報告	7
○日程第 4 議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	14
○日程第 5 議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について	14
○日程第 6 議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について	14
○日程第 7 議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第10号)議定について	15
○日程第 8 議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について	15
○日程第 9 議案第61号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について	15
○日程第10 議案第62号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	15
○日程第11 議案第63号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	15

○日程第12	議案第64号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について	15
○日程第13	議案第65号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について	15
○日程第14	一般質問		18
	5番	小嶋謙一君	18
	1番	小野澤健一君	26
	10番	松原良彦君	36
	13番	高橋秀昌君	44
○散会			56
○議事日程第1号			57

会期第2日 [第2号]（12月10日（木））

○招集年月日、招集場所	59		
○出席議員	59		
○欠席議員	59		
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	59		
○本会議に職務のため出席した者の氏名	59		
○開議	60		
○日程第1	一般質問	60	
	3番	藤田直一君	60
	7番	今井幸代君	68
	4番	渡邊勝衛君	74
	11番	池井豊君	85
	6番	中野和美君	95
○散会	101		
○議事日程第2号	102		

会期第9日 [第3号]（12月17日（木））

○招集年月日、招集場所	103
○出席議員	103
○欠席議員	103

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	103
○本会議に職務のため出席した者の氏名	103
○開 議	104
○日程第 1 議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	104
○日程第 2 議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について	104
○日程第 3 議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について	104
○日程第 4 議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第10号)議定について	107
○日程第 5 議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について	107
○日程第 6 議案第61号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について	107
○日程第 7 議案第62号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について	107
○日程第 8 議案第63号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	107
○日程第 9 議案第64号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について	107
○日程第10 議案第65号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第4号)議定について	107
○日程第11 請願第 2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について	113
○日程の追加	119
○追加日程第1 発委第2号 若者も高齢者も安心して老後をくらすように老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書について	119
○日程第12 発議第 4号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について	123
○日程第13 閉会中の継続調査について	125
○閉 会	126
○議事日程第3号	127

田上町告示第33号

令和2年 第8回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月30日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和2年12月9日
2. 場 所 田上町議会議場

令和2年 第8回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
12. 9 (水)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
		本会議終了後 委員会	広報常任委員会
12.10 (木)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
12.11 (金)	 	 	議案調査
12.12 (土)	 	 	(休 会)
12.13 (日)	 	 	(休 会)
12.14 (月)	 	 	議案調査
12.15 (火)	午前 9:00	委員会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
12.16 (水)	午前 9:00	委員会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
12.17 (木)	午後 1:30	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和2年第8回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議案第56号	田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第57号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第58号	田上町入湯税条例等の一部改正について
議案第59号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について
議案第60号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第61号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について
議案第62号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第63号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第64号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第65号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について

第 1 号

(12 月 9 日)

令和2年田上町議会
第8回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年12月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めまして、おはようございます。本日、令和2年第8回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日令和2年第8回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え、何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところ1か月を切りました。町においては、気候的には平穏な無事な年であったかと思えますけれども、全世界は新型コロナウイルスの感染禍に襲われた1年でございます。戦後最大の経済危機とも言われ、その対策に追われた1年となりました。いまだ感染症の拡大は、収まっておりません。さらに、今まさに第3波が襲来しており、感染拡大阻止と経済活動の両立に向け、長い闘いとなっております。

さて、今定例会におきましては、条例関係では田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定及び一部改正が3件、令和2年度の一般会計及び特別会計の補正予算が7件、全部で10議案を提案いたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時03分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

12番 関根一義 議員

13番 高橋秀昌 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日9日から17日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9日から17日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の10月分が提出をされております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情の1件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） おはようございます。総務産経常任委員長の小嶋です。これより所管事務調査について報告いたします。

田上町の基幹産業を担う農業が米価の安値に起因し、担い手問題など幾多の不安を抱えている中で、新潟県は経営基盤の改善に向けて、圃場整備と一体化した園芸作物の導入を推奨しています。このたびの所管事務調査は、圃場整備と一体化した園芸作物導入の現状を把握するため、所管する産業振興課に12月3日に調査を行ったものです。

協議題は、園芸振興に向けた町の施策と農業再生協議会における取り組みについて、2つとして圃場整備における園芸振興の位置づけについて、3番目にタマネギ圃場視察と園芸作物導入の実情と課題についてであります。この協議題について聞き取りと実証圃場の視察調査を行いました。調査に当たり、所管担当職員のほか、田上郷土地改良区事務長、タマネギ圃場視察では生産組合長ほか組合員の出席もいただき、これまでの経緯や実情について聞くことができました。

最初に、圃場整備計画における園芸振興の位置づけについて、農業の現状と園芸作物等の説明があり、圃場整備を契機とした園芸の導入ではファーム上横場、これは任意団体であります。これが取り組んでいるタマネギ実証圃場の概要について説明がありました。ファーム上横場は、平成29年に圃場整備計画の園芸品目導入に向け、農業者、町、地域振興局、JA、土地改良区の5者で検討に入り、機械化一貫体系で乾燥、調製、出荷を委託できるタマネギの導入を決定しました。平成30年から30アールの水田で転作栽培の実証に取り組み、排水対策や土壌改善等の課題を見出し、令和2年6月の実証では課題に取り組んだ結果、収量は向上し、今後は安定生産技術の確立や基盤整備後の機械導入も必要になるとしています。

次に、タマネギ圃場視察と園芸作物導入の実情では、実証圃場で組合長から土壌改善など、これまでの取り組みや経営の実情について直接話を伺いました。現状は採算ベースで持ち出しの部分もあり、経営基盤としてはまだ緒についていません。町の施策と農業再生協議会における取り組みでは、県が令和元年7月に園芸振興基本戦略を策定し、園芸振興に向けて動き出しているものの、基本戦略の中身は具体的に明記されていない中で、田上町は新たな園芸振興について再生協議会を通じ、

圃場整備を契機としたタマネギの生産に向け、現在取り組みを始めたばかりです。現在は実証圃場での課題や成果を活かし、品質と収量の増産に努めています。

今回の調査を通して、農業者の多くは農業生産を改善して、収入を増やしたいと望んでいますが、資本力がないため、新しい品種や新技術を取り入れることができません。園芸振興は、まさにこの点に対する支援の取り組みにかかっています。経営体として成り立つまで圃場の改善をはじめ、機械力の導入に係る経費や労力の工面について生産者と農業再生協議会の3者でいかに詰めていくかにかかっていることが明確になりました。町予算の支援は、まず生産組合の考えや経営方針を見極める必要があります。農業再生協議会並びにJAと協議をしていく中で、国の産地交付金を活用したタマネギ生産を後押しするとしています。要は生産体制を確立し、事業化の展望ができてから支援に乗り出すもので、予算の執行は先が見えない中での支援は難しいとしています。しかし、園芸振興を掲げている中で、採算ベースで生産者の持ち出しで維持している現状に対し、何らかの手だてを施す必要があります。議会においては、今後も園芸振興に向けて、支援策を協議していかなければならないことを申し添え、報告といたします。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。社会文教常任委員会委員長の今井でございます。それでは、社会文教常任委員会の所管事務調査についてご報告申し上げます。

11月27日午前9時より開始をいたしまして、協議題は現在保健福祉課が設置に向けて準備を進めております子育て世代包括支援センターについての具体的な内容、進捗状況についてを協議題といたしまして、説明を受けました。

子育て世代包括支援センターは、母子保健法の改正により平成29年からセンターの設置が努力義務とされ、日本一億総活躍プランにおいても令和2年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされております。町は、これまでも妊産婦やその家族に寄り添った支援を関係機関とともに進めておりましたけれども、こういった背景もありまして、センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、様々なニーズに対し総合的相談支援拠点としての体制を整えて、さらなる切れ目のない支援行っていきたいとのことでした。

センターの設置に伴いまして、実施の予定をしております新規事業は、大きく3

点となります。まず、1点目が妊娠期から3歳までの妊産婦等に予防接種や健診時期などの実施時期等を含めましたセルフプランの作成、またより手厚い支援や継続的な支援、関係機関との調整や連携が必要な妊産婦や乳幼児の保護者などには支援プランを作成をいたしまして、適切なサービスの提供を進めていく支援プラン作成事業というものが1点目。

2点目には、産前産後サポート事業といたしまして、現行の母親学級、両親学級に代わるものとなり、これまで母親学級、両親学級は知識の伝達に主軸を置いたものとなっておりますが、これらを気軽にリラックスしながら子育てについて語り合える場の提供を進めていきたいとのことでした。妊産婦ヨガや読み聞かせ、栄養等の簡単な講話をした後に参加者同士が交流を深められる、つながりを持てる場づくりをおおよそ年間12回実施をしていきたいとのことでした。

3つ目は、産後ケア事業になります。これは、通所型と訪問型がありまして、保健師等が必要と判断をした主に産褥期の母親に対し、身体的な回復や心理的安定を図るために、休息や授乳指導、乳房ケアなどを実施をいたします。通所型は、交流会館和室に来所をし、訪問は利用者の自宅に訪問し、ケアを行います。

以上の事業が新規事業になりまして、令和3年度では37万円の予算を計上予定としているとのことでした。

また、既存の妊産婦、新生児訪問指導事業の拡充として、基本的にこれまで1回だったものを2回に回数を拡大していくとのことでした。こちらは令和3年度の予算計上予定額は50万4,000円とのことでした。また、平成30年に教育委員会に設置をされました子ども家庭総合支援拠点と切れ目なく連携をし、必要に応じて協働して支援を行っていくとの説明もありました。

質疑では、妊娠期、出産、産後、育児期、現在における支援対象者数はどの程度あるのかという質疑ですとか、産後ケア事業や産前、産後サポート事業に関しては常時開設の必要性や子育て世代包括支援センターの名称、また竹の友にある支援センターとのすみ分け等に関する質疑がありました。支援対象者は、各時期で何人ということではなく、継続的に切れ目なく支援をしていくということを担っているので、各時期に何人という捉え方は現在はしていない。また、常時開設に関しましては、職員の配置や交流会館の状況等もあり、難しい部分もあるが、検討したいとのことでした。名称は現在検討中であるとの答弁がありました。

協議題に関しては以上となります。

その後報告事項といたしまして、教育委員会から11月、12月に実施をされました

園校長会での会議内容の報告といたしまして、学校支援動画の紹介やアウトメディアウイークの結果、また押印の見直し、いじめ、不登校調査、ICT活用を含んだ年間指導計画の策定について報告がありました。いじめ、不登校調査の結果につきましては、各議員の皆さんに資料を配付させていただいております。

新年度より実施予定の新規事業といたしまして、三条市月ヶ丘特別支援学校への通学支援が来年度予定をしているということで、その内容について説明も受けました。車両は町のスクールバスを利用し、小中学校の登校終了後に対象の児童が役場に集合し、出発をするとのこと。帰りは月ヶ丘特別支援学校に通っておられる子どもたち、皆放課後デイサービスを現在利用しているということで、その事業者による放課後デイサービス事業者への送迎、またデイサービスの事業所から自宅への送迎があるということで、町としての下校時の運行はしないとのことと考えているとのことでした。

報告事項を含めて、以上が所管事務調査の報告となります。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） おはようございます。加茂市・田上町消防衛生保育組合の視察研修についての報告をいたします。

なかなかこういうような状況下だったのですけれども、加茂市からは大型バス1台、田上町からはハイエースということで、ソーシャルディスタンスを保ちながらの県内視察はやっていこうということで、今回視察研修に行ったところでございます。

視察の日程は、令和2年11月20日で行いました。参加者は、当田上町議会から高橋議員、椿議員、私の3名と本間町民課長補佐が参加してきました。

まず、最初の行き先は阿賀町消防本部でございます。阿賀町消防本部は、今年の4月27日に新庁舎で業務を開始した本当に出来たてほやほやの最新型の消防庁舎でございます。敷地面積がすごく広く、1万3,600平米あり、建設費用は7億8,200万円と非常に安く感じるのですけれども、実は町の工業団地の中に建設して、土地の費用は入っておりません。添付の資料がいろいろあると思うのですけれども、これ

らカラーのすばらしい庁舎案内の資料、これ皆さんのところは白黒になっていると思いますけれども、訓練棟もあつたり、除染室、今でいう除染洗浄室というものが設けられていたり、それから阿賀町消防本部には2名の女性職員がいるのですけれども、女性職員専用の仮眠室、女性職員専用のシャワー室なども完備した最新の施設になっております。

幾つか質疑をしました。どういうふうな費用を工面したのかという話なのですが、合併特例債を活用した建設だったということで、一同納得したところでございました。

それから、建設の経緯なのですけれども、旧庁舎は昭和49年の建物で、耐震化がなされておらず、雨漏りが頻繁に起きていて大変だったということでございます。当時は県内で一番古い消防庁舎という形です。ちなみに、加茂の消防庁舎はこれより5年ほど新しい建物にはなっております。

それから、続いてガラスリサイクル工場に行きました。旧亀田町にある新潟ガラスリサイクルセンターにお邪魔してきました。ここは新潟市のガラス瓶、ほかにも空き缶やペットボトル等々もリサイクルしているのですけれども、回収する業者でございまして、従業員33名、資本金1,000万円の昭和57年設立の会社でございまして、

ここは研修室に座って研修するという形ではなくて、工場の中を見学させてもらって、工場の中で立ち話するというレベルの視察だったので、そんなに詳細な中身の質疑はできなかったのですけれども、現状、加茂市・田上町消防衛生保育組合では加茂市の鱈田沢にガラス等々を埋めているのですけれども、それがもう満杯になるということで、今し尿処理センターの近くにストックヤードが建設されています。そこに一旦保管して、たまったものを今度山形のほうに持っていくというような仕組みになっています。今この視察によって、このリサイクルセンターで処理してもらったほうが安いのか、またはどの程度効率的なのかというところを事務局が今比較検討に入っているというような状況でございまして、そのように、今ガラスの処分方法を研修してきたところでございます。

以上、2か所検討してきましたけれども、阿賀町からはこんなすてきなクリアファイルまで頂いてきて、新しいところはいいなと思ってきたところでございます。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（1番 小野澤健一君登壇）

1 番（小野澤健一君） 改めまして、おはようございます。では、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会からのご報告をさせていただきます。

来る11月27日金曜日に第2回定例会が開催されました。提出議案は2つでございまして、専決処分報告、それから令和元年度決算の認定についてであります。

決算処分報告については、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の執行が急を要するために行われたもので、金額は423万4,000円でございます。

次に、令和元年度決算の認定についてであります。お手元の資料にも記載がございしますが、歳入は1億9,653万7,613円、予算の執行率として94.2%、歳出は1億9,239万1,850円、予算執行率は92.2%、歳入歳出差引き残額については414万5,763円、このうち基金への繰入額は300万円でございます。それと、年度末の現在高として基金は3,000万円という残高になってございます。当該決算において、デイサービスの利用客等が減少いたしまして、歳入総額は対前年比1,456万円の減少となり、単年度収支は1,444万円の赤字、実質単年度収支は144万円の赤字となりました。

以上、2議案は承認、認定されました。

それから、同組合の概要といたしまして、令和2年3月31日現在の数字になりますが、職員数は21名、うち正職員は11名、それから入所されている方の人数は合計で87名、うち田上町からは5名と。対象の市町村は、名前のように三条市、燕市、新潟市、長岡市、田上町の5市町村でございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。新潟県中越福祉事務組合議員の渡邊です。ただいまから議会報告させていただきます。

令和2年第2回新潟県中越福祉事務組合議会定例会が10月23日に招集され、見附市まごころ寮にて開催されました。

議会定例会提出議案は2議案です。第7号議案は、令和2年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第1号）について、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,453万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億163万8,000円とする。

第8号議案は、令和元年度新潟県中越福祉事務組合歳入歳出決算の認定については、歳入額9億212万5,773円、支出額8億4,646万9,184円、歳入歳出差引き残額は5,565万6,589円で翌年度へ繰越しです。

全議案は審議の結果、原案どおり可決、認定されました。詳細については、皆様に配付されております一部事務組合議会報告の27ページから39ページを見ていただきたいと思ひます。

議会終了後、今年3月に改修工事が完了したまごころ寮とまごころ学園を見学させていただきました。まごころ寮の施設の基本方針である安全・安心な空間のある施設、地域の障がい者の拠点施設、支援を補完する施設、優しい施設、個性が大切にされる施設になっておりました。皆さんが元気で目標に向かって、頑張っておられました。頼もしい限りでございました。

以上で新潟県中越福祉事務組合議会報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第5 議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第56号から日程第6、議案第58号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、先般開催されました議会全員協議会においてご説明させていただきましたが、公職選挙法の改正を踏まえ、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の一部を公費で負担することにより、立候補者の機会均等を図るため、所要の規定を定めるものであります。

次に、議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成30年度の税制改正におきまして、給与所得控除、公的年金等の控除制度の見直しが行われ、その一部を基礎控除に振り替えるなどの改正が行われ、令和3年1月1日

から施行されることになりました。この改正に伴い、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があることから、今回軽減措置に対する判定基準の改正を行うものであります。

次に、議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正につきましては、地方税法における延滞金の割合に関する規定が改正され、令和3年1月1日から施行されることから、それを引用している関係条例の改正を行うものであります。

以上、3議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

-
- | | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 7 | 議案第 59号 | 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について |
| 日程第 8 | 議案第 60号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第 9 | 議案第 61号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第10 | 議案第 62号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第11 | 議案第 63号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第12 | 議案第 64号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第13 | 議案第 65号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について |

議長（熊倉正治君） 日程第7、議案第59号から日程第13、議案第65号までの7案件を

一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました7議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ3,291万2,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金においては、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費に対する負担金の増額、広域入所者の増加に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増額、システム改修に関わる社会保障・税番号制度システム整備補助金の追加、高齢者等PCR検査助成事業に関わる補助金の追加、県支出金におきましては、国庫支出金と同様に自立支援給付費及び子どものための教育・保育給付費負担金の増額、経営転換等に関わる機構集積協力金交付金の追加、繰入金におきましては、令和元年度事業確定に伴う国民健康保険及び介護保険特別会計からの繰入金の増額、諸収入におきましては令和元年度事業の実績に伴い、国、県の給付費負担金の追加などをお願いするものであります。

一方、歳出ではほとんどの科目に関連して、職員に関わる共済組合負担金率の改定及び標準報酬月額等級の改定等に伴う共済費の増額をお願いしております。

共済費以外の内容といたしまして、総務費においては国外転出者へのマイナンバーカード利用を実現するために、住民基本台帳システムと戸籍システムの連携を行うための改修委託料の追加、民生費におきましては、利用者の増加に伴う障害介護給付費の増額、広域入所者の増加に伴う委託料の増額、令和元年度の実績に伴う子ども・子育て支援交付金等に関わる償還金の追加、衛生費においては、財政安定化支援事業費確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額、高齢者等PCR検査実施に伴う検査委託料の追加、労働費におきましては、令和3年4月から運行を予定している新たな公共交通導入に向けた準備経費の追加、農林水産業費においては、水田農業構造改革対策事業に関わる経営転換の協力者に対する交付金の追加をお願いするものであります。

次に、議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加するものであります。

その内容としましては、職員に係る共済組合負担金率の改定及び標準報酬月額等級の改定等に伴う共済費の増額をお願いするものであります。

次に、議案第61号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加するものであります。

その内容としましては、歳入では、国民健康保険税においては、新型コロナウイルス感染症による保険税減免に伴う減額、県支出金においては保険税減免分の補填措置とともに、高額療養費の増加に伴う増額、繰入金においては、財政安定化支援事業費確定に伴い一般会計からの繰入金の増額、国庫支出金においては、保険税減免分の補填措置による追加をお願いするものであります。

一方、歳出では、保険給付費におきましては、高額療養費の増額、諸支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症による保険税減免に関わる過年度の保険税還付金の増額、令和元年度の事業実績に伴う償還金の追加及び一般会計への繰出金の追加をお願いするものであります。

次に、議案第62号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ27万7,000円を減額するものであります。

その内容としましては、システム改修委託料等の減額及び保険基盤安定負担金の決定に伴い、歳入歳出ともに関連経費の増減整理をお願いするものであります。

次に、議案第63号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加するものであります。

その内容としましては、職員に係る共済組合負担金率の改定及び標準報酬月額等級の改定等に伴い、共済費の増額をお願いするものであります。

次に、議案第64号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,580万5,000円を追加するものであります。

その内容としましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に関わる委託料のほか、令和元年度の実績に伴う償還金及び一般会計繰出金の増額をお願いするものであります。

最後に、議案第65号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定につきましては、予算第4条に定めた資本的支出の予定額に1万4,000円を追加するものであります。

その内容としましては、職員に係る共済組合負担金率の改定及び標準報酬月額等級の改定等に伴い、共済費の増額をお願いするものであります。

以上、7議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの7案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託をいたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り組みをお願いいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

午前 9時48分 休 憩

午前10時05分 再 開

議長（熊倉正治君） 再開をいたします。

日程第14 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第14、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、5番、小嶋議員の発言を許します。

（5番 小嶋謙一君登壇）

5番（小嶋謙一君） 議席5番の小嶋謙一でございます。

本議会において、町長に第六次総合計画の策定について、それと林業振興基金を活用した竹林整備についての2点について考えを伺います。

最初に、第六次総合計画の策定についてであります。総合計画は、田上町の今後10年にわたる行く末を示す最上位の計画としております。2011年5月2日に地方自治法が改正され、総合計画の策定義務がなくなりましたが、自治体の判断で議会の議決を得て、策定を行うことが可能であることから、田上町も条例等を根拠にこれまでも総合計画の策定に取り組んできました。そこで、このたび総合計画の策定に当たって、町長に、町長が描く基本構想表明の在り方、2番目に町民参加型のまちづくりについて取り入れていることの2点について伺います。

最初に、町長が描く基本構想表明の在り方についてであります。町長は、施政方

針で、令和2年から令和3年の2か年をかけて第六次総合計画策定事業に取り組むとし、策定に当たっては第5次の継続ではなく、時代の潮流を明確に把握し、将来展望ビジョンを明確にしていくと述べています。また、9月議会では、町の人口減少は間違いなく進んでいく中で、将来の方向性は一口に言えば規模の縮小を図り、人口減少を見越した新しい基準のまちづくりを検討しなければならないと明言されています。まちづくりは、私も町長が言われるような視点で取り組まなければならないと思っています。基本構想は、田上町が目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。11月19日の議会全員協議会で基本構想表明の在り方について確認したところ、行政の担当課が策定した計画の素案を町長の考えや方針と照らし合わせ、まとめられるとの説明でした。しかし、これでは町民の皆さんは、町長の施策や方針を直接的に受け止めることができるでしょうか。町民の中には町長の考えを察する人もいるかもしれませんが、ボールにくるまれた受け取られ方になりはしないかということです。総合計画は、町民の意向が反映されたものでなくてはなりません。計画の中における基本構想は町長が主体性を持って書かれるものと私は考えています。さきの第五次総合計画では、前町長も自身が描くまちの構想は明記していませんでした。しかし、佐野町長は、策定に当たって、ご自身が言われるように、第五次の継続ではなく、今後10年にわたるまちの在り方に取り組む考えを基本構想として表明すべきであると考えますが、町長の見解を伺います。

2番目に、総合計画は、町民参加型のまちづくりを促す計画であることについてであります。議会全員協議会の資料のまちづくりワークショップの中に、町民として、自分たちがまちづくりについてどんなことができるかとの1文があります。人口減少が止まらず、町の財政運営に厳しさが増す中で、今後は町長が言われる新しい基準のまちづくりが必要であり、その一端として町民参加型のまちづくりは欠かせない要素であると考えます。今回策定する総合計画では、町民参加型のまちづくりへの取り組みを期待していますが、改めてこの取り組みに対する町長の決意を伺います。

2番目に、林業振興基金を活用した竹林整備についてであります。地域資源を使って地域を発展させる取り組みとして、林業振興基金を原資にタケノコ生産組合を支援することによる田上名産のタケノコ収量の増産、荒廃状態にある竹林を整備することによる住みよい環境づくりとタケノコの収穫を提案しますが、町長の考えを伺います。

以上で最初の質問を終わります

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、第六次総合計画の策定についてお答えいたします。私が描く基本構想表明の在り方についてでありますけれども、第六次総合計画の基本構想の策定作業に当たっては、私の思いを示すことから始まっております。基本構想策定の取りまとめの事務局である政策推進室には、田上町が誰もが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちとなるためにどんな課題があるのか、どう対応すべきか、そしてどのようなまちづくりを行うのかの私の思いを伝えました。それを受けて政策推進室では、時代の潮流を捉えるために、各種統計等のデータ整理と分析や町を取り巻く環境の変化について分析をしております。その次の策定作業としては、私の思いとまちづくりの課題等を整理した上で基本構想の原型をつくり上げていきます。そして、町民アンケート調査の結果やワークショップでのご意見等を参考に、基本構想の素案をつくり上げてまいります。その素案は、私の思いとともに、先日の議会全員協議会でお示ししました3つの策定の視点、つまりこれまでのまちづくりを継承し、発展させる計画であること、10年後につながる計画であること、そして町の財政状況に対応する効率的で、実効性のある計画であることといった視点に照らし合わせて、町の係長、補佐級の職員で構成する策定検討委員会、課長級で構成する策定委員会、それぞれで内容の確認を行った上で総合計画審議会で審議していただく予定でおります。素案は、まだ出来上がっておりませんが、ある程度形になってから、私の思いを表した基本構想の素案を議員皆様にお示ししたいと考えております。

総合計画は、町民参加型のまちづくりを促す計画であることについてであります。小嶋議員ご指摘のとおり、まちづくりの全てを行政が担うことは難しくなっております。そのため行政と町民、そして企業や学校などがそれぞれが持つ力を合わせてまちづくりを行っていくことが必要であると考えております。それがオール田上でのまちづくり、みんなと決める、みんなが進めるまちづくりであるというふうを考えております。その一つの試みとして、総合計画策定の過程でワークショップを実施する予定でおります。ワークショップにより町民からまちづくりに関わろうという機運が醸成されることを期待をいたしております。そして、町民がまちづくりにおいて主役となる、そのような田上町となることを目指した総合計画を策定したいと考えております。

次に、林業振興基金を活用した竹林整備についてお答えいたします。林業振興基

金は、平成31年度から森林環境譲与税を原資として積立てを始めた基金です。森林環境譲与税は、森林の有する公益機能の増進と林業振興等を目的として交付されます。具体的には木材利用の促進や普及啓発活動など、森林に関する事業に充てることとなっております。森林環境譲与税を原資とした林業振興基金の活用方法につきましては、他市町村の事例等も参考に検討しております。

なお、基金をタケノコ生産組合の支援、竹林の整備の原資としてはどうかのご提案をいただきました。町では、これまで竹の間伐による竹林整備を目的とした竹炭の生産のほか、すす竹を工芸品や建物の建材へ活用する活動への投資なども行ってきました。今回いただいたご提案につきましては、生産者側のご意見もいただいた中で検討課題の一つとしていきたいと思っております。

以上であります。

5番（小嶋謙一君） まず町長、どうも今私の質問と町長の答弁というのが、総合計画については捉えているところがちょっと違うように思います。私は、町民の一人ひとりが政治意識と町の将来に関心を持つことがまず先決問題だと捉えています。基本構想の表明は、先ほども言いましたが、町の将来像と将来の目標を明らかにした町民へ向けた指標となるべきだと、私はそういうふうに考えております。町長は、思いを政策推進室へ伝えているとおっしゃっておりますけれども、伝えている先というのはまず町民ではないでしょうか。最初に伝えるところは町民だと思います。また、総合計画に扉を開いたときに町長の基本構想が明記されていなければ、町民は何を基準に考え、判断したらよいか分かりません。基本構想において設定した将来目標を実現するため、必要な手段、政策を示した基本計画であってほしいと思っております。

答弁の中に町の財政状況について対応ということも、文面もありますので、ここで質問通告には入っていませんでしたけれども、人口減や高齢化など、財政を取り巻く環境が厳しい状況にあるのは言うまでもありません。町は、税収や基金残高など歳入歳出の中長期的シミュレーションを行い、町民に分かりやすく示してほしいと思っておりますが、この点も加え、町長の考えを改めて伺います。

次に、町民参加型のまちづくりを促す計画ということについてであります。答弁では、町民からまちづくりに関わろうという機運が醸成されることを期待しておりますということですが、期待ではないと私は思います。醸成される方向へ仕立てる。例えば具体的には町の職員、町長をはじめ各地域に出向いて、地域内の人材等知っている区長やコミュニケーションを図る機会づくりのイベントなどを企

画する話合いとか、それから地域活動を実践している地域では参加者と支援の改善に向けての聞き取りも当然考えられることではないでしょうか。総合計画には地域のやる気を導く指針を示してほしいと思いますが、町長の考えをお聞きします。例えば地域が描いた活動の構想を区長が仮に役場へ持ってきて、相談に来たときに、どのような対応を町は取るのかということです。これまでのように、できない答弁、理由ではなく、どうやったらできるか、前向きなアドバイスをお願いしたいということです。

最後に、林業基金を活用した竹林整備についてであります。答弁では、生産者のご意見もいただいた上でという、検討をしていくという答弁でございましたけれども、実際所管の課から町長は現場の事情ということは伝え聞いていないのではないかと私は考えています。まちづくり財政計画に見る林業振興基金は、令和2年度は347万2,000円、今後毎年40万円ずつ蓄えられていきます。これは、僅かですけれども、これを原資に町の資源としての竹林を手入れすることで収益を生み出し、地域の暮らしを支える仕組みづくりの一つとして今回の質問いたしました。タケノコ生産組合の実情は、組合員六十余名の中には高齢化により引退する人もおられ、人手不足が大きな問題になっています。竹林の整備や出荷作業に滞りを来しているのが実情であります。町は、特産である竹を活かした取り組みについて、先ほども言ったように引き続き検討していきたいにとどまっている状況です。しかし、タケノコの品質のよさは近郷に知られており、あえてPRしなくても、需要のある町の産物です。組合の実情に照らしても、検討していきたいで事は済むのでしょうか。人手がないことで竹林の整備が行き届かない現状を見れば、助成金を例えば竹林整備の請負の手間賃に充てることもできます。また、町は需要のある産物の生産に対し、生産者に自助努力を求めるだけでなく、現状に合った支援をしていくべきであります。この点についても町長の考えを尋ねます。

次に、荒廃状態にある竹林を整備することによる環境づくりについてであります。問題は、先ほどの生産組合と同様、竹林を持っておられる方も整備ができない。要は人手がないということです。町内全ての竹林を整備の対象にするのではなく、道路脇や民家裏といったポイント絞った整備に当面かかるしかありません。人手不足の提案としましては、私は竹林のオーナー制度を設けられないか。そして、整備した後の竹林は、アウトドア志向など、自由に使ってよしとする。あるいは、地域活動の場の提供として借り受けるなど、地域から求められれば仲介に立つなど行政はもう少し前向きに対応すべきではないかと考えていますが、最後に町長の考えを伺

います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、第六次総合計画の策定、これについては、私自身の思いは策定の基本構想の中に入れていきたいなということでお話を進めております。当然先ほどにもお話を申し上げました。策定に当たっての視点、どういうことで視点を、基本構想をつくっていくか、3つ先ほども挙げました。これまでのまちづくりを継承して発展させる計画であるということ、そして10年後につながる計画であること、そして町の財政状況に対応する効率的で実効性の計画であること、これを視点に置いて作成をしていかなければならないなと、してもらいたいなと、こう思っております。先ほど財政のシミュレーションを示すべきというふうな議員のお話もございました。今朝のNHKのニュースに財政のシミュレーション、30市町村のうちシミュレーションをしていない市町村、何か13市町村ですか、何かニュースに出ておりました。当然町は、まちづくり財政計画でシミュレーションを示しておりますけれども、これからのまちの財政計画、議員もご承知のように、非常に厳しい財政計画にこれになります。この議会が終わりますと新しく予算編成に入りますけれども、査定も始まりますが、非常にコロナの関係から税収の落ち込みとか、いろんな関係で非常に厳しい予算編成になる。それは覚悟して、予算編成に当たるつもりでおります。この総合計画、私自身のいろんな機会を通じて私の思いを伝えていくことは、これ大変必要なことだろうと思っております。その一環として、このワークショップというものを考えておるわけでありまして、応募でどの程度の応募者が出てくるか分かりませんが、先ほど期待ということではなくて、そうしたしっかりとした計画を持ってというふうなお話がございました。もちろん期待もしておりますし、そうしたワークショップを通じていろんな方々から様々な新しいまちづくり、町に対して今町民の方々はどのようなものを求めているのかということをやはりこのワークショップを通じて聞いていく。このことは、広く意見を求めていくということは、非常に大事なことだろうなと思っております。当然ワークショップだけではありません。様々な機会を通じて、私自身のまちづくりといいますか、思いといいますか、そういうものはお話をしていく中で、町の方々が新しいまちづくりにどのようなものを求めているのかということをしかりと聞き出していかなければならないなというふうに思っております。

それから、タケノコ、竹林整備についてのお話であります。今ほどオーナー制度

というお話がございました。それも一つの方法といたしますか、提案としてお聞きしておきたいと思っております。竹林だけではなくて、今農業関係全てがそうした後継者不足、高齢による問題、大きな問題、やはり竹林だけではない問題を、後継者の問題を抱えております。この森林環境譲与税、どういう形で活用していくかということ、これいろいろとこれから検討していかなければならないと思っておりますし、竹林整備についてはある法人といたしますか、団体で非常に竹林整備に力を入れている団体もあります。タケノコの生産ばかりではなくて、チップ化をして、それを肥料にして販売をしていると。なかなか残念ながら、県内よりも県外のほうに肥料の販売が盛んというふうな話を聞いておりますけれども、県内でどうして販売がなかなか思うようにいかないのか、その辺の問題もあろうかと思っておりますけれども、そうした形で竹林整備に非常に力を入れている団体もあるわけですので、そうしたところにやはり竹林の整備、今新しく道の駅ができて、それこそ来年のタケノコの時期を迎えたら、本当に田上のタケノコというのはそれこそ買い求めるお客様がかなりおられると思っております。去年はそれこそなり年というのですか、今年は裏年というふうに聞いています。去年はなり年であったのだけれども、コロナの関係でなかなかタケノコが思うようにはけなかったというふうな苦悩も、悩みも聞いておりますけれども、今年はその裏年とはいうのですけれども、ぜひそうした竹林整備に力を入れていただいて、タケノコの生産を増やしていただいて、そして道の駅に出していただけるような、そういう形に持っていければいいなと本当に思っております。そういう意味で先ほど議員がおっしゃられたオーナー制度、こういう制度も一つのやり方といたしますか、一つの試みとしてこれから検討していければなど、こんなふうに思っております。

5番（小嶋謙一君） 最後の質問になります。

まず、総合計画の策定についてであります。いずれにせよ総合計画、前回の五次のものを持ってきましたけれども、要はこれ全戸配布されるわけです、全戸配布。町民の人がまず目を通してもらいたいわけです、私たちとしては。当然町もそうです。町長の挨拶は当然ありますけれども、その後、今町長が示された、言われた政策推進室に上げた自分の思い、またかねがね言っている新しい基準、まちづくりとか、そういったものをまずここに掲げるべきではないかということで私今この質問に立っているのです。ただし、自分の思いを職員の方、担当の人たちに見せてやるから、自分の思いは通っているのだということでは、それはそれで前回、これまでそうだったかもしれませんが、佐野町長にはぜひとも最初にまず自分の思い

というか、考えというか、方向というか、そういうものをまず示していただいて、扉を開くときに。それから、初めて今町長が言われましたけれども、機会を通して皆さんにいろいろ話をしていく、聞いていくということ言われましたけれども、まず自分がどういうことを捉えているか、考えているかということを示していかなければ、町の人もどういうことで話をしていいか。例えば個々の細かい問題ばかりではないと思うので、本当の政治的といいますか、今後のまちづくり、今後のまちの将来を捉えた意見というのも結構町民の人は持っていますので、ぜひとも最初に町長の思いというものをここにまず掲げてもらいたい。3行でも4行でもいいですから、箇条書でももちろんいいわけですがけれども、それを再度お願いしておきたいと思います。ぜひそうやってほしいと思います。

それと、ワークショップのところも機会、そうですね。具体性といいますか、計画書なんかは、これあくまでも行政サイドといいますか、職員の皆さんの中での、極端に言って悪いけれども、都合といいますか、まとめ方、そういう形で取りまとめていますけれども、町民の皆さんはやっぱりもっと具体的、最初私言いましたけれども、ワークショップのとき見ましたけれども、今後は極力機会を見て、私ら出向いていきますから、そのとき話を聞かせてくれとか、そういうふうに具体的なものを、具体的な施策を掲げてもらいたいと思うのです。要はこれまでの五次とか、これまでの継承でないということをはっきり明記しているわけですから、言われているわけですから、これまでと色形の違ったまとめ方、中身であってほしいと思っております。

以上で私の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員言われるように、私の思いもこれからこうした審議会なり、ワークショップなり、そうした中でまた当然お話もさせていただきたいなと思っております。いずれにしてもこの第五次総合計画ができて10年になるわけですがけれども、大きくやはり変わっていると思います。コロナのこと1つだけを取っても、町民の皆さん方の価値観、これが本当に大きな変化を遂げていると思います。価値観の変化です。そうしたものをしっかりと捉えた中でのまちづくりというのが必要になってくるだろうなと思います。だから、あくまでも五次の総合計画のあれではなくて、新しい価値観に基づいた第六次総合計画、これの策定が一番大事なのだろうと思っています。そうした時代の流れ、価値観の変化、そうしたものを捉えた中で新しい総合計画をつくっていきたいなと思っております。

竹林の関係については、本当に議員のお話ありましたそういうオーナー制度も十

分ひとつ検討していききたいなど、こう思っております。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 議席番号1番、小野澤でございます。一般質問をさせていただきます。

この原稿を書いたから半月以上たつものですから、若干の加筆と、それから専門用語が出てきますが、なるべく分かりやすい言葉で直していきたいというふうに思いまして、論旨は全く変わるものではございませんが、少し変わっているところがあることはご了承ください。

私の質問は、田上町の危機管理体制についてであります。備えあれば憂いなしということで、危機管理の実践を町のほうに求めていきたいという論旨でございます。イギリスの新型コロナウイルスのワクチンの接種の開始が話題となっておりますが、世界的な感染拡大はいまだとどまることを知らず、国内では第3波の脅威の真ただ中にあります。新潟県内においても11月11日に再度の注意報が発令されましたが、警察署や高齢者施設等でクラスターが発生し、コロナの感染者は激増しております。昨日のニュースでは、県内で初の死亡者が出たとの報道がございました。

それにしてもこの数年間を振り返ると、今回の新型コロナウイルスや自然災害が猛威を振るい、そのたびに生命の危機が脅かされております。数十年単位で振り返れば、今から四半世紀も前になりますが、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は大きな教訓を私たちに残しました。象徴的なのは、それまでの災害対策の限界が露呈したことから、新たに危機管理という災害対策のみにとどまらない、様々な危機や脅威に対しての対処方法が様々な場面で使用されるようになったことでもあります。

田上町においても、今年には行政の危機管理能力が大いに試されております。新型コロナウイルス感染防止に始まり、川船工業団地の工場廃液の敷地外流出事件、田上小学校屋上への第三者侵入事件、それから同一場所での度重なる交通事故、イノシシ出没事件、そして最近では度重なる熊出没痕跡発見及び目撃事件であります。これらはいずれもが人命に直接的な危機や脅威を与える事件であり、発生数の多さを深く憂慮しております。一方で、これらに対しての町側の対処状況を見てみると、真つ当な危機管理がなされておらず、憂慮の度合いは増すばかりであります。今年の4月の新型コロナウイルス対策を主題とした議員全員協議会、いわゆる全協の中で、町

の三役から、危機管理もリスク管理も同じと認識をしているとの回答は、私にとって衝撃的であったと同時に、これでは来るべき新たな危機に対応できるのだろうか
と危惧したことが現実のものとなってしまっております。異常事態への町側の間違
った対応と認識の甘さが露呈をしております。私は、田上町の行政における最大の
課題、弱点は、この危機管理能力の低さにあると思っております。そこで、才気走
るつもりは毛頭ありませんが、この危機管理の重要性を説き、早急な確立と実践を
提唱したいと思います。

では、危機管理とは一体どのようなものなのかを述べてみたいと思います。まず、
危機とは何を指すかといえば、自然災害から、例えば税収不足までといった幅の広
い事象を指すものであります。全ての事象に対応するものであるということであり
ます。一般的に周知されている災害対策が、イコール危機管理ではありません。ち
なみに、災害対策では災害発生時の救援、救護活動に関心が集まりますが、災害発
生以前の取り組みから復旧活動までが危機管理活動の範囲となります。危機管理と
は、危機が発生した場合にその被害の影響を最小限にするいわゆる減災対策を講じ
るとともに、いち早く危機状態からの脱却、回復を図ることをいいます。片や町側
が全くの捉え違いをしているリスク管理とは、想定されるリスクが起きないように、
そのリスクの原因となる事象の防止を検討し、実行に移すこととあります。もっと
分かりやすく言いますと、リスク管理が危機や脅威を発生させないための予防、予
知止まりであるのに対して、危機管理は発生を前提とした予防、予知と発生時の準
備に力点を置くものと言えます。

このように危機管理とリスク管理の意味や活動内容は異なるものでありますが、
しかし一方では密接に関わってもおります。したがって、2つの管理を混同してし
まうと将来発生し得る危機や脅威に対し、適切な対応ができなくなってしまう可能
性が高まります。また、危機管理では町民とのコミュニケーション、会話を通じた
信頼関係が必要不可欠となります。行政運営の根幹は、危機管理にあると思っ
ております。しかしながら、翻ってみると、前にも述べた事件についてだけでなく、
全ての事象に対して後追いの、事後的な対応に終始しているのが今の田上町の実態
ではないでしょうか。さらに、悪いことに、その対応でさえ不十分と言わざるを得
ないものであります。例えるならば後出しじゃんけんでも負けてしまう状態にある
と。

では、なぜそのようになってしまうのでしょうか。物事には必ず道理があり、そ
の原理原則をしっかりと認識、あるいは学習をしていないからだと思えます。備え

あれば憂いなしという言葉の備えがないからにほかなりません。危機や脅威に対して出たところ勝負と言っても過言でない状況にあると言えます。町民の安心・安全を軽視しているどころか、放棄しているのに等しいものであります。分かりやすくするために、直近の事例である熊出没の痕跡発見についての対応を検証してみたいと思います。際立った問題点は、注意喚起情報の周知、伝達方法のまずさであります。これは、町政トップの意思の反映でもあります。危機意識を欠くとともに、備えや体制を整えていなかったがために重大な判断ミスを犯したものであります。初回の発見は、11月2日の上野地区でありました。折しも新潟県からは熊出没特別警報が出されており、かつ当日は村上市で高齢者夫婦が熊に襲われたニュースが流れていました。まさにその日の出来事であります。私が問題と指摘する町民宛ての周知、伝達方法に関しては、当日夕方のホームページへの記載、町民宛てのメール配信、そして翌朝の防災無線でありました。私は、この対応方法に非常に違和感を持つものであります。なぜか。ホームページは、インターネットでのアクセスを必要とし、メール配信は全町民の10%台の有効登録者数、直近の数字ですが、1,742件だそうです。でしかなく、さらに強調したいことは、熊による被害のほとんどを占める高齢者にとっては、いずれの注意喚起手段も決定的に不向きなものであるからであります。また、防災無線に関しては、事件発生地区の上野地区では設置途上であり、未設置の世帯が数多くあることから、不完全な状態でもありました。この事象は、人命に関わる最大級の危機が発生した状態であり、町民の生命を守ることを最優先し、危機管理にのっとって粛々と対応していなければならないものであったはずです。また、町民の生命を守るために、労を惜しむことなく徹底した広報による町民への注意喚起、町民とのコミュニケーションが必要であった場面であります。しかしながら、町が取った周知、伝達方法は、結果として手っ取り早いものであり、過ぎる言葉であえて言えば労を惜しむ手段であって、ここに大きな誤りがあったと指摘をするものであります。なぜに広報車出動という周知手段を講じなかったのでしょうか。発生地区である上野、隣接をしている山田地区、川ノ下地区へは、最低限、速やかに広報車で注意喚起を行う必要があったのではないのでしょうか。現場へ出向くという労をあえて取ろうとしない行政側の自己都合的行為ではないのでしょうか。現場主義、「事件は現場で起きている」とは人気テレビドラマの名せりふでもあります。現場、すなわち町民を忘れた対応であったのではないのでしょうか。これでいかにして町民の生命を守るというのでありましようか。最大級の危機が発生したにもかかわらず、その事象を軽く甘く見ていたと言えるのではないのでしょうか。当

日の夜に、私は町側に広報車出動の必要性を説き、以降広報車出動は定着をして現在に至っておりますけれども、やらせ感が強いのではないかというふうに危惧しております。緊急時にこそ試される町政のリーダーシップがまたしても発揮されなかったことは、町民の期待を大きく裏切る行為であり、極めてゆゆしき状況と言わざるを得ないと思います。行政による危機管理において、町民とのコミュニケーションは、行政運営の効率性、実効性を高めるために必要不可欠だけでなく、行政の危機管理における政治的側面、問題からも重要な問題と捉えるべきだと思います。これらを勘案して、町政を正し、町民の安心・安全を守るための提言を行いたいと思います。

町民の生命と暮らしをしっかりと守るために、町政の仕組みを災害対策から危機管理へと変えることを提起をいたすものであります。この変革のポイントは2つ。1つ目は、行政組織における意識改革であります。今までの自然現象のみならず、人為的原因による危機や脅威である災害が外部の要因により引き起こされる外的なものであり、あくまでも対応するものであるという考えを改め、災害は社会に内包、潜んでいるものであり、それを予知し、管理する仕組みを構築する必要があるとの認識を持つことであります。当然のこととして、専門スキルの習得も必要となります。

2つ目は、住民とのコミュニケーションの向上を図り、住民の信頼を得ることです。私の出身大学の研究の調査によれば、行政の危機管理能力に対する住民からの批判の要因の一つとして、行政組織と住民の間に危機行政をめぐるコミュニケーションのギャップが存在するとの結果が確認されております。私は、今までの一般質問で、一貫して行政が町民へ積極的に伝えることの大切さを主張してまいりました。この中でも指摘をし、総務省も課題と認めている情報の非対象性が田上町にはびこっており、それが町民の最大の不利益となっております。どんな不利益かというと、幾度となく指摘をしておりますが、情報の内容と情報提供の周知方法の両方において、町民が知り得なければならない情報が得られていないことをいいます。町長の認識とはかなりかけ離れていますが、私は町民に積極的に語りかけるといった基本的姿勢が足りないと思っております。情報の提供については、町民目線に立ち、積極的に町民とのコミュニケーションを取るといった町民主役の行政運営が大切であります。防災無線の活用についても緊急時のみの使用という前提を見直し、町民とのコミュニケーションの手段として見直しをしてはいかがでしょうか。

さて、行政側は来年度の予算編成の作業中と思っておりますが、一体どのような特徴を

持ったものとなるのか大いに興味を持っております。自然をはじめ、社会経済に内在する危機や脅威に対して、いかなる準備をして臨むでありましょうか。未曾有の社会経済の混乱が続く中で、いかにして町民の暮らしと地域経済を守っていくのでしょうか。また、守り切れるのでしょうか。町の危機管理の本気度に注目をしたいと思っております。

以上、行政における危機管理の絶対的必要性を説いてみました。このコロナショックによって、国も田上町も社会経済の様々なもろさやゆがみ、課題が露呈しております。今こそ行政の危機管理能力が本気で試されております。はやりのせりふで言えば、全集中の呼吸が必要であります。

最後に、危機管理は組織の問題であり、そこに町側のトップとはいえ、個人感覚を持ち込んだり、財政難を理由にして危機や脅威が起こるか否かの確実さの度合いである蓋然性を低く見誤ってはなりません。政策、施策の実行主体である行政組織そのものが危機管理能力を有していなければ、もはや町民の安心・安全を守ることが絶対にできないことを強調して一般質問を終えたいと思います。

そこで、町長に対してお伺いをいたします。質問1、町長は、ご自身の政治姿勢として危機管理の必要性をどのように捉え、どのように対応しなければならないとお考えですか。具体的にお聞かせください。

質問2、来年度の予算の基礎となる田上町まちづくり財政計画では、町の財政が悲鳴を上げているのを必死に厚化粧で体裁を整えているように見えます。今回の予算編成においては、危機管理を実践して間違いのない、メリ張りのある政策選択を行い、実効性をしっかりと確保しなければならないと思います。町長は、今回の予算編成に関してどのような方針、姿勢で臨まれるのか、具体的にお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の田上町の危機管理体制についてのご質問にお答えいたします。

町長の政治姿勢として危機管理の必要性をどのように捉え、どのように対応しなければならないと考えるかとお尋ねであります。危機管理の重要性につきましては、今ほど議員からのご説明、お話をいただきましたので、改めてお話し申し上げるものではありません。町長として町の行政をお預かりして2年半になります。就任当初、行政経験のない私にしてみれば、全てにおいてまずは学ぶことからのスタートでした。全国各地で毎年のようにゲリラ豪雨による大災害が、あるいは地震に

よる被害と、いつどこで大災害が起きても不思議でない状況下、当町においてもいつそうした災害に見舞われるかもしれない。そうした中で町民の生命と財産を守るべき使命を負う自治体のリーダーとして、いざ災害が起きたときにどう対応すべきか。就任した年の11月に総務省消防庁による防災危機管理研修の機会を得ることができました。自治体の長は、災害対策に当たって、重大な責任と権限が法律によって付与されると同時に、長の対応により被害の状況が変わることを十分認識して、リーダーシップを発揮することの必要性、重要性をマンツーマン形式で指導を受けられるというものでした。災害対策には予防、災害対応、そして復旧の局面がありますけれども、いずれの局面においても適切な対応が求められますが、この研修では主として災害対応についての研修でした。もちろん短時間の研修で学べることは、ほんの基本中の基本でしかありません。しかしながら、災害時への対応、いかにして災害に向き合うか、特にリーダーとしての心構えなど、考えさせられること、勉強になることもたくさんあり、有意義な研修でありました。

町民の命と財産、暮らしを守るべき使命を負う自治体のリーダーにとって、いつ何を判断すべきか、いつ決断を下すべきかということが最も必須とすべき基本的な要件であると考えます。言うまでもなく、判断すべき事項は時時刻刻と変化します。情報、状況を的確に把握するとともに、この状況で何を判断すべきか、何がベストな判断なのかということを常に意識して行動してきました。小野澤議員言われるように、水害、台風、地震等、自然災害だけが災害ではありません。第3波の襲来と言われる新型コロナウイルスの感染拡大は止まりません。全国で医療現場の崩壊の危機感が高まっています。極めて憂慮すべき状況です。新潟県でもクラスターとされる数件の集団感染の発生があり、感染拡大が心配されます。ウィズコロナ、新しい生活様式が求められる中で、新型コロナウイルスの感染対策、社会経済活動を同時に推し進めなければならない難しい局面にあります。改めて私たち一人ひとりが感染防止の基本である手洗いとマスク着用の徹底、さらに3密を避け、自ら感染しない、人に感染させないという危機意識を持つことが求められております。

さて、議員からは、備えあれば憂いなしの備えがないというご指摘であります。危機管理のトップに立つ者の3つの行動原理として、疑わしいときには行動せよ、最悪事態を想定して行動せよ、空振りは許されるが、見逃しは許されないということがあります。以前台風が新潟県を直撃する際には、町に台風警戒会議を開催しました。会議では空振りは許されるけれども、見逃しは許されないという強い思いから、町として初めての自主避難所の開設を行うよう指示しました。結果的には被害

がなく、空振りという結果でしたけれども、常にその気持ちを持ち続けたいと考えております。11月2日の熊に対する対応につきましては、現場の状況から既に数日経過しているという報告から、広報車による広報までは不要であると判断いたしました。しかしながら、広報車による周知も必要であったと、今となれば反省しております。議員ご指摘の町民とのコミュニケーションは重要でありますので、今回の件を教訓に、取れる対策はしっかり取っていきたいというふうに考えております。

最後に、予算編成に関してのご質問であります。コロナ感染症等の影響により、例年の予算編成とは違い、町の歳入財源は非常に厳しいものになると感じております。また、今後の財政見通しとして、新しい公共交通の整備、清掃センターの建設などの新規事業が控えているほか、新しい施設整備による経常経費の増加により歳出規模の拡大も想定されております。職員に対しては、厳しい財政状況を十分再認識するとともに、今まで以上により一層適正な予算組みに努めるよう指示しております。このような状況でありますので、令和3年度の予算編成に当たっては、当然のごとくまちづくり財政計画を基本に、さらに既存事業の見直しを実施するよう方針を示しております。既存事業の見直しに当たっては、一律カットというようなものではなく、各事業の全制度、施策について見直しを行い、事務事業の改廃や簡素化を図るように、また他課と関連するものについては十分協議を行うよう指示をいたしております。歳出予算の見積りに当たっては、抑制可能なものは抑制を行います。

一方、これから年末にかけて、国の予算とともに、地方への財政対策も示されます。国、県からの情報に基づいて、地方交付税等の各種財源の状況を確認した後、財源不足額が生じるようであれば財政調整基金で対応する予定としております。しかしながら、基金からあまりにも大きな金額を取り崩すことが必要な状況となれば、再度歳出予算組みの見直しを行うこととなります。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 町長、ご答弁どうもありがとうございました。町長が言われることも分かりますが、少しまた質問させていただければというふうに思います。

まず、危機管理のほうについてでありますけれども、町長が研修に行かれて、リーダーである町長がやらなければいけないこと、これはそのとおりだろうというふうに思っております。ただ、私が申し上げるのは、いわゆる災害対策というのが危機管理では実はないのですけれども、消防庁がやっているということで、同じという意味で捉えてやっているのか、ちょっとその辺は分かりませんが、危機管理というのは当然リーダーの判断は重要な要素でありますけれども、組織の問題であるわ

けです。町長が幾ら危機管理、あるいは災害対策のスキルにたけていたとしても、その下で働く役場の職員、組織、これがその重要性を理解をしていなければ何の役にも立たない。先ほど一般質問で申し上げたように、広報車の出動ということで私をご提案申し上げても、やるほうはやらされ感満載でやっているケースもあるわけです。したがって、質問を少しさせていただきます。

町長は、町の、私はあえて災害対策とは言いません。危機管理という言葉で言いますけれども、町の危機管理について、いわゆるシステムとしての体制、あるいは心構えとしての態勢、いわゆる態勢です。2つの漢字がありますけれども、これは、田上町において十分その機能は備わっているというふうに思われるのか否なのか、これをお聞かせをいただきたいと。

それから、今の件で、私は町民の生命と暮らし、それから地域経済を守るために、各課を横断的に統括をする危機管理のエキスパートの育成と、それからその専門部署というものが私は必要だと思うのです。今までいろんな事象が起きますと、担当課が、当たり前ですけれども、主体となってやりますけれども、残念ながら水準、レベルが同じというふうには思っておりません。したがって、この危機管理、あらゆるもの、事故に対しても危機管理、熊が出ても危機管理、災害が起きても危機管理、こういった専門的なスキルが当然のことに必要になるわけですので、今ほど申し上げたようにエキスパートの育成と、それから専門部署の設置、これが必要というふうに私は思うのですが、町長はいかが思われるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、予算編成のほうでございますけれども、言われるようにいわゆる緊縮財政にならざるを得ないということで、前回の私一般質問でもお話をし、今回も町長改めてご答弁いただいているように、一律的なカットはしないよということでございます。であれば、逆に今回の予算編成では行政の経営資源をどこの分野に集中させるのか。言い換えればどの分野を削り、どの分野に力点を置くのか。この辺が今現在お分かりになっているところがあればお聞かせをいただきたい。

それから、前回の一般質問で申し上げたいいわゆる財政規律、あるいは基礎的財政収支と言われるプライマリーバランス、それから財政の健全化、今日のそれこそNHKのニュースでしたか。県内の市町村の経常収支比率は全部悪化と、過去最悪だと、それから将来負担率、これについても新潟県は断トツに全国の水準よりも多いということで、県が財政が悪くて、田上町がいいなんていうことは多分ないはずですので、こういったもの、いわゆる財政規律やプライマリーバランス、財政の健全

化、こういったものを確保するための具体的な策や工夫が今回施されるのであれば、分かる範囲で結構ですので、お聞かせをいただければというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目のご質問であります。今ほど私自身が研修に行ってきた。当然議員おっしゃられるように、私一人が危機管理をどうのこうのということでは駄目なのであって、やっぱり組織としての確かに体制、これが整っていないければ意味がないと。全く小野澤議員のおっしゃるとおりであります。現在、だから、町としてそうした体制自体は十分かと、十分に機能しておるのかと言われたら、私は残念ながら十分に機能しているなどとは考えてはおりません。ただし、そういう中でそうした危機意識、危機管理、これは当然一番大事なことは、やはり常に関わり続けるということ、危機意識を常に関わり続けること、このことがやはり一番大事なのだらうと思います。そういうことからいえば、議員おっしゃられるようにいわゆるエキスパートの育成であるとか、専門的な部署の設置であるとか、そういうことも確かにこれから本当に必要になってくるのかもしれませんが、そういうことからの検討といいますか、研究材料にしていきたいなど、こう思っております。

それから、新年度の予算編成、先ほども申し上げました。非常に厳しい予算編成になります。そういう意味において、決して一律にカットということではなくて、各課にそれぞれどこに無駄があるのか、どの分野に無駄があるのか、また各課に共通する事務的な問題、そういうところも含めて指示を、無駄を省く指示、また事業の見直し、これもするように指示を出しております。当然新年度の予算編成に当たりましては、もう財政の健全化、これはもう本当に基本的なことになります。先ほど小野澤議員もニュースを御覧になって、本当にこのコロナ禍、戦後最大の経済危機を迎える中で、どこの自治体も非常に厳しい財政を迎えております。財政の硬直化というふうな言葉になるのだらうと思うのですけれども、そうしたことをやはり町としてもそうした形にならないように、しっかりとそうした事業の見直し等見ながら、新年度の新しい予算組みをしていきたいなど、こう思っております。

1番（小野澤健一君） ありがとうございます。危機管理、私のところは大丈夫だなんていう、多分自治体ないと思うのです。ただ、やはりちょっと下です。兆候であるとか、そういったものを見逃してしまうと非常にその後大変なことになります。私が強調したいのは、起きたときにどうするかが問題ではなくて、起きそうだ、起きるであろうというような構えの中で体制を組んでいくべきだらうと。そして、何よりも町民とのコミュニケーション。コミュニケーションというと何か軽く感じて

しまいますけれども、何をするにしても町民からの理解を得られなければ、あるいは協力を得られなければ何もできないわけであります。町民というのは、当然のことながら主役である。この主役に対してもっともっと町のほうから働きかけをし、今回熊の出没痕跡については、高齢者に対して注意喚起をしなければ駄目だと、一番大事なところであるわけです。それを、いや、ホームページでやりました、メールでやりましたなんて言われても、では年寄りがそういった周辺機器を操作できる人たちばかりかということになると、決してそうではない。だから、いち早く町民の、高齢者の人命を最優先しなければ駄目だということになれば、昔であれば火の見やぐらの上の半鐘があったわけですがけれども、広報車という一番アナログ的な労を要は惜しまない。やはりそういった手段をすぐ、町長から指示をされるまでもなく、担当課あたりでできるような、そういうスキルであってもらいたいというふうに思っております。そのためのエキスパートの育成であるとか、専門部署のご検討されるということですが、数少ない中で兼業は、これ多分無理だと思うのです。やはりどんな、多分一部上場企業には全てこういったリスク統括室とか、何とか室とか、そういう危機管理に対応する部署って必ず持っているわけであります。田上も総務課が内在するというわけにもいかない。町長からの直轄としてそういった部署、これを四、五人規模で私は設けておかないと、田上町といえどもそういった危機に瀕したときに対応ができなくなるというふうに思っております。

それから、税金については、町長言われるように財政の健全化が何よりだと、当たり前の話、それは全くそのとおりだというふうに思います。硬直化、そのために、私が前回申し上げた硬直化しないために、やはり数値の目標の設定は私は必要だろうと思うのです。それは、交付金が幾ら入るか分からない。今日のNHKのあれでしたか、財政シミュレーションをつくれな、出雲崎のほうでは交付金が幾ら入るか分からないので、つくられないと。こう言ってしまえば身も蓋もないわけでありましてけれども、その中でも限りある情報の中でつくっていくと、こういうものが必要でありますので、ぜひとも、数値目標もつくるのは大変だろうと思うのですけれども、今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、一番聞きたかった、私はどの分野を削って、どの分野に力点を置くか。前から申し上げているように、町長が今回のコロナ禍の緊縮財政の中で、何を目指して編成をされる予算なのか。3月議会の中ではそれは明らかになると思うのですけれども、今の段階で分かればお聞かせいただきたいということでお話をしたのですが、今それが作業中ということでご回答を得られなかったことは少し残念であり

ます。

私からは以上でございます。

質問は1つ、財政健全化について、硬直化を避けるために数値目標の設定、これを検討されるおつもりがあるかないか、これだけ1つ最後の質問とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 小野澤議員からは、財政規律の前回の議会のお話もいただきました。確かに財政規律、そうしたことを数値化するというのも非常に大事なことは、私も承知はしております。しかしながら、全体のバランスを見た中で、先ほどの分野でどの分野というふうなお話もございました。今お話をできる、そうしたどの分野がということはありませんけれども、そうした果たして効率的な事業なのかどうかということ、常に見直しをしていかなければならないなというふうに考えております。検討していきたいと思っています。

議長（熊倉正治君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

それでは、次に、10番、松原議員の発言を許します。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） 10番、松原でございます。一般質問をさせていただきます。

その前に、今回この事業が始まる前から大変大きな新型コロナウイルスという病気がまだ残っておりまして、第3波が押し寄せてきております。執行側の皆さん、それからここにおられる皆さん、もうひと息でございますので、どうか頑張ってくださいと思います。

私は、毎年のように1回は農業関係のお話をさせていただいて、少しでも農家の皆さんがよくなるようにということで、その任務も私は感じておりますので、頑張っている次第でございます。今回は農業関係について、2つほど大きく分けて町長にお聞きしたいと思っています。

1つ目でございますが、今回はいろんなことがございますけれども、1つ、農業の中でも一番重要な部分でございます田畑について、水田の実態、そこに畑作物が転用されてきても、よい製品ができて大丈夫かなど、お米が余ってきている中で、皆さんが見ている現状を見聞きしながら、また町の考え方を交えるなどして、私のお話や経験など、間違いなどありましたらご勘弁願いたいと思います。

今田上町でも少しずつではありますが、お米を作る中でも園芸作物に挑戦して、頑張っていて、若い人たちが出てまいりました。大変ありがたいことで、私も期待をし

ております。その期待に応えるためにも町は田んぼの土壌改良等、積極的に手を入れてほしい。特に今後野菜類の作付が増えるとなれば、田畑の暗渠排水管などは新しく作り変えることが必要で、園芸作物の根を傷める生育不良や雨が多いとき、湿害病につながる病気が少なくなることが、大変たくさんあります。今農家は、後継者不足と思いますが、このお金のかかる場所、部門、農業機械の進歩はありがたいし、作業能率も上がりました。そんな中でも農家が減れば、農地が荒れるというような言葉もございます。町長は、現実味を帯びた解消言葉をどう思うかなどや、また既存の暗渠排水管の取替えも、よい園芸作物を作るためにもぜひとも実行してほしいとっております。また、新津郷、上横場の基盤整備の今後の予定など、ざっくりでもよいが、聞かせてほしいと思っております。この3件について、第1番目を終わります。

次に、需要に見合った米の生産量の目安とはということで、町長にお伺いします。先日ある農業新聞に、21年産米について、主食米の適正生産量は679万トン、米50万トン、田んぼ面積にして10万ヘクタールの分を削減しなければ米の流通がよくなるよとの記事が載っておりました。今では田上町の稲作は、自分たちの田んぼの50%近くを米以外の作物に振替しているのに、大変困ったお話が出てきたなと感じます。減反が増えることは、農業を止めることにもつながります。新型コロナウイルスに関連することでの事情もあるかと思いますが、主食用米の生産量が減ったとしても、農家の食料自給率が下がらぬよう、また再生産意欲を持てる仕組みづくりを検討してほしいとっております。まだ主食用米の適正生産量については発表はされておりませんが、国が決めた需要に合った米の生産量の目安について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、松原議員の質問にお答えいたします。

はじめに、早く農地の基盤整備と既設暗渠排水管の取替え直しをについてお答えいたします。1点目の農家が減れば農地が荒れるについては、担い手、新規就農の確保についてのことかと思えます。農家戸数は減少の一途をたどっておりますが、農家があまりにも少なくなった場合、農地やそれに付随する農道、水路などの維持も困難になってまいります。さらに、町の景観、田上町の田園風景も損なわれることが心配されます。このような状況でありますので、引き続き新規就農や農業に興味のある方の移住、定住の促進も含めた中で町農業の活性化に努めていきたいと考

えております。

2点目の既設の暗渠排水管の取替えについては、それぞれの土地改良区において、日頃の地区内の農家のご意見、考え方を集約することが一番肝要かと思えます。そうした中、町として協力できる部分などについて検討、あるいは協議をさせていただきます。

3点目の新津郷田上地区、上横場地区の基盤整備の今後の予定についてであります。それぞれの地区において、各地区の方々から同意をいただき、現在それぞれ事業を進めております。土地改良事業は、おおむね10年間をめどに進めますが、両地区とも今のところ測量事務が主であるため、現地では目に見えての進捗はありません。これから面整備に進む予定ですが、埋蔵文化財の発掘調査やその結果により、その時期が遅れることなども想定されます。かなり長い時間軸の事業となりますが、県地域振興局、田上郷土地改良区、新津郷土地改良区など関係機関と連絡を取り合いながら、進捗状況については随時確認してまいります。

最後に、需要に見合った米の生産量の目安とはとお尋ねであります。米の生産調整は、昭和44年から始まり、国が需給調整を主体的に行う中で転作の面積、あるいは出荷量の配分を行ってきました。平成30年からは需要に応じて各生産者が作付、出荷を行うこととなりました。言い換えれば転作に関しては、各農家の考え方で行うことができるようになりました。一方で、これまで面積で40%前後の大きな割合で農家の皆様方から転作のご協力をいただくことで、米価が維持されてきました。このような状況でありますので、各農家が米の作付を大幅に増やした場合、さらなる米価の大きな値崩れが起こることが懸念されます。田上町においても、平成30年以降、各農家の皆様に作付面積の目安を提示してきました。間もなく令和3年産米に関して県から提示される時期を迎えます。1月から2月にかけて、JAや集出荷業者、県をはじめ関係者が集まる田上町農業再生協議会において、国、県の動向を注視した上で、米の需給バランスを見て、米の生産数量、作付面積の目安を検討してまいります。

以上です。

10番（松原良彦君） ただいまは大変詳しい説明ありがとうございます。私も町長の言う言葉をもう何年も聞いておりますので、ああだこうだとは言いませんけれども、今回は少し話が曲がって、何か相通じるものがないみたいな気がします。それで、私も正直にはっきりと言葉を、お話をしていきたいと思えます。

農家が減れば、農地が荒れる、こういう言葉が農村にはございます。今の農村に

よくできたぴったりの言葉と私は思っております。でも、こんなことには負けられません。そういう気持ちで頑張っております。

はじめに、暗渠排水管という言葉が出ますので、知らない人もおるかと思しますので、簡単にご説明しますと、皆さんが毎日利用している地下に、1メートル下くらいでございますが、潜っている穴の開いた下水管が通っていると、そういうふうに理解していただければ半分以上は合っております。町長に私がお尋ねしたのは、なぜこの時期に私が執拗に題出しをしているか分かりますか。今が絶好のチャンス、最後のチャンスと思うから、私は今回この題出しをしてきました。なぜならば、4つぐらい考えてきたのですけれども、まだ田畑の管理ができる知識を持った人が大勢いるということでございます。そして、2番目に、米が余ってきたけれども、園芸作物の需要がたくさん出てきたという、この農業関係でございます。そして、3番目に、排水がよくなると野菜の作付が簡単に移動できるし、連作障害からも防げるとのことでございます。4番目に、その関係で田畑の乾田化は、作業能率が上がるし、売上げも伸びるといようなことを私は考えております。この暗渠排水管工事は、他の新聞にも載っております、私と同じことを真剣に考えている人がいるなというふうに感じているところでございます。これだけは将来農業をする若者たちに、今取りかかると個人的なお金など、負担が少なくなるかと思っております。

私は、皆さんが考えているほど、畑作物の育成は難しいと思っております。それは、地下の排水、土質の改善など、しっかりつくとすれば3年はかかると思っております。初めての人たちには、3年は難儀しなければ駄目だよというような気持ちを持っております。町長もお花を栽培しているようでございますので、つくるのは簡単でないことはよく分かっていると思っておりますが、この点についてもちょっとお聞きしたいと思っております。

次に、需要に見合った米の生産量の目安について再度お聞きいたします。この米の配分は、町長も今申したとおり、農水省が平成18年産から生産調整、いわゆる減反を廃止してきたことから、話が出ています。各産地への参考情報として、需要に見合った米の生産量の目安として示してくれたものでございますが、本当に役立っているかどうかというのは私もちょっと、今回新型コロナウイルスの関係で、首をかしげております。今年みたいな突然変異の新型コロナウイルスは、私は今回は例外中の例外というふうに思っていることもございます。いまだに解決ができない状況が続いていることは、こんなときこそ慌てない生活が大事であり、農家が再生産

意欲を持てる仕組みをしっかりとつくるのが大事ではないかと思っております。

それと、こんなことを言っただけでは、新聞社の方には書かないでもらいたいのですけども、それと同時にこの前の4年間生産調整、減反という話が出て、作付しております。いろいろ調べたデータを持っていると思いますが、こんなにたくさん米が余ることは、皆農家に押しつけるつもりでしょうか。私は、4年間も今の技術で米の生産量、米がどのくらい取れるかというのは、九州地方に災害があってもまだ余る。そんなところから、本当に毎年出してくれるデータ、それに連れて町や再生協議会、みんなそうだ、そうだ、これはいいですね、このように大変ですと納得してもらった数量でしょうか。専門家がいろいろ調べてできないことを町に押しつけても、なかなかできないと思います。何とかしていただきたいということで、町長に尋ねます。

次に、今お話ありました基盤整備の件でございますが、西蒲原、向こうのほうに行くと、今西蒲原とはいいませんけれども、田んぼの区画整理が大変進んでおります。大きい田では1.5ヘクタール、大変大きなものになっております。長さは直線で250メートルぐらいはあるのではないかと田んぼができております。それが今どこに行っても、西蒲原、あそこへ行くと、巻のほうへ行くと見ることができます。田上町の田んぼに関しては、1ヘクタール区画が僅かでございますが、ございます。今回標準区画に1ヘクタールが増える予定のようでございますが、私は大変賛成しております。早くできて、早く能率が上がる、そういう田んぼをやっぱり造ってほしいと思っております。

それから、これは分かっている人と分かっていない人があるかと思っております。先般タマネギの現地説明会で頂いた資料の中で、一番下の欄外に米印がついた言葉が気になります。もしお話ができるようだったら、これはお金のかかることでございますので、説明ができましたらお聞きしたいと思っております。

それから、今回よく出ている問題で、田上町農業再生協議会、これがあることは皆さん知っておりますが、どんな仕事をしているのだろう、どんなところなのだろうということで、いつも私は迷っている次第でございますが、その事業の中で1つだけ私は心配しているのが、1から13ございまして、11番の担い手の育成、確保についてでございます。高齢化農業者が多くなり、我が田上町もそうでございますが、そういう農家の方に強く応援と支援をしていただきたいと思っております。ことわざではありませんが、千三つにならないように、町長からも頑張ってくださいと思っております。

以上、2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 総務産経常任委員会でタマネギの実証圃場を一緒に見させていただきました。今ほど松原議員おっしゃられるように、暗渠の重要性、必要性、全くそのとおりであります。当然今まで米作り、田んぼだったところを園芸作物で転作ということになれば、この前の農家の方の説明を聞くまでもなく、乾田化になるために、1年や2年ではなかなか畑としての実効性が出てこない。当然水はけが悪ければ作物がうまくできないわけありますので、従来田んぼだったところを畑地に、野菜作りをしようということになれば、そうした苦勞というのが当然出てくるのだろうなということで、松原議員おっしゃられる暗渠の重要性、必要性というのは当然よく分かります。それは、先ほども答弁の中でお話し申し上げましたけれども、土地改良区等の協議の中でそうした問題が、箇所があればそうしたところで話を上げてもらうということになるのだろうと思います。いずれにしても、県は米だけではなくて、もう少し、もっと所得の上がる、農家収入の上がる園芸作物を一生懸命推奨をしております。当然これから圃場整備の関係、約2割の園芸作物への転用ということ、県からもそうしたことを言われております。そうした中でタマネギの生産というふうなことが出ておるわけですが、なかなかそうしたすぐに収穫に結びつかない、そうした現場の苦勞というのは確かにありますし、この前視察で現場の苦勞話を聞いた、そのとおりであろうかと思っております。ということと申しますか、そうした意味でなかなか簡単に園芸作物、米一辺倒ではなくて、もうかる農業というふうなことで、園芸作物への転用ということを言われていますが、なかなか確かにそれもそう簡単ではないのだということは、私自身も重々承知をしているところであります。

需要に見合った米の生産量というお話がございました。米離れ、お米を食べないで、パン食と申しますか、米離れが進んでいる状況の中で、さらに追い打ちをかけるようにしてきたのが新型コロナウイルスの関係だと思えます。業者米というのでしょうか、外食産業が打撃を受ける中で、米の消費が減ってきているところへさらに追い打ちをかけたのが新型コロナウイルスの関係だと思えます。そうした中で米の在庫量が増えて、農家の皆さんに対する米価が下がってきた。ご承知のとおりだと思います。そうした中で今は国の生産調整がなくなった。各自治体ごとに米の需要に見合った生産数量の目安をあてがわれているわけです。先ほども申し上げましたように、近々県のほうからそうした目安の話があり、また農業再生協議会でこの町の目安として生産調整の割り振りが示される形になろうかなと、こう思っております。

ます。そういうことで、非常にそうした農家の方々のご苦労といえますか、そういうのがあつた中で今回農業従事者の方々に臨時交付金の農業支援という形で、農業生産者の方々に少しでも支援になるようにというふうなことで、今回町で支援をさせていただいておるところであります。

基盤整備の件にもお話がございました。1ヘクタール1枚というふうな、そうした田んぼ、機械化に伴つて生産量、生産性を上げるために、いわゆる大圃場といえますか、1反を、1ヘクタールを1枚とするような、そういう基盤整備が今回の上横場地区の圃場整備、また新津郷の関係の基盤整備においても、これから実施をされるということでもあります。そうした中においても、先ほど申し上げましたように、圃場整備と一体になった2割の園芸作物の推奨、そういうことの中でタマネギの生産ということを町としても取り組まずといえますか、推奨をさせていただいております。先ほど申し上げたように、なかなかそうは言うものの、そう簡単に採算が合う状況に至っていないというのは、この前ご説明を受けたとおりであります。そうした支援ということもあるのだらうと思つたす。それらはこれからどういふふうな、そうした農業後継者の問題、そうしたところにどうした支援ができるのか、町としてもやはり真剣に考えていく必要があるというふうな思つております。

以上です。

議長（熊倉正治君） 12時に近くなつてまいりますので、まだ質問ありますね。

10番（松原良彦君） もう5分くらい。

議長（熊倉正治君） 12時になりますが、終了まで議事を継続をいたします。

10番（松原良彦君） 時間も迫つてきましたので、私も考えていることをたくさん言わせてもらいますが、もう少しで終わります。

3回目の質問をいたします。ただいまたくさん説明ありがとうございました。町の支援も大変助かりますので、これはよかつたなと私も思つております。できればもう少し高いほうによかつたと私は思つておりますが、これもいろいろなやりくりで、仕方ございません。私は、今回は基礎である土の大事さ、これを皆さんから見直してもらつて、そんなに簡単に野菜作りはできないのだよというようなこともありまして、前、先、後を見ながら進んでいただきたいと思つたす。

今一番困つていふことは、今回はタマネギは上横場付近の田んぼを利用しておりますが、私は田上町全体に、それでも若い人がおりますので、幾つか希望のある方も出てくるかもしれません。そのような意味で希望する各集落に見本となるような、そういう野菜作りといひましようか、園芸作物作りを推奨していただければ、また

また減反面積も減ってくるだろうし、そういうところに田上の人気、それからおいしい食べ物をつくる田上ということで、私は周りの皆さんからも期待が出てくるのではないかと考えております。それで、この次また2割とはいきませんが、そういう希望者が出たら、町としても強く応援してあげていただきたい。そういう意味合いにおきまして、町長に軟弱地盤の改善については私どもによく協力していただきたいといいたいでしょうか、農家に協力していただきたいと考えております。そんなことで私の質問は終わりますけれども、田んぼのことについても一言、頑張ってもらえるような応援をしていただきたいと思っております。

これで終わります。

町長（佐野恒雄君） 今回上横場の実証圃場見させていただきました。ああいう、6名ぐらいと言っていましたですか。そうした人たちがやはりお手本といいますか、なってくれば、また若い人たちもそれに続いてやっていこうかという、また気運も出てくるのではないかなと。今回タマネギ、タマネギと言っていましたけれども、道の駅で里芋が販売されていて、非常に人気が高くてどんどん売れていました。私は、あれを見て、農家の方々が自信を持って園芸作物に取り組んでいってほしいなと本当に思いました。そういうタマネギ、里芋ばかりではなくて、今回道の駅の出品者の中でも新しい園芸作物に対して積極的に取り組んでいただけたらありがたい。そういう意味においては、やはりそういう人たち、若い人たちがもう少し農業に魅力を感じてもらえるような体制というのですか、そうしたところにやはり支援をしていければなというふうに考えています。今回本当に道の駅が連日大変なにぎわいを見せておられて、農家の方々も自分の作った作物を自分が値段をつけて販売できる。本当に生き生きとして、道の駅に新鮮な野菜を運んでおられるのを見て、いや、本当によかったなと。もっとももっとこうしたことが若い人たちの希望というのですか、米だけではない、何か自分たちでももう少し収入の上がるそうした作物も自分たちもちょっとやっていこうかと、そういう希望というのですか、そういうものが出てくるのではないかなということに本当に期待をいたしております。だから、そういうことに対しても支援ができるような、何か考えていければなというふうに思っております。

議長（熊倉正治君） 松原議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩をいたします。

午後零時02分 休 憩

午後1時15分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

今日最後の一般質問ということで、13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌です。一般質問を行います。

私は、1つは県立病院問題について、2つ目に新型コロナウイルス感染症対策について、3つ目に来年度予算編成と国の政策について伺います。

まず第1番目に、県立病院問題について伺います。花角知事の県立病院再編方針についてです。花角県知事は、さきの県議会で臨床研修医の人数が去年は112名なのに、今年は96名しか確保していないことを問われて、研修医が臨床研修病院を選択する際に重視していることは、研修プログラムの充実、指導体制の充実、症例が多い施設、設備の充実の順番になっていると県議会で答弁しています。また、松代、柿崎、津川、妙高の県立病院の県営を放棄し、市や町の運営にすることについて、県が運営できないのに、市や町で運営できるはずがないとの地元の声や新型コロナウイルス感染症が県内に広がる前から、厚労省は公立、公的病院の再編方針の検証を新型コロナウイルス感染症が終息するまで延期しているにもかかわらず、県立加茂病院、吉田病院の二次医療機関の放棄と民営化を進めるのは異常ではないかという質疑にも、持続可能な医療体制を確保するには必要と繰り返し答弁していますが、持続可能な医療体制への具体的で県民が納得するような答弁は県議会では聞かれませんでした。しかも、花角知事が計画している県立病院の再編計画は、臨床研修医が希望する病院の姿と逆行であり、持続可能な医療体制を確保すると言いながら、県営での医療の責任を放棄する計画と言わざるを得ません。

その第1は、松代、柿崎、津川、妙高の4つの県立病院の県営を放棄し、市営、町営にしようとしていることでもあります。令和元年の決算では、この決算というのは県立病院の決算です。松代病院は、一般会計繰入れ前の純損益は3億3,900万円、柿崎病院は4億1,000万円の赤字、先ほどのも赤字です。津川病院は、5億6,900万円の赤字、妙高病院は4億3,900円の赤字となっています。市営や町営になったら純損益のマイナスがプラスに転じるのでしょうか。その保障はありません。県政の任務放棄そのものではないのでしょうか。どんなに不採算でも、地元の住民にとっては命と健康を守るとりでが病院です。こうした地域では、民間病院の参入がないからこそ、県立病院の役割は極めて大きいはずであります。

その第2は、県立加茂病院、県立吉田病院の二次救急医療からの撤退と民営化に

よる県政の責任放棄です。加茂、田上地域は、救急車は10分以内に患者宅に到着するのに、病院に搬送するまでの時間が平均で56分もかかる。病院探しで救急車内で亡くなってしまう事態も発生しました。通報から病院への搬送が県内で最も時間がかかる事態を解消しようと住民と市町村長、議会の長年の県政への要請が実り、泉田県知事のときに救命救急センター併設の基幹病院建設計画が450床で決まり、加茂病院新築で、二次救急医病院として14の診療科を決定し、基幹病院の後方支援として二次救急で処置できない患者を基幹病院に搬送するという、加茂、田上住民にとっても、これまで加茂病院を利用されてきた五泉市の住民にとっても、大歓迎の病院の建設計画が作成され、建設されたのであります。ところが、花角知事は、誕生した途端、住民にとってかけがえのない県立病院を二次救急病院を放棄し、民間が運営しやすいリハビリ的な病院に変換する計画を立て、押しつけてきました。県立の二次救急病院を吉田病院も加茂病院も廃止し、患者の全てを県央基幹病院に集中させる計画では、県央基幹病院の医療の責任を花角知事は放棄したと言われても仕方がないのではないのでしょうか。このような計画が実際に実施されたら、今までも新潟県に臨床研修医が来ない状況なのに、県央基幹病院の建物が完成しても、そこには臨床研修医の希望者が来ないということになりかねません。なぜなら全て県央基幹病院に救急車が集中したら、それだけでも基幹病院は疲弊するし、そんな病院に研修医の第1と第2の希望の研修プログラムの充実、指導体制の充実ができるわけありません。どこに花角知事の言う持続可能な医療体制を確保する保障があるのでしょうか。このような花角知事の計画で、新しい医師が働く魅力ある県央医療圏域になるのでしょうか。泉田知事の時代に住民に約束した県央基幹病院の充実をほごにする花角知事に対して、佐野町長は政治生命をかけて、地域住民の命と健康を守る立場に立つべきだと思いますが、町長の政治姿勢を伺います。

次に、県立病院の決算について町長の所見を伺います。新潟県の財政が危機だからといって、新潟県が公立病院を放棄してよいのでしょうか。令和元年の県立病院の決算では、県立は全体の県立です、新潟県の。県立病院の13病院の全てが赤字決算があることが分かります。参考資料のナンバー1とナンバー2を参照してください。一般会計繰入れ前の純損益でマイナスが大きいのは、トップは新発田病院のマイナス20億9,600万円、次にマイナスが大きいのは精神医療センターの17億7,700万円です。花角知事は、124億円の赤字を大問題にして、僻地と言われる病院の県営からの放棄や県央医療圏域の県立病院の二次救命救急病院の解体と民営化を叫んでいます。しかし、県立病院決算を見ると、新発田病院と精神医療センターの2つの病

院の純損益はマイナス38億7,300万円で、全体の124億円の赤字の31.1%を占めています。がんセンターを含めれば、約40%を占めるのです。

一方、一般会計から病院経営の繰り出し、病院にとっては繰入れとなるのが52億5,800万円、県立全体の一般会計繰入額111億800万円の何と47.3%を占めているではありませんか。上越市の中央病院を加えたら、一般会計繰入れは、全体の60%を占めているのがこの中央病院と新発田がんセンター、精神医療センターのプラスしたのが繰入額の全体の61%です。一般会計の繰入れ後のがんセンター、精神医療センター、上越の中央病院は黒字となり、新発田病院は赤字が大幅に減少します。一方、繰入額の少ない加茂病院や吉田病院は、7億円から9億円の赤字ということになります。資料ナンバーツーを御覧ください。中央病院は、7億5,000万円余りの黒字になり、がんセンターは3億7,000万円余りの黒字に、精神医療センターは2,300万円の黒字に、新発田病院は20億円余りの赤字が2億5,000万円の赤字と大幅に赤字が繰入れによって減少します。一方、加茂病院は、一般会計繰入れ後でも9億4,000万円の赤字、吉田病院は9億2,000万円の赤字です。同じ県立病院なのに、なぜこのような不公平とは思わずにいられない一般会計繰入れが行われるのでしょうか。それは、総務省が公営企業法による一般会計繰り出し基準で示されており、その基準の範囲内で一般会計繰り出しを行うと交付税算入されるというものです。一方、基準以外で県独自で繰り出しを行った場合は交付税の算入がありませんから、加茂病院や吉田病院は一般会計による繰入額が大幅に少なくなる仕組みとなっております。結果として赤字と言われる額が大きく見えるということになるのです。

県立病院は、一般会計からの繰入れ前は全ての県立病院が赤字決算です。この赤字をなくすには、国が定めた診療報酬を大幅に引き上げることが大前提ではありませんか。この前提を抜きに、県立病院の赤字をどうやったらなくせるのかなどと論じていたら、県立病院を全部廃止する以外になくなってしまいうではありませんか。診療報酬を大幅に引き上げると、もちろん患者負担がこのままでは大きくなるという矛盾が起こります。これは、医療保険への国の負担金を大幅に引き上げ、住民の窓口の負担率の削減を行うことで矛盾を解決する方法はあります。また、若いお医者さん、医師が働きたいという病院にするには新築された加茂病院の診療科目の充実であり、地域の住民に喜ばれるお医者さんを配置することで、患者がぜひ加茂病院で受診したいという医師を配置することが必要です。県知事が県財政に責任を負うというのは当然のことです。しかし、県営の病院が赤字だから、病院を再編成し、市町村営に替えたり、民間委託にしたら、現在の県立病院の診療科の機能

が失われてしまうことは必至ではないでしょうか。住民にとっては医療の後退は、命と健康の後退であります。花角知事の間違った政策を住民の立場で変えるよう求めることは、町長としての責務でもあると私は考えますが、町長の政治姿勢を伺います。

また、佐野町政が定期的に加茂病院の院長や事務長と懇談し、県立加茂病院の実情を知り、要望を聞き、県政に反映することが地元の町長として必要ではないでしょうか。佐野町長の政治姿勢を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。新型コロナウイルス感染症が大都市を中心に爆発的に広がっています。一方、私たちが暮らす新潟県内でも感染が広がり、ついに死者が発生しております。政府は、感染症を防ぐ方法として、専ら自助努力を求めています。しかし、これでは感染の広がりを防ぎ、経済を元に戻すことにはならないのではないのでしょうか。発熱がある人、味覚が急になくなった人など、発症した人をPCR検査だけでは感染を抑えることができないことは、これまでのPCR検査の経過から明らかであります。感染症を抑えるには、無症状の人で感染している人を見つけること、そしてその人を保護し、治療する体制を整えることではないのでしょうか。感染しているけれども、無症状の人を見つけるには、少なくとも発症した人の周辺の人々を全面的にPCR検査を行う。そして、陽性者がどのような人と接触したかを追跡し、その接触者にPCR検査をやってもらうことではないのでしょうか。そして、それらは全て国費でやるべきであります。このように発症する前から発症していないが、感染している人を早期に発見し、保護することで感染していない人は安心して買物や食堂での飲食、旅行、集いなどに参加することができ、日本の経済及び地域経済が循環することになっていくのではないのでしょうか。面的に検査を行うことで陽性者が減少したことを国の専門家が明らかにしています。資料3を御覧ください。国の専門家が明らかにしているこの結果について、町長の所見を伺います。

そこで、町長に提案したいのであります。厚労省は65歳以上の人、基礎疾患のある人へのPCR検査を積極的に行うよう通知し、その一定額を補助する通知を出し、事業主体を市町村としました。これが9月15日の通知であります。町は2か月後の11月19日の全員協議会で、町の政策として2,000円の自己負担で何回でも検査を受けられる方針を示しました。これは、65歳以上と基礎疾患を持っている65歳未満の方です。本来国の全額負担でPCR検査を行うべきではありますが、こうした不十分な国の政策の下でも佐野町長が町負担を伴うPCR検査に踏み切ったことに、大い

に賛同し、評価するものであります。自己負担については、インフルエンザ予防接種自己負担、1,650円を参考にしたとありますが、検査実績の状況から見て、引下げも検討するよう求めますが、いかがでしょうか。その理由は、年金生活者は生活そのものが大変厳しい状況です。PCR検査は、インフルエンザ予防接種と異なり、1回やればよいというものではありません。人との接触が感染するリスクが高くなるわけでありますから、複数回の検査が必要です。こうした特徴から、状況によっては1回の検査負担を引き下げること視野に入れた予算を作成することは必要です。また、この制度は市町村事業として、国の補助が2分の1とあります。私は、市町村事業であっても、県が一定の補助をすることこそ全ての市町村が実施に踏み切れると考えていますし、当町、田上町においても県が2分の1の2分の1、すなわち4分の1を負担してくれるだけでも大幅に財政的に補填ができるものだと思いますが、町長の所見を伺います。ぜひ県に補助を要望すべきであります、町長の所見を伺います。

新型コロナ感染症について、2つ目の質問です。田上町ではデイサービスセンター康養園、知的障がい者等デイサービスセンターあじさいの家、ほかにも多くの老人福祉施設があります。また、竹の友幼稚園やルーテル幼稚園、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校があり、そこで勤務する人は、多数の入居者や児童生徒に日常的に接しています。そこで働く人は、ご自分が感染者にならないように、極めて厳しい自己管理が強いられているのが現状です。こうした方々にPCR検査を定期的実施することで、安心して入居者や児童生徒に接することができるようになり、大きな声で歌も歌える環境になると思います。仮に500人分の検査経費を町単独に実施しても、1件1万4,850円なら742万5,000円で実現できます。もちろん町が実施することの意義を県や厚労省に働きかけ、国の100%負担を要請しつつ実施することは、大きな意義を持つものと確信しております。町単独でも実施すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、来年度予算編成について伺います。総務省は、令和2年度に緊急浚渫推進事業を創設しました。資料ナンバー4を御覧ください。事業対象は、一級河川からその他河川までとしています。これは、全て起債事業として100%充当し、元利合計の70%を交付税算入すると言っております。また、事業期間は令和2年から令和6年度の5年間としています。田上町では、一級河川は五社川、山田川、才歩川です。この管理は県ですから、県に対して要請し、浚渫事業に組み入れてもらう努力をすべきです。また、その他河川では、田上町長が管理する河川全部となっておりますか

ら、その他河川の実態を調査し、浚渫が必要で、町の資金繰りで起債しかないとしたらこの緊急事業への参加を検討すべきですが、いかがでしょうか。

緊急防災・減災事業の対象事業の拡充についても資料ナンバー5で示しております。これも総務省によるものです。指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策、防災インフラ整備の推進のため、地方交付税措置を拡充するとあります。この事業は、令和元年から令和2年度とありますが、令和3年度も実施することは確実とされており、この事業も起債事業で、100%が充当され、元利返済金の70%が交付税で手当てするというものです。町の資金繰りを検討し、対応することを求めます。

避難所の拡充や新設なども含まれると思われます。田上町は、避難所の収容人数がコロナ禍で圧倒的に床面積が不足しています。また、水害時や土砂崩壊危険地帯での使用ができない、また耐震上の問題を抱えているのが現実です。もしものときに町の不備が原因で避難できないなどが起これば、町長は重大な政治責任を負わなければなりません。

公共用建築物の長寿命化事業があります。これは、町体育館、1973年、築47年経過、田上中学校、1979年、築41年経過、羽生田小学校、1981年、築39年経過。町は、30年経過で大規模改修の必要性を認めています。国は、地方自治体の借金しか用意しないのは極めて問題ではありますが、必要な手だてを優先すべきではないでしょうか。

道路整備に係る費用も対象となっております。田上町の舗装状態は、特に生活道路への投資がこの間ほとんど行われておらず、ひどい状態です。生活直結優先でこの事業は実施できます。さらに、除去事業、施設の撤去費用、これも対象となっております。本田上地内にある旧役場周りの旧公民館を含む施設を撤去して更地にすることは、5,000万円近い費用がかかると考えられます。これは、起債90%で交付税算入はありませんが、財政のやりくりで5,000万円を出すことが無理ならこの事業を活用する選択があります。

こうした事業は、コロナ禍で、経済がひどい停滞をしている状況の下でつくられた施策等もあります。私は、国が元利合計を交付税で見るといって、何でも借金するのはこれまでもこれからも否定的な考えであります。しかしながら、コロナ禍で税収が落ち込む中ではやむを得ないというのものではないかと考えます。もちろん国が用意した起債事業を採用しなくても、町が事業を行えるなら安易に起債事業を行うべきではありません。検討し、効率的な予算策定を望むものであります。町長の見解を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、県立病院問題について政治姿勢を問うとのご質問であります。花角県知事の県立病院再編成方針についてでありますけれども、報道によれば花角知事は県立病院の再編を進めており、町民に身近な県立加茂病院につきましては公設民営化を進めるとの新聞報道が先行しております。こうしたこれらの真意を確認いたしたく、去る10月13日、県病院局長、加茂市長、そして私とで県立加茂病院についての懇談会を行いました。県病院局長からは、県立加茂病院は公設民営で考えているということ伺いました。私は、この地域の医療の中核である加茂病院は、県立経営で運営することが望ましく、総合病院として機能の充実を図る、そして二次救急医療としての機能の存続を訴えました。さらに、県央基幹病院との連携を踏まえ、加茂病院での診療がさらに充実されることも併せて訴えてまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大の中、全国的に第3波が襲来している状況下で県立病院の果たす役割というものはますます重要になっております。今後もこの考えを訴えてまいりたいと思っております。

県立病院の決算についてであります。一般会計からの繰入れについては県の考え方により行っておりますので、私から述べることはありません。若い医師などが働きたいという病院とするためには、新築された加茂病院の診療科目の充実、地域の住民に喜ばれる医師の配置、それらによって、患者がぜひ加茂病院で受診したくなる必要があるとの考え方については私も同感であります。特定の診療科のみの病院となることは、何としても避け、総合病院としての機能を充実させる必要があると思います。そして、救急外来を備えることで、県央基幹病院の後方支援病院としての位置づけをしっかりとすることで、地域に根差した魅力ある病院となることを要望しています。加茂病院の状況につきましては、担当課である保健福祉課を通じて状況把握に努めてまいりますが、必要に応じて県に要望等は行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について政治姿勢を問うとのご質問であります。新型コロナウイルス感染症においては、感染症であっても、無症状の方が大勢おり、その無症状の方からの感染が広がっているとも言われております。その中で発症した方の周辺を面的にPCR検査を実施していくということは、感染拡大防止には有効な手段であると思います。今議会で提案した高齢者等へのPCR検査費用の助成について、検査の自己負担額の引下げとのご提案であります。今のところそこま

での考えには及んでおりません。また、この事業は国庫補助のみであり、県の補助はありません。県にも補助を要望すべきとのご意見であります。私としては国の責任において全額国庫負担で実施すべきものと考えております。さらに、無症状の方のPCR検査につきましては、高齢者等だけではなく、若年層も検査対象にすべきであると私は考えております。このようなことは、機会を通じて国に要望してまいります。

高齢者介護施設、障がい者施設、教育関係施設の関係者に町単独でPCR検査を実施すべきとのご提案であります。県内においても介護施設や学校でクラスターが発生しております。施設等の職員は、日頃から注意を払い、感染予防対策に努めておられますが、極めて厳しい自己管理が強いられております。施設等に働く方々のPCR検査の定期実施については、感染拡大の抑止効果が高いとは思いますが、これについても町単独事業ではなく、国の責任において全額国庫負担で実施すべきものであると考えております。このことにつきましても、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

最後に、来年度予算についての質問にお答えいたします。1点目の緊急浚渫推進事業であります。町内の一級河川である五社川、山田川、才歩川の浚渫につきましては、毎年町から新潟県に対して県単事業として要望を上げております。その中で、県では今年度緊急浚渫推進事業を利用して、山田川を浚渫する予定であるとのことあります。また、町内におけるその他の河川につきましては、今年度から同事業を活用する予定で申請いたしました。令和3年度以降につきましても同事業の活用を念頭に、地区要望と河川巡視による現地の状況を踏まえながら、それぞれ浚渫を実施してまいります。

2点目の緊急防災・減災事業費の対象事業の拡大等についてであります。緊急防災・減災事業債につきましては、これまで町では防災行政無線の整備や積載車購入の際に活用してきました。議員ご指摘のとおり、避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラ整備等への活用が可能となっております。現時点では令和3年度以降も継続するといった情報はありませんが、私も継続するのではないかと考えております。継続するような情報があれば、その活用に向けてしっかりと検討していきたいと考えております。

なお、公共用建築物の長寿命化事業、道路舗装、除却事業に活用できる起債のメニューは、緊急防災・減災事業債ではなく、公共施設等適正管理推進事業債になります。この起債につきましては、充当率が90%、交付税措置は30%から50%となっ

ております。この起債を活用するには町で作成しております公共施設等総合管理計画に掲載されている施設であり、かつ施設個別の施設計画、例えば施設を集約化、複合化する、あるいは長寿命化対策を図るといった具体的な方針を定めた計画が必要となってきます。議員ご指摘の小中学校につきましては、今年度中に計画策定を予定しておりますが、町民体育館につきましては現時点で施設の今後の方針が定まっていないことから、個別計画の作成ができない状態です。道路舗装につきましては、既に個別管理計画を作成しており、起債事業も活用しております。除却事業につきましては、旧公民館の今後の跡地利用の方向性や防犯上の問題等を十分踏まえながら、選択肢の一つとして考えてまいります。

これまでも事業実施の際は、少しでも財政面において有利なものを選択しながら実施してきました。しかし、年々交付税措置される起債事業は少なくなってきております。今回議員ご提案の起債事業は、どれも有利なものであり、活用できるものは積極的に活用していきたいと考えております。

ところで、最近の起債の交付税措置額は、町が実際に借入れを行っている償還額で算入される実償還方式ではなく、国が定めた条件による理論償還方式での算入となっていることから、国との償還年数等の違いから償還額に差額が生じております。このことから、事業の実施に当たっては、各年度の起債償還額の見極めも必要であります。幾ら有利な条件であっても、道の駅等の大型の起債償還と重複するようであれば事業を見送らざるを得ないことにつきましてはご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

13番（高橋秀昌君） まず、一番最後にお答えになった来年度予算の絡みで伺います。

私は、これまでも起債に頼るのはけしからんということをよく言ってきた本人であります。今回このように大型な起債を準備しているということもあったものですから、提起しました。もちろん当町の財政の状況によって、できるだけ起債を行わないでやれるということが大事だと思いますので、その点では決してどんどん起債せよという趣旨ではないことを理解していただきたいと思っております。

次に、最初の県立病院について伺います。町長と私の意見は、基本的には一致していることがこの議会で明確になりました。ただし、町長がここで県立病院の決算に対して、一般会計から繰入れについては県の考え方でやっているのだから、私は述べることはありませんと、こういう答弁されています。私が主張したいのは、加茂病院だけお金の入れ方が少ないから、不公平だということを強調したいのではな

いのです。新潟県の県立病院全てが赤字決算だということです。少なくないマスコミは、この赤字を大々的に宣伝し、いかにも赤字が問題かのような、やっているということだったのです、確認には。でも、その赤字の中身というのは1か所や2か所ではなくて、全ての県立がそうであるということ。それから、全国的には6割の公立病院が赤字なのだと。こういう実態からして、赤字そのものを問題にするというのは、そこに働くお医者さんや看護師やスタッフの責任ではないということです。つまり社会的要因がある。国によるそういう制度の下で赤字になっている。すなわち赤字は、県民の命と健康を守るための赤字なのだという、ここをしっかりと認識することが必要ではないかと。その上でやっぱり議論するというのを抜きにすると、そういうことをきちっと押さえておかないと、何か赤字が問題で、赤字を減らすためにどうしたらいいかという、そんなところに埋没してしまう危険性があるのではないかということを示したくて、私は今日一般質問をさせていただきました。ぜひこの赤字に惑わされず、しっかりと県民の命を、健康を守るための百数十億円の経費なのだと、この位置づけで県に迫ってほしいと思うのです。これをぜひやっていただきたい。

それから、私は町長にはこういう質問をしました。政治生命をかけて、住民の命と健康を守る立場に立つべきだ、あなたどうですかと申しました。これについては直接お答えになっておりません。言葉はちょっときついのですが、政治生命をかけるということで、はい、そうしますとなかなか言えない長の立場は分かります、大きな力の関係がありますので。しかし、そのぐらいのつもりで県に迫っていただきたい。そして、実は町長だけの意見ではないのです、これは。例えば県央医療構想調整会議というところあります。そこに田上町も参加しているわけですが、こういうところでも県のやり方を必ずしも推進の立場ではない。県の言うとおりにやったら県央基幹病院がもう全部が救急車が集中して、大変な事態になるのではないのということを発言されている方もいるやに聞いております。ですから、町長のただいまの答弁は、決して田上町町長だけの答弁ではなくて、お話ではなくて、住民にとっても、お医者さんにとっても、県のやり方について疑問を呈し始めているということ。ここを力にして住民に喚起を行って、佐野町長が先頭に立って、自分の政治生命をかけるぐらいのつもりで加茂病院を守っていくという、県央基幹病院を守っていくという、こういうスタンスに立っていただきたいということを再度申し述べておきたいと思います。

次に、コロナの関係で伺います。これも基本的には一致しているのですが、重要

な点は、残念ながら国がこれやろうとしないのです。症状の出ている人を面的に押さえるというのは社会的検査というらしいのです。一方、症状が出たのは行政検査として国庫が全部負担しますから、無料でやれる。問題は社会的検査。実際に発症していないのだけれども、発症したら大変になるという学校、保育所、それから老健施設等についての、こういうのを社会的検査というのだそうですが、これについて国会でも繰り返し繰り返し国の予算化しろということを要求しているのですが、驚くことに、私の入ってきた情報によると、第三次補正の閣議決定をした中身にはこれが入っていないというのです。入っている中身は、国土強靱化の公共事業を進める話と、あとはマイカードでしたっけ、それにひもづけをするという。そういうところやGOTOキャンペーンを6月までやるというのはあるのですが、お医者さんを救うため、病院を救うための大幅な予算措置やPCR検査を進めるということが入っていないと私のところへ情報として入ってきました。率直に言えば、こんな国のやり方では地域の皆さんの経済疲弊するのに決まっている。ですから、私は大きな負担になるけれども、田上町がそこをやって、県知事にこんな小さな町でも自己負担で、町の負担でやっているのですから、県知事もぜひ力を貸してくださいよと、県知事からも国に対して私たちにお金よこしてくださいよと、そういうことをやっていかないと国は動かないのではないかと。国のやるのを待っていたのでは経済はどんどん、どんどん疲弊していく。そして、現実には新潟県ではもう死者が発生しているのです。クラスターが発生している。こういう状況からすると、決して田上町が豊かな財政とは言わないけれども、命を守るために、地域経済を守るために1,000万円ぐらいは出そうではないかと。もちろんこれは、繰り返さなければ駄目なのだけれども、そこまで要求しません。せめて1回でもやる。そして、県に田上町でもやっているのですよと。そういうことを市町村と力を合わせてやっていくという、こういうスタンスをまず町から口火を切っていただきたいというのが今日の答弁と私の質問の差異です。ぜひお答え願いたいと思います。

以上。

町長（佐野恒雄君） まず最初に、加茂病院、吉田病院の民営化という問題。先ほど高橋議員おっしゃられるように、全国的な赤字、病院の赤字体制、これは私もそのとおりなのだろうと思います。したがって、赤字財政だからどうのこうのということは、確かに理由には私はないなというふうに思っています。そういう観点ではないところで病院の再編成ということを議論していかなくてはならない、それは私も同じ考えであります。そういう中で、私自身は、この県立の県営の加茂病院、これ

までと同じような形で運営されていくべきだということは、先回病院局長との懇談会の中では強くお話をしてきました。それはなぜかというと、こうした新型コロナウイルスの関係、今医療機関においても非常に危機感、危機は高まってきております。それは、確かに新潟はそうした拡大地域から見ればあれかもしれませんが、それでももう第3波と言われて、クラスターが発生している。そういう状況でとうとう確かに高橋議員おっしゃられるように、残念ながら死者も確認されたというふうな状況であります。そういうことから考えると、こうした新型コロナウイルスの関係があればなおさらのこと、やはり私は民営化ではなくて、あくまでもこれまでどおり県営下でやっていくべきことなのだろうと、むしろそのことが重要なのだらうなということ、病院局長との懇談会の中では話をさせてもらってきました。そして、どうしても民営化ということになると、診療科がもう特定の診療科になっていく。そういうことではなくて、あくまでも総合病院としての体制、これは当然していかなくてはならないでしょうし、もう一つ一番大事なのは救急外来、これ県央基幹病院ができますけれども、県央基幹病院に全てするのではなくて、あくまでも加茂病院で救急外来は絶対残すべきだということは、それは強く私は主張してきました。そうでないと、本当に高橋議員おっしゃるように、県央基幹病院で全てを賄うことはできないはずなのでありまして、当然加茂病院でも救急外来については絶対に残すべきであるというふうに私自身強く思っておるところであります。

それから……

(PCR検査の声あり)

町長(佐野恒雄君) PCR検査。これは……

(町独自で1回でもいいからの声あり)

町長(佐野恒雄君) このPCR検査、本当に今感染防止と経済活動も併せていく。これを同時に推し進めていく中で、一番大きな弊害になっているのはPCR検査がなされていないことによる弊害だろうと思います。やはり町も今回65歳以上の方、そして疾患を持たれる方、そういう方に対してのPCR検査の助成というものを議会のほうにも提案させてもらいましたけれども、これ自体もやはり県の確かに補助はないです。これは、国が責任持ってやるべき仕事なのだろうと私は思っておりますので、これについてはとにかく県のそうした、県のというか、町村会等を通じた中でも主張していきたいなと、そんなふうに思っております。そんなところでしたでしょうか。

13番(高橋秀昌君) 残念ながら、政治生命をかけてやるというお答えは最後までいた

だけませんでした。そのぐらいのつもりで強めていただきたい。

それで、今花角知事の言い方どうしているかということをやめたのです。何と言っているか。持続可能な医療体制を確保するには必要だと、こういう言葉なのだ。しかし、持続可能な医療体制を確保する最もいい方法は、県立でしっかり経営することなのです。率直に言うと、県知事は、その場所、その場によってみんな変えてくると。しかし、持続可能な医療体制を確保するには必要という言葉だけはずっと言い続けたのです、最近。そこに惑わされないということが必要です。ぜひ田上町長のその姿勢を事あるたびに県に伝えていただきたい。そして、大いに知事を包囲をして、県立でやらざるを得ないという結論引き出そうではありませんか。私は、そのために可能な限り力を出していきたいと考えています。

それから2つ目に、PCR検査を1回でも独自にということについては、今答えられません。それは、当然後ろに財政が要るわけですから、なかなかはいと言われたいというのは分かります。しかし、それだけ、もし町自身が今回2分の1の助成で65歳以上の人、それからそれ以下でも基礎疾患がある人、これをやられたということは、まだ全県の中では数少ないのです。つまり先進的な側面なのです。田上町っていつも後だったのです。30市町村のうち、けつのほうからやっとなら。だけれども、今回は先進的なことをやっているのです。だから、私は評価したのです。それと同じようにPCR検査を、本来は繰り返さなければ駄目なのだけれども、1回でもやると。この姿勢を県に示す、国に示す、こういうことをぜひ、今お答えできないのは分かりますので、財政と総務課とよく相談をして、来年度に活かせるように要求して私の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 政治生命をかけてとなかなか言えないところがありました。でも、これは私は町民、市民の目線に立った中で努力していきたいと思っております。

PCR検査につきましても、機会あるごとに主張してまいりたいと思います。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時07分 散会

別紙

令和2年 第8回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和2年12月9日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	12番 13番
第2		会期の決定	9日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第56号	田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	付託
第5	議案第57号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	付託
第6	議案第58号	田上町入湯税条例等の一部改正について	付託
第7	議案第59号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について	付託
第8	議案第60号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について	付託
第9	議案第61号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について	付託
第10	議案第62号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について	付託
第11	議案第63号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第64号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について	付託
第13	議案第65号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について	付託
第14		一般質問	
		散会	

第 2 号

(12 月 10 日)

令和2年田上町議会
第8回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年12月10日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席議員
- 8番 椿 一春君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 7 議事日程
- 別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
- 議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。昨日に引き続きまして一般質問を続行したいと思います。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

なお、椿議員より欠席届が提出をされておりますので、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） おはようございます。3番、藤田でございます。これより私の一般質問をさせていただきます。

念願でありました道の駅たがみがこの10月28日にオープンをいたしました。町長をはじめ、担当部署の皆様は議会や組合員のご意見に真摯に向き合い、限られた時間の中でオープンに向けて一生懸命に取り組んでいただき、大変ご苦労さまでございました。オープン以来、今日で40日ほど経過をしましたが、道の駅関係者のお話では、地元農家で作った農産物直売や地域の食材を活かした食堂、そして地域の特産品、加工品の販売が好調で、現在1日の来場者は当初予定の3割ほどアップで、たくさんの皆様方から来ていただいているとのことでした。24時間開放の駐車場は、135台のスペースを持ち、施設内にはコンビニもあり、利便性の高い道の駅となっております。オープンすることで運営におけるいろいろな問題点も出てくると思いますが、徐々に改善しながらやっていくとのごことでございました。活気ある施設になるように、町民の一人として私も協力、努力をしてまいりたいと思っております。

さて、今回の一般質問は、1つ目に町の観光資源であり、また町の重要文化財でもある椿寿荘について、2つ目に農業振興について、この2点について町長にお聞きしたいと思っております。

1つ目の椿寿荘の駐車場についてであります。町内には、観光を含む公共施設はたくさんありますが、来訪者の多い割には駐車場スペースが狭いと思われる施設は、1つ目が椿寿荘、2つ目がYOU・遊ランド、3つ目が町民体育館、4つ目が護摩堂山駐車場の4か所、私が思う範囲で挙げてみました。特に椿寿荘の駐車場では、大型バスが4台と一般車両が13台止まると満車の状態になってしまいます。大型バスが4台駐車となると、一般車両を含めて混雑し、椿寿荘の館長を先頭に職員の皆さんが駐車場整理に大変忙しい状態となっています。また、一般車両も多いときには403号線道路に沿って椿寿荘左側に駐車をしなければならない状況も見られます。例年だと5月と11月のシーズンには特に多く、去年は11月だけで5,000人程度の来場があったとも言っておられました。今年は、コロナ禍で昨年よりは減少であるが、GoToトラベルキャンペーン事業が実施され、徐々に増えているように感じる中で、11月においては2,500人程度の来場者があったとのことでもあります。

過去5年間の来場者数を見てもみますと、平成27年には8,300人、平成28年度には6,666人、平成29年度には1万886人、平成30年度、1万1,486人、そして令和元年度は1万111人と着実に増えております。令和元年度の場合の来場者人数に対してバス、自家用車の割合ですが、自家用車が約2,500台、バス1台当たり25人乗りとして約200台が年間を通じての来る数となっております。今後も田上町の重要な観光資源としてたくさんの集客を目指すのであれば、駐車場問題は何としても解決をしなければなりません。過去に湯田上温泉に向かう道路は、狭くて擦れ違いができないために観光バス会社から敬遠された経過があったとの話も聞きました。今では、道路の拡幅工事も順調に進み、11月末には安心して大型バスの擦れ違いができる道路が完成をいたします。豪農の館椿寿荘においても、駐車場が狭くて駐車しにくい、駐車スペースが少ない、混雑によっては大型車両も一般車両も駐車できない状況が発生する状況では、観光会社やバス会社から敬遠される名所の一つになってしまうのではないかと心配をしております。昔から県内の豪農の館と言えば、伊藤邸、渡辺邸、市島邸、斉藤邸、笹川邸、長谷川邸、目黒邸、そして田上の田巻邸がそれぞれの地域の代表格として近郷では有名な名所であります。町の文化財として、また観光資源とした活用目的で昭和61年に旧国鉄から購入したとも聞いております。目的を持った中での予算執行は、将来への道筋をしっかりと定めて取り組んでいかなければ

なりません。しかし、過去において、平成28年6月には一般競争入札にて駐車場1,380平米のうち720平米が売却された経過があります。現在指定管理者からは、駐車場に関して、大型観光バス入り込み時間が重なると、配置工夫をしながら駐車場敷地全体を活用し、可能な限り受入れを行っています。その場合、大型バスを優先すれば、入り切らなかった自家用車に関しては公民館へ誘導しているとのことでもあります。また、お客様からはトイレについての苦情も来ている、そういうお話も聞いております。このように結果論として駐車場が狭くて問題になっておりますが、当時議会と町とどのような経過の中で駐車町が売却されたのか、また売却したことでのどのようなメリットがあったのか、町は今後改修を含めた椿寿荘をどのような位置づけで活用をしていくのか、町長に伺います。

次に、農業振興についてであります。今回のこの質問の提出後、12月3日に総務産経常任委員会所管事務調査があり、町長をはじめ担当課、関係団体の皆さんと一緒にタマネギ圃場を視察してまいりました。そして、田上町議会フェイスブックの視察報告書にして公開をしてあります。ですから、質問内容とダブるところもあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

私は、先般の9月定例会にて、所得を上げるための農業政策を町がリーダーシップを持って、ぜひ推進してはどうかとの提案をいたしました。町長は、町として圃場整備を契機とした中で園芸農作物の導入、拡大を図っていききたい。そして、具体的に新津郷田上地区の圃場整備に伴う園芸作物の導入に向け、県、JAなどと協議をし、加工用タマネギ栽培の導入を目指すとの回答でした。實際上横場地区の集落営農組織ファーム上横場がJAによる技術指導の下で、令和2年度は5.5トン、金額にして45万3,000円の生産があり、県内及び首都圏の市場に販売されています。今後圃場整備の進捗に合わせて、計画面積の2割、約15から16ヘクタールの園芸作物導入に向けて取り組みを進めていくとのことでもあります。この地区の圃場整備は、令和10年には完成をする予定であります。今回上横場地区がタマネギ生産に取り組んだいきさつと、町が令和元年度新潟市西区の全農にいがた敷地内の出荷施設の整備への助成を行うとのことですが、その内容について町長に伺います。

また、田上町にはたくさんの竹林があり、春には年間4.5トンのタケノコが収穫され、田上町の農産物として市場に販売され、大変おいしいとの評判を町内外の皆様からいただいております。収穫されたタケノコは、それぞれの法人でタケノコの缶詰、乾燥タケノコなどに加工したり、タケノコ尽くし料理などに利用されたり、また旬のものとして町内の各店頭で販売され、ほとんどが町内で、または近郷で消費

されており、県外に出荷される量は微々たるものだと聞いております。町内には、竹林面積がおおよそ17ヘクタールほどあるのではないのかと聞いていますが、はっきりした数字は確認はできておりません。そのうち放置化された面積が何ヘクタールあるのか、これもはっきり分かりません。しかしながら、年々所有者の高齢化が進み、管理できない竹林放置化が進んでおり、いずれタケノコの収穫も減少していくでしょう。米生産者の減少、桃生産者の減少、梅生産者の減少等にも対処していかなければなりません。竹林についても放置化を防ぎ、竹林の再生とタケノコ収穫量のアップに取り組んでいかなければなりません。所得を上げるために、田上町の地域資源である特産品、田上のタケノコを田上ブランド特産品に認定し、おいしい田上タケノコのアピールの拡大を図り、県外販売を含めた販路拡大ができないものでしょうか。竹林の再生化に取り組んでいる某法人では、伐採した竹をチップにして、さらにパウダー化を行い、1袋50リットルとして1,500円で県外に出荷をしております。このパウダー化したものに窒素、リン酸、カリ等を混ぜることで肥料化を図ると、大変おいしいトマトが栽培されるとの話も聞いております。町がチップ化する機械、パウダー化する機械を導入し、法人化することで、これが可能であれば竹林の再生化ができて、また雇用が生まれ、新しい園芸作物の導入も可能ではないのか。一つの案として申し上げましたが、町農業再生協議会や各生産組合等の皆さんと協議を行い、農業政策について何かしらのアクションをしていただきたいと思っております。いかがでしょうか、町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、椿寿荘の駐車場についてお答えいたします。平成28年6月に売却した町有地は、旧役場職員専用駐車場跡地です。椿寿荘駐車場に隣接しておりましたが、それとは別に管理していた土地であります。旧役場職員専用駐車場用地を売却するに至った経緯ですが、初めは財政健全化の財源確保策のため、公有地の売却を進めることとしておりました。その後、少子化、定住対策としても公有地売却を進めていくこととなりました。その対象物件の一つが旧役場職員専用駐車場跡地でした。財政健全化の財源確保策として、平成23年度から公有地の売却を進めております。平成23年度に旧保明保育所跡地と旧田上保育所跡地を、平成24年度に旧坂田保育所跡地を一般競争入札により売却いたしました。続いて、平成26年2月に入札を実施する予定で、平成26年1月に旧曾根交流センター跡地、旧農村アパート跡地とともに

に旧役場職員専用駐車場跡地の売却に関する入札公告を行いました。残念ながら平成26年2月実施予定の入札には入札希望者がなく、入札は見送られました。入札公告前の平成25年12月の議会全員協議会で、この入札実施内容の説明を行いました。全員協議会では、地元への周知についての質疑がありました。地元の本田上地区は、この場所で夏祭りを実施しているという内容でありましたが、それには当時の田上町公民館駐車場を利用させていただくということをお願いいたしました。その後、少子化、定住対策として、若い世代の転入促進対策として、改めて公有地売却に向けた準備を進めてきました。具体的には、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の改正を行うとともに、地元地区、陳情荘の指定管理者や庁内関係部署とも調整を行った上で、改めて平成28年3月に旧曾根交流センター、旧農村アパートと併せて旧役場職員駐車場跡地の売却に関する入札公告を行い、平成28年6月に入札を実施しました。公有地売却によるメリットとしては、旧役場職員駐車場跡地には現在飲食店が outlet しておりますが、固定資産税や店の売上げによる町税収入とともに、土地の管理経費等の負担の軽減、そして椿寿荘と併せて飲食店の outlet により町外から田上町に訪れていただくきっかけが増えるといったことが考えられます。なお、椿寿荘の改修に関しては、日常の管理については指定管理者の館長をはじめ、スタッフに見ていただき、修繕が必要と思われる場合にはその都度対応をいたしております。ある程度の規模の修繕が必要な場合には、予算に計上して修繕しておりますが、大きな修繕が今すぐ必要という状況ではありません。椿寿荘は、建築から100年を経過しており、町を代表する観光施設でありますので、椿寿荘が持つ雰囲気損なわないよう、多くの方々からお越しいただける施設として、これからも適切な管理に努めてまいります。

次に、農業振興についてです。上横場地区がタマネギ生産に取り組んだ経緯は、上横場地区で圃場整備を予定する中で、園芸品目の導入に向けて検討していました。県、JA、土地改良区などと協議を進めてきた中で、機械化一貫体系で栽培、出荷が可能であることから、タマネギの導入を決定したと聞いております。水田を活用してのタマネギ生産は初めてということでもあり、現在実証圃場として3反の面積で取り組んでおります。今後圃場整備が進展する中で、本格的な導入に向けて準備しております。タマネギ収穫後の乾燥調製から販売に関しては、JA全農にいがたが新潟市西区にある倉庫に施設を設置し、既に今年から稼働しております。その施設整備に当たっては、町からも補助いたしました。町では、実証圃場での成果を見ながら関係者と協議し、引き続き必要な支援を行っていければというふうに考えて

おります。

また、竹林整備、タケノコのブランド化などを含めた農業政策について、具体的かつ貴重なご提言をありがとうございます。田上町の特産であります桃、梅と並ぶ田上のタケノコを活用した町全体のブランド力向上が重要であります。ブランド力向上が図られれば、収量の増加とともに販売単価の上昇も見込まれ、生産者の所得向上につながってまいります。この秋に開業した道の駅たがみは、田上町の魅力の情報発信の拠点になります。春のタケノコが取れる時期になると、多くの方から道の駅に訪れていただくことも期待できます。指定管理者、生産者と連携し、田上のタケノコのより一層のPRに努めてまいります。

なお、ほかの作物でも同様の傾向がありますが、竹林の放置化とそれに伴うタケノコの収量の減少が危惧されます。昨今の動物による被害は、農業収入の面だけではなく、生産意欲の低下といった影響もあります。各農業者の考え方が第一であるとは考えますが、農業関係の各生産組合や農業再生協議会、JA、県などと一緒になって有効な政策について検討してまいりたいと思います。

以上であります。

3番（藤田直一君） ご回答どうもありがとうございました。

2回目の質問でございますが、まず椿寿荘の駐車場についてでございます。今ほど町長から、売却によるメリットは、財政健全化の財源の確保につながった、また、固定資産税並びに町税の収入にもつながったというご回答をいただきました。いや、そのとおりでしょう、売却したことによって。しかしながら、結果的に、私なりに考えてみますと、あの駐車場がもっと広がったならば、この町に訪れる観光客ももっと増えたのではないかと推測も成り立つのです。今先ほど申しましたように、5か年の推移を見ても確実に増えている。ですから、税収も財政の健全化もなったかもしれませんが、しかし長い目でこの田上町の観光資源、文化財としての価値を町の重要財産として見ていくなれば、もっとしっかりとした未来に向けた方策をも考えた中でいろんなものを決定していかなければならないのではないかと、私なりにそう思います。今回環境整備をすることで、先ほども言いましたが、来場者はもっと私は増えると思っています。指定管理者も1年を通じていろいろなイベントを行い、一生懸命に集客アップに努めているのも事実であります。町も椿寿荘という建物が観光資源として重要な位置づけをしているのであれば、環境整備は予算を工面してでも行うべきだと私は思います。また、現在見学できる木曾ヒノキを使った離れ座敷以外にも、未公開の母屋もあります。母屋は、別に所有者がいられると聞

いておりますが、この母屋も公開できるようにしたらもっと来場者も増えるのではないかと私は思っています。ぜひこの辺は改めて町長のほうから検討していただけないか、その辺のお考えについて町長にお伺いをしたいと思います。

それから、農業振興についてであります。12月3日の日に所管事務調査で現地に行った報告を私フェイスブックに出してあります。そのとき生産者の代表者の人から聞いた話に、タマネギ生産は3年目にしてやっと予定の収穫量になりました。しかしながら、転作はあまりできないのです。だから、収入アップをするにはタマネギの収穫の後にまた別なものも作らなければならない。だから、収入アップにはまだ程遠い状態なのですというお話でした。だから、安定した収穫と収入が見込めない現状では、生産組合へ加入する組合員の増加は今見込めないのですと、そういうふうなお話を、町長もお聞きしたかと思えます。ですから、ぜひ園芸作物をこの町の作物として軌道に乗せていこうというのであるならば、町としても軌道に乗るまでの間、何かしらの支援は私はする必要があるのではないかというふうに思えます。それにつきましても町長のお考えをお聞きしたい。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、椿寿荘の件でございます。

藤田議員言われるように、最近非常に椿寿荘を訪れる観光客の方が年々増えてきているというのは、本当にありがたい、うれしいことでございます。指定管理者の方、それから館長、それぞれまた役員、役員といいますが、関係者の方々、こうした方々の努力でこれだけ観光客も、椿寿荘を訪れる方が年々増えてきているのだろうと、こう思います。確かに駐車場の問題で関係者の方々に大変ご苦勞をおかけしているという事実も重々承知をいたしております。なかなか今の駐車場だけでは難しいということで、本当に旧公民館のほう、そちらのほうに誘導するというところで、しのいでいただいている状況だというふうに伺っております。

先ほど離れ座敷だけではなくて母屋のほうの開放というふうなご提案だと思えます。個人の方の所有でございますのであれなのですが、あそこのお母様まだお元気でいらした頃、茶会があったり、それから特別に開放日等もたしかあったのではなかったかな。私も1度だけお邪魔をさせていただいたことがあって、それこそ離れ座敷と同じようにすばらしい建造物だなど。この2つを、離れ座敷も母屋も一緒に開放といいますが、訪れる方々に御覧をいただいたら本当にすごいなと私も思っております。しかしながら、茶会も、また開放日も最近はやられておらないのではないかなというふうに思えます。ご承知のようにあそこにお住まいではなくて、週に

1回、空気の入替え等で会長がお見えになって、中の空気の入替え、またお掃除をされておられるのですけれども、本当に離れ座敷と一緒に母屋のほうも開放ができるとすると、すばらしいそれこそ観光資源になっていくのだろうなど。さらに、今大勢の方々からおいでいただいておりますけれども、もっともっと大勢の方々からおいでいただく可能性はあるのだろうなどということは感じてはおります。そういうご提案をいただきまして、機会がありましたらそうしたことができるのかどうか、また検討させていただきたいなど、こう思っております。

それから……

(タマネギ支援の声あり)

町長（佐野恒雄君） タマネギ支援の話でございます。それこそ今藤田議員からお話がありましたように、総務産経常任委員会で一緒に視察をさせていただいて、本当にようやくと申しますか、なかなか完全化は難しく、ようやく収量も上がるようになったというふうなお話でした。1年目は大変なご苦労をされたというお話でございましたし、まだまだ採算が合うところまでいっていないと。それこそ個々の出資と申しますか、資金を出し合って何とか今つないでいるということでしたが、先ほども議員おっしゃられるように、そうした会員を増やしていくところまでなかなかいっていないというのが実情というふうなこともございます。これは、昨日もお話を申し上げました。これからはもっと若い方々からこうした高収益の園芸作物に力を入れていってほしいなという思いがありますし、当然やるにはそれなりの資金も要りますし、また今は機械化をしていかないとなかなか若い人たちもそういうところに取り組めない、そうした大きな壁があるのだろうと思っておりますけれども、米だけではなかなか難しい現状に来ておると申します。そういう意味においては、そうした新しい、タマネギだけではなくて、もっといろんな園芸作物に挑戦していただけるような、そういう後押しと申しますか、後押しができるような支援、そうしたものができればなというふうに考えておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

3番（藤田直一君） 椿寿荘について、3回目の質問をさせていただきます。

椿寿荘の駐車場に関連してお聞きしますが、旧本田上公民館の解体時期は現在明確になっておりません。私間違っていたら申し訳ありません、地域学習センターのオープン後の解体ではないかと私は認識をしています。今後解体後、あの跡地をどのように利用するのかを含めて、私はぜひ駐車場を含めた跡地利用をお願いしたい一人ではありますが、公民館の解体時期並びに跡地利用について何かしらの検討をし

ているのか、その辺聞かせていただければと思ひまして、町長にお伺ひいたします。

私も現地見ますと、乗り入れ、今あそこ石積み、積んでありますよね。駐在所から椿寿荘に向かっていくと、途中で乗り入れになっていますよね。あれは、昔の土地改良区の事務所があったところへの乗り入れになって、現地見たことあまりありませんか。結構な幅で石積みがオープンになって、乗り入れになっています。要らない話になりますが、また先走った話になりますが、あそこから乗り入れ後ずっとできれば何ら問題なく、私はすぐ乗り入れがあの敷地内可能ではないかというふうにも思っています。そんなことを含めまして、町長にお伺ひいたします。

以上で3回目終わります。

町長（佐野恒雄君） 旧公民館の跡地利用ということになろうかと思ひます。旧公民館、交流会館ができて、そちらのほうに移動した関係で今廃止届を出してあります。防犯上の問題等もありますので、旧公民館についてはできるだけ早く本来であれば解体したいと思ひてはおります。でも、これ解体するにもかなりのお金がかかるといふうなことで、今のところそのままになっておる状況です。旧公民館と、それから旧役場の跡地利用、本来であればもっと早く、あれ6月頃でしたでしょうか、懇談会を開いた中で、町民の方々からいろんなご意見をお聞きをした中で跡地利用の検討を進めるつもりでございました。残念ながら新型コロナウイルスの関係でなかなかそうしたことができなくて、今に至っているような状況であります。これについては、早めにそうした町民の方々のご意見もまた聞いた中で、懇談会という形の中でお聞きしながら、跡地利用ということについては十分に検討していきたいなど、こう思っております。そのことがまず一番大事ではないかなというふうにご考へております。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号7番、今井でございます。

今回私は、2つのテーマで一般質問をさせていただきます。1点目は、地域福祉計画の策定について、そして2点目が本田上地区にあります旧公民館の今後について、町当局の見解やその方向性について伺ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の地域福祉計画の策定についてでございます。当町においても

少子高齢化、核家族化、老老介護、高齢独居の増加、また価値観の多様化も進み、地域社会は変容の一途をたどっております。また、障がい者の保護者の方々の高齢化また親亡き後、介護と育児に同時に直面されるダブルケア、高齢の親が無職の子どもと同居をし生活基盤を支える8050問題への対応など、様々な問題が同時に重なり、複合的な支援が必要とされる方も増えつつあります。私は、地域福祉とは、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりであると考えております。複雑多様化している地域住民の生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また住民相互の助け合いだけでも困難です。地域福祉行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向け自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進することが重要であると思います。地域福祉計画は、地域福祉全体を推進するための基本計画の役割を果たし、各個別分野の施策展開はこの計画と整合性を図りながら各分野別計画で事業展開がなされていきます。

地域福祉計画は、地域福祉推進の目標、そこへ向かうための具体的な方策を地域住民の方々、ボランティア、行政、保健福祉関係の各機関、事業所等で検討し、その結果をまとめるものであります。大きな狙いとしては、計画書としての体裁がいかにかに整っているかということではなく、策定の過程でいかに幅広い地域住民、ボランティア、その当事者、事業者、行政セクションを巻き込んで同じ土俵で議論ができるか、またその計画策定の過程で連携や調整、事業チョイスがいかに進むか、そういったことが重要視される、そういった点が一般的な行政計画との違いであり、地域福祉計画の大きな特徴であると私は捉えております。計画策定、実行、評価、この一連の過程が地域住民、事業者、各種機関との信頼関係を築き、同じ方向性を持ち、共有することで地域福祉の推進につながると考えております。また、平成30年4月、社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定がこれまで任意とされていたものが努力義務となされました。さらに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画と位置づけられたこともあり、県内においても地域福祉計画の策定状況は、令和2年1月現在で、30市町村中、策定済みまたは策定予定が22市町村となっております。地域福祉計画は、地域福祉推進の基盤や体制をつくり、それらを実行するため、地域住民の行動の在り方、活動の在り方等を定める地域福祉活動計画、これは社会福祉協議会が策定をいたしますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画、この2つは言わば車の両輪であり、各種団体、事業所などの地域に関わる役

割や協働が明確化され、信頼関係の構築、ひいては実効性のある取り組みが進むと考えられ、そのためにも地域福祉計画の策定をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、旧公民館の今後について伺います。道の駅も開業し、連日たくさんのお客様やドライバーの方々の休憩場所としてにぎわいを見せております。3月には地域学習センターも開業となり、都市再生整備計画の完了、計画期間の終了が近づいております。都市再生整備計画上には、既存建築物解体撤去事業として旧公民館施設の解体撤去というふうになっておりましたが、地元住民からの意見もあり、その後跡地利用を考える会で旧公民館の今後を検討していくとのことで進んできました。意見交換が1度なされましたが、その後の取り組み状況や町としての方針は示されていないこともあり、旧公民館はどうなるのだという疑問を持っておられる町民の方もいらっしゃいます。跡地利用を考える会のその後の取り組みや検討はどのように進んでおられるのでしょうか。また、町として旧公民館の今後をどのようにお考えでおられるのか、その方針をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、地域福祉計画の策定についてお答えいたします。町では、今のところ地域福祉計画は策定をいたしておりません。町の地域福祉の推進に当たっては、これまで総合計画やほかの各種の福祉計画を基本としております。平成30年の法改正によって策定が努力義務化された地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの縦割りではなく、住み慣れた地域において地域の実情に応じた形で、行政、保健、福祉等、関係機関と住民が一緒になって支え合うことができる仕組みづくりを定める計画であるとのことです。一方、田上町社会福祉協議会で既に策定している地域福祉活動計画は、地域の誰もが安心して暮らしていくために、一人ひとりが抱える困り事を地域社会全体の課題として捉え、その課題を共有することで解決できるよう、町全体で連携、協働しながら取り組んでいくことを目的とした計画であります。社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、平成28年度から令和2年度までを第1次計画としており、今年度、令和3年度から令和7年度までの第2次計画策定に向けた見直し作業を行っております。地域福祉計画は、町の地域福祉の進むべき道筋を示し、地域福祉活動計画はその道筋を具体化して、各種団体や地域に関わる方々の役割や協働が明確化され、実効性のある取り組みが進められることとな

ります。このことからこの2つの計画は、議員おっしゃられるように車の両輪であると思いますので、今後その必要性も含め、策定について研究してまいります。

次に、旧公民館の今後についてお答えいたします。都市再生整備計画事業の計画期間は、令和2年度までとなっております。その中で参考関連事業として、既存建造物解体撤去事業を掲載しております。これは、町が単独で事業を実施していくものを参考までに掲載したものであり、必ずしも都市再生整備計画事業の計画期間内に実施しなければならないという事業ではなく、補助事業にまで影響を及ぼすものではありません。旧田上町公民館につきましては、交流会館のオープンに伴い、公民館機能をそこに移したことで、その役割を終え、閉館いたしました。まだ荷物等を保管することから建物は残しておりますが、今後地域学習センターの整備に合わせ、荷物等の整理を行ってまいります。旧田上町公民館は、老朽化が進んでおり、防犯上の観点からすぐにでも解体撤去を行いたいところではありますけれども、解体費用がかなり高額となるため、しばらくの間は現状のまま残したいと思います。また、旧田上町公民館の跡地利用についての検討が遅れております。当初、跡地利用の検討については、どのような活用方法があるのか、令和2年6月頃に広く町民皆様の意見を伺うため、懇談会等を開催する予定でございました。懇談会でいただいたご意見を検討材料に検討会を立ち上げ、活用方針などを決定する予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大によって緊急事態宣言が出され、公共施設の利用制限を行ったことから、皆様から集まっていただくわけにもいかず、懇談会自体の開催を見送ったところであります。こうした中、7月に本田上地区からは、本田上地区公民館の移設構想があり、旧役場、旧町公民館跡地の一部を地区で借用したいこと、跡地内の構内道路の継続使用、椿寿荘来場者の駐車場用地として確保すること、これらを要望としていただきました。町としては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、本田上地区公民館の移設用地の確保、構内道路の確保といった本田上地区の要望等も踏まえ、また町民からの意見集約の方法等を含め、検討していきたいというふう考えております。

以上であります。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。

まず、旧公民館について伺いたいと思います。私自身懸念をしていた部分というのは、都市再生整備計画のほうに参考関連事業としてこの公民館の撤去解体が上がっていたので、計画年度でこの方向性であったりとか実施の時期等がしっかり決まっていないと、都市再生整備計画全体に何かしら補助額であったりとか返還金で

あたりとか、そういったものが生じないのかというのが1つ大きな懸念材料でした。今町長のご答弁の中で、そういった補助事業に影響を及ぼすものではないというふうなことでしたので、その点については安心をいたしました。実際に当初我々議会のほうに説明をいただいていた部分で言えば、解体撤去自体も本当に進めていくのかどうなのかということも薄らいでいたようにも感じていました、地元の皆さんたちはまだ利用したいというような声も当時ありましたし。しかしながら、町長の今のお話の中では、町としては基本的には解体をしていくという方針に変わりがないのだろうということを改めて確認をさせていただきます。そういうことですよね、ということが1点。

本田上地区で地区公民館の移設の検討等をされているということで、そういった話がまとまっていく中で、解体撤去等の範囲であつたりとか、内容等もまた変わってこられるのだろうというふうにも思いますので、地区公民館を建設をするということ自体も地域での意見集約にも時間を要するのだろうというふうにも思いますし、そういった話を町も共有をしながら、財源の確保等も非常に難しい部分も、5,000万円程度ということで、昨日高橋議員からも有効な事業債の提案等もありましたけれども、そういった財源確保も含めて検討を進めていっていただきたいなというふうに思います。基本的に町の方針は、では公民館の解体撤去をしていくのだということでもよろしいでしょうか。その部分をご答弁お願いしたいなと思います。

次に、地域福祉計画の策定についてなのですが、町長のご答弁は、地域福祉計画とは何かということのご説明で、私は策定をすべきではないでしょうかというその必要性を問うたのですけれども、そこに関しては必要性を含め策定について研究していく、策定をするかしないかということもまだまだ決まらない、分からないということがご答弁の内容だったというふうに捉えています。しかしながら、なぜ私が今回地域福祉計画の策定をテーマにしたかと申し上げますと、関係機関、私今社会福祉協議会の障がい者支援センターの運営協議会の委員をやっていることもありまして、町が提案を今しております生活支援拠点整備について協議をしていく中で、障がい者の方の緊急的な受入れ、保護者の方が急に体調が悪くなったとか亡くなってしまったとか、そういった際の緊急受入れをどのようにやっていくかというふうな話をしていったときに、障がい者福祉のほうは町より社協のほうがその現場の中心を担っています。実際町は、様々な申請書のペーパーを受け取ることはあっても、具体的なやり取りであつたりとか対応というのは、現場、社会福祉協議会であつたりとかが中心になってやっているのです、温度感、障がい者の方の親亡き後

をどうするか、緊急的な受入れが必要になったときどうするかといったときの現場の温度感と、町としての温度感に大きな乖離があるなというふうに感じました。実際に母子保健等は、関係機関との連携調整が非常にうまくいっていて、同じ温度感で方向進められている分野もあれば、なかなか関係機関と町が温度感を合わせられていない、現状の認識の一致が図られていないという部分もあるなということを実感しました。だからこそ分野ごとだけでは解消し切れない問題が昨今出てきているわけです。高齢者福祉だけではない、障がい者福祉だけではない、子育てだけではない、様々な分野を超えての課題解決に向けてのまた協議も必要になっているなということ私自身様々な保健福祉、地域福祉に関連する方々と話をしている何いました。だからこそ計画をつくるということに私は固執しているわけではなくて、計画をつくる、その過程の中で町が進むべき方針、それぞれが置かれている、地域住民の方であったり、当事者の方だったり、事業所の方だったり、関係機関であったり、それぞれが持っている課題の共有であったり、みんなで進むべき方向を一致させていく、そういった策定の過程が非常に重要だと思うのです。先ほどの1回目の質問でも申し上げたとおり、策定の過程でいかに地域住民の方々、ボランティアであったり、事業所であったり、行政セクションであったり、そういった方々を巻き込んで同じ土俵でしっかりと議論をしていく。その過程で様々な連携や、また調整であったり、事業創出がされていく、その過程が私は重要なのだろうというふうに思っています。これをやることで各連携機関、関係機関との信頼関係も構築できるだろうと。今現状で言うと、その信頼関係がしっかりと構築されているということころまでは、私はまだいけていないというふうに捉えています。私の問題意識は、今回地域福祉計画、その計画をつくる過程において生まれる副次的な要素という部分を非常に重要とっておりますので、そういった部分でこの計画策定をきっかけにそういった課題解決に向けた仕組みづくりを、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。社会福祉協議会も活動計画のほうを、策定期間ではありますけれども、町と一緒に地域福祉計画をつくっていきたいというふうな意向もありますので、ぜひ前向きにご検討をお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

町長（佐野恒雄君） 2つありました。

まず、旧公民館、これについては、先ほども答弁でも申し上げました。防犯上の問題もあります。これは、もう町としてはとにかく解体をしたいということでおります。

それから、福祉計画、今議員が言われるように、私福祉計画というのは福祉を推

進する、その道筋を立てる計画なのだろうと思います。そういうことからいって、今議員が言われる、策定することに意味があるのではなくて、その過程が大事なのだと、こういうのも全くそのとおりだと思います。そういう意味で先ほど私申し上げました。縦割りではなくて、それぞれの分野が問題とか課題を共有し合って組み立てていく、そのことが一番大事なことなのだろうと思います。議員おっしゃるとおりであります。そういうことで、当然福祉計画と、それから活動計画は、これ2つあって、本当に車の両輪であるわけですので、当然それらについては福祉計画でもそうしたことを意欲的に研究していきたいという気持ちもありますので、ぜひ検討してまいりたいと思います。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。

福祉計画については、意欲的に研究していきたい、当初の研究をしてまいりますというところから意欲的に、そしてまたその必要性や意義についても町長と認識を共有できた、一致できたというふうに私自身捉えさせていただいております。ご答弁ありがとうございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長（熊倉正治君） 再開をいたします。

次に、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。議席4番、渡邊です。

新型コロナウイルス感染は、国内では第3波が襲来し、感染者数は多くのクラスターの発生で最悪の状態になっております。年末を迎えておりますが、国の対応が遅れております。重症者と死亡者が毎日増加しております。年末までに少しでも新型コロナウイルス感染が落ち着く対策を国で実施していただきたいと思います。県内でも新型コロナウイルス感染者が、この1か月間は増えております。年末までの3週間を自粛していただき、感染者を減らした中で新年を迎えていただきたいと思います。

今回は、4つのテーマで町長に尋ねます。1番目、宝の山、護摩堂山について。10月

18日、宝の山、護摩堂山の山頂は天候に恵まれ、目の前には佐渡も見え、すばらしい景色の中で今年最後の早朝ハイキングを迎え、孫と朝のラジオ体操をすることができました。今年、新型コロナウイルスの感染で早朝ハイキングは6月よりの開催となりましたが、無事に最後を迎えることができましたことを感謝しております。10月18日の朝5時は、暗く寒い朝でした。5時16分に護摩堂山の駐車場をスタートし、頂上に向かいました。この時間帯で下山される方が何人かおられるのには私もびっくりしました。護摩堂山、標高274メートルは、登山口から徒歩で山頂に、蒲原平野の広大な田園風景を一望に眺めることができます。6月から7月にかけて約3万株の花が咲き誇る山頂、あじさい園はもちろん、登山の道中も新緑、紅葉と、四季折々の風情が堪能できます。山頂は城跡で、護摩堂石を切り出した石切り場、また興味深い団九郎伝授も伝わっています。11月18日に登ったときは、大きな木ではありませんでしたが、赤のもみじの紅葉は町内では見られない美しさでした。ただ一言だけ、きれいでした。

10月10日には観光協会の皆さんと一緒にアジサイ120株を植栽しました。アジサイが減っている場所に穴を掘り、長さ50センチほどの苗木を2本ずつ置いて土をかぶせました。大輪の花に成長することを願いながら丁寧に植えてきました。来年以降が楽しみです。生育の確認と除草時に誤って刈られるのを防ぐため、脇には目印の竹を差しておきました。今年5月にも90株を植栽しております。今後も多くの皆さんからアジサイをかわいがっていただきたいと思います。

今年、新型コロナウイルスの感染で、6月になってからの護摩堂山へのハイキングでしたが、秋までに団九郎小屋の下にある水道も掃除をしていただき、水が出ました。隣にある便所もきれいになりました。登山道も10月には砂利を入れていただき、歩きやすくなり、安全な登山道になりました。東側、西側の分岐点の看板もきれいになり、駐車場の便所も大変きれいになりました。産業振興課とけあーずの職員の皆さんには大変感謝をしております。中学校の2年生からも協力をしていただき、環境整備を実施していただいております。県民、町民がハイキングを楽しめる護摩堂山にしてはいかがでしょうか。

質問といたしまして、1番、護摩堂山の年間入山者はどのくらいになるか、町長に尋ねます。

護摩堂山は、宝の山と言われております。どこに宝があるか町長に尋ねます。

3番目、今年の春から見ますと、護摩堂は環境整備が整ってきました。駐車場の便所もきれいになり、昨年より使用しやすくなっております。残念なことに若い世

代の人たちはハイキングをする人が少ないようです。今後の対応について町長に尋ねます。

2番目といたしまして、後藤大橋交差点について。昨年の県内交通事故でワーストファイブに入った後藤大橋交差点、国道403バイパス開通及び道の駅オープンで、すみません、「オー」がありませんので、「オー」を足しておいてください。交通量も今まで以上に多くなりました。毎年後藤大橋交差点における交通事故は減っておりません。対策は行っているが、事故が減らないのが現状かと思えます。現地は、魔の交差点とも言われております。大きな事故が起きないように対策を行う必要があります。11月10日の午後1時半頃、魔の交差点である後藤大橋で事故が起きました。国道403バイパスの中店から後藤に向かう中店・後藤1号線と主要地方道新潟五泉間瀬線での交通事故でした。後藤大橋交差点における交通事故発生状況として、平成30年度は人身事故が2件で、物損事故が7件で、計9件の事故がありました。令和元年度は、人身事故が3件で、物損事故が6件で、計9件の事故がありました。それに伴い、後藤大橋交差点における抑止対策として、平成31年2月に対策が実施されました。その内容として、速度を落とせの標識を抹消し、交差点注意に変更、交差点明確化のための警戒標識及び案内標識の設置、止まれ標示を手前に位置変更、減速指導線の補修、止まれ標示の追加、段差線、段差停止線の補修、中央線の延長、外側線から外側線をつなぐドットマークの新規標示です。以上の7項目の抑制策が実施されております。その後、令和2年3月、今年3月になるわけでございますけれども、加茂地区交通安全協会長と後藤大橋交差点における深夜の交通事故抑止対策について協議を重ね、一時停止標識柱にソーラー電池による赤色回転灯を設置しております。その後、町より9月には一時停止の標識の増設及び一時停止規制の予告標識の新設がされております。しかし、10月14日にも物損事故があり、今回の事故となっております。本年度は、人身事故が3件で、物損事故が1件となり、11月10日の事故は24日現在で人身事故か物損事故か決定されておられません。本年度も県内のワーストファイブに入ると言われております。今後の対策としては、加茂警察署の交通課長よりの依頼で今まで以上の対策の強化がされましたが、一層危機意識を持って対応について検討をお願いいたします。

質問といたしまして、1番、町も今まで後藤大橋交差点における交通事故対応は進んで行っております。しかし、現状はまだ恒久対策が進んでいません。どこに問題があるのか町長に尋ねます。

加茂警察署の交通課長の依頼で、中店・後藤1号線の対応を急いでいただきたい

と思いますが、これからの対応を町長に尋ねます。

3番目といたしまして、入湯税の減免措置について。青紫の宝石、アジサイが咲き乱れる護摩堂山。竹林に囲まれた自然豊かな山里で育まれてきた湯田上のお湯。さらりとしてじんわりと温まる爽やかな泉質は、いにしえより効能豊かな温泉として湯治客に知られてきました。ごまどう湯っ多里館は、この貴重なお湯をじっくりゆったり一日中味わっていただくよう何度でも入浴していただける日帰り温泉施設です。新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けた日帰り温泉がごまどう湯っ多里館でありました。それにもめげず、職員一同頑張ってくださいました。ごまどう湯っ多里館の設置目的として、田上ごまどう温泉を利用し、町民の健康増進や地域の活性化などに寄与することを目的とするとなっております。指定管理者からも入館利用者から喜ばれるサービスを常に提供し、入浴だけでなく食事、買物など全てが満足してもらえる施設を目指して運営をしていきたい、またそれに伴う条件がそろい始めております。運営の安定性を高めるには、入館者の増と自主事業の増が必要であり、今後も努力が必要と思います。入館者が喜んでくれる施設を目指したいとの指定管理者の談話があります。町として、国道403バイパス開通、道の駅たがみのオープン、護摩堂山の環境整備の継続でごまどう湯っ多里館の入館者増加に道をつけていただき、町の活性化に進んでいただきたいと思います。

質問といたしまして、佐野町長は国、県の手の届かないところにいる真に困っている人に対して、手を差し伸べると言われております。障がい者に対して入湯税の減免措置も必要かと思いますが、町長に今後の対応について尋ねます。

2番目、ほかの市町村では、付添いの方の入湯税の減免措置も行っております。入館者増加のために、町長に今後の対応について尋ねます。

4番目といたしまして、押印について。国の判子使用廃止方針を受けて全国の市町村が動き始め、県内でも12月定例会議での条件制定を経て、来年の1月から実施する予定の市もあります。柏崎市は、押印が必要な市の行政手続のうち約6割に当たる1,700件で来月1日から押印を省略すると発表しました。戸籍謄本の交付申請など、大半が市民に押印を求めている手続で、利便性向上と負担軽減を図るとの内容でした。国の判子使用廃止方針を受けて市が決めております。柏崎市では、現在2,700の手続で押印が必要とのこと。このうち法令や県の条例で定められているものを除き、市の条例や規則を変更することで少なくとも1,700件の省略が可能と判断しております。対象は、戸籍謄本、抄本の交付申請書のほか、町内会や団体が提出する補助金の交付申請書などです。精査中のため、さらに増える見込みとのこと

です。市議会12月定例会議で条例制定を経て実施するそうです。市は、新型コロナウイルス感染防止が求められており、押印の省略で各種手続をオンライン化しやすい環境づくりを進めたいとしているそうです。

質問といたしまして、上川法務大臣が婚姻届と離婚届での押印を省略すると意向を示していますが、行政手続での押印省略の議論の中で人生の節目の大きなものが出てきたわけですが、これについて町長はどのようにお考えか尋ねます。

柏崎市では、利便性向上と負担軽減を図るため、来年の1月から押印を省略することですが、田上町の押印の対応について町長に尋ねます。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、宝の山、護摩堂山についてであります。1点目の護摩堂山の年間の入山者数であります。この10年間はおおむね年間9万人から10万人の入り込み数となっております。町の観光関連施設では、湯っ多里館に次いで多くのお客様から訪れていただいております。

2点目の護摩堂山の宝についてであります。宝の意味、捉え方ですが、多くの方を引きつける魅力があること、様々な顔を持っていることが宝であると考えます。護摩堂山そのものが宝であります。気軽に登ることができ、山頂からの眺望はよく、季節によってはアジサイや可憐なヤマユリが咲くことなど、自然に親しみ、自然を十分に楽しめる場所であると思います。新潟市や近郊の市からのアクセスもよく、気軽に訪れられることも魅力の一つであると思います。麓の湯田上温泉は、開湯280年を超える歴史があり、県内の方を中心に多くの方が訪れています。護摩堂山中腹周辺のゴルフ場、湯田上カントリークラブからは、佐渡ヶ島などの眺めもすばらしく、その眺望も好評です。近年は、五泉、秋葉方面を結んだトレッキングなどでも多くの方から訪れていただいているとのこと。このように多くの方々を引きつけてやまない護摩堂山は、様々な魅力と可能性を併せ持つ山であります。このようなことから、私は自信と誇りを持って護摩堂山は宝の山であると言っています。

3点目の若い世代への今後の対応についてです。町では、9月から10月にかけて、テレビコマーシャルを活用した田上町自体のPR、各種観光PRを行ってまいりました。また、道の駅たがみの開業もあり、町外の多くの方々からも注目を集めています。この機会を逃すことなく、新型コロナウイルス感染症拡大の不安がつきまとう中であっても、新しい生活様式として、遠くに行かなくても近くで密を避けた休

日等の過ごし方として護摩堂山のハイキングなどを勧めて、田上町への誘客に努めていきます。感染症対策をしっかりと取った中で、護摩堂山を含め、田上町に多くの方々から訪れていただけるよう、観光協会、旅館組合などとも連携し、田上町の魅力をPRしてまいります。

次に、後藤大橋交差点についてお答えいたします。後藤大橋交差点については、これまで加茂警察署、加茂地区交通安全協会と一緒に様々な交通安全対策を実施してまいりました。町としても何とか交通事故多発への抑止効果が得られればという思いから、加茂警察署からの強い要望もあり、今年度は特に一時停止の標識を新設いたしました。しかし、残念ながら11月10日に今年5件目となる交通事故が発生しました。交通事故の減少を期待していただけに、大変残念な思いであります。これまでの事故の要因等について加茂警察署に確認をしたところ、大半は町道中店・後藤1号線の南側から後藤大橋に向かってきた車両と、信濃川沿いから県道新潟五泉間瀬線を通ってきた車両との衝突が多く、特に町外の方が県道と町道との交差点の存在に気づかずに事故を起こしてしまう事案が多いということでした。これからの対応につきましては、現在も引き続き加茂警察署交通課とどのような対策が取れるか協議をいたしておりますが、取りあえずその中で割と安価で即対応が可能な、視認性をより高めることでスピードの抑制を図る対策、具体的には交差点の手前に連続した注意看板等の設置を行いたいと考えております。加茂地区交通安全協会田上支部様の協力もいただきながら、早急に設置したいと考えております。その他の対策につきましても、経費面を含めてしっかりと協議しながら、できるところから取り組んでいきます。しかしながら、これだけで十分な対策が図られるとは考えておりません。点滅信号機の設置などの対策を講ずる必要があると思っております。加茂警察署、新潟県公安委員会にその設置を強く要望する考えでおります。県内有数の交通事故多発交差点という認識に立った上で、死亡事故はもちろんのこと、人身事故などが発生しないよう、しっかりと対応していきたいと考えております。

次に、入湯税の減免措置についてのご提案であります。入湯税につきましては、非課税規定や減免規定が定められておりませんが、公益上その他の理由により課税が不適当とする場合には、地方税法第6条の規定に基づきまして、条例に定めるところにより課税免除を行うことができるものであります。入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため課税する目的税であり、鉱泉浴場、温泉施設における入湯に対して課するものであります。入湯を目的として来場いただいている

お客様に納税していただくことは、施設の維持などの観点からも必要であると考えております。また、県内で減免を実施している自治体においても、その対象は福祉目的で設置された施設のみで適用されており、観光、商業施設への適用は見受けられません。このようなことから、入湯税に係る課税免除につきましては、その都度見直し、追加してきているところでもありますので、議員ご提案の件につきましては、今のところ課税免除の対象とする考えはございません。

次に、押印についてのご質問であります。日本の文化の一つである判子文化が変わろうとしていることに一抹の寂しさを感じるというのが私の率直な感想であります。その一方で、今の時代にふさわしい手続ということで考えたとき、昭和22年に施行されている現在の戸籍法を改正し、押印を廃止することで、手続される皆様の利便性の向上や効率性の向上が図られるのであれば、改革する必要があるのではないかと思います。いずれにいたしましても、現在国において押印を廃止する方向で検討を進めており、年内をめどに必要な政令や省令を改正した上で、法改正に必要な手続など方針を示すことになっているようでありますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

護摩堂山、最近木の伐採をしていただき、見違えるようにきれいになってきました。それで、先ほど護摩堂山はいろいろな魅力と可能性を持つ山であるとのことです。登山者が今後右肩上がりになるにはどのような対策を実施する必要があるか、町長に尋ねます。

護摩堂山の年間入山者の件でございますけれども、私年間入山者のチェックは必要だと思います。その中において、護摩堂山の登山をしてから、今度は田上の名所を巡るというような状態で、護摩堂山の湯っ多里館、そして椿寿荘、YOU・遊ランド、梅林公園へ行っていただきたいと思っております。最近国道403バイパス開通、そして道の駅がオープンされてから、町の食堂が混んできているという話も聞いております。これも経済効果にとっては重要なことかと思えます。

あと若い世代が登山しない件でございますけれども、残念なことに頂上のトイレが若い世代のトイレにはなっていないからです。今年7月に小学校3年生の孫と護摩堂山に登ったときです。孫に頂上に行ったら便所が汚いから、中ほどの便所でしっこをしていこうと話したら、汚い便所でしっこはできないとの話でした。私が見た限りでは、山だから仕方がないと思いましたが、孫たちにとっては納得できな

い便所であったようです。下山してから駐車場の便所を使用することにしました。これも残念なことに黄ばみが進み、黒ずみ状態の汚い便所でした。なぜこのように汚くなったか、町長に尋ねます。

続きまして、後藤大橋交差点についてでございます。それでは、後藤大橋交差点における対応の流れを時系列に話させていただきます。先ほど10月22日に総務課の鈴木課長、阿部主査、鈴木田上交番長、加茂地区交通安全協会田上支部より会長、副会長の出席の下で、後藤大橋交差点における平成30年から令和2年までの事故について鈴木交番長より説明があり、町の鈴木総務課長より町道中店・後藤1号線の今までの対応について説明がありました。その後、鈴木田上交番長より、今後の町道中店・後藤1号線の町への要望についての説明がありました。冬に向かいますので、事故防止のため対応を急いでほしいとの要望はあったかと思えます。10月30日には、加茂警察署で石井交通課長、鈴木田上交番長、町より総務課の阿部主査、交通安全協会田上支部より会長、副会長の出席の下で、町道中店・後藤1号線に対して交通課長より具体的な説明があり、早急に実施してほしいと、38歳の石井交通課長からは緊急事態であると町に要望されておりました。その後、11日後の11月10日の午後1時30分頃、後藤大橋交差点で事故が発生しております。この事故は、物損事故でした。事故直後、小野澤議員が現場を通っております。18日後の11月28日の午後3時30分頃、後藤大橋交差点で事故が発生し、今度は人身事故で、今年に入ってから4件目の人身事故となり、過去最大の年間人身事故件数となりました。今年、物損事故を入れて計6件になりましたが、今年の特徴は、国道403バイパスの中店から町道中店・後藤1号線に入ってから4件で、昨年までは事故の内容が違おうそでございます。今までは、ラウンドアバウトから中店のほうに向かった事故が昨年まではあったそでございます。今年の3月にソーラー電池による赤色回転灯を設置してからは、夜の事故が激減しているそでございます。後藤大橋交差点の事故について、鈴木総務課長より町長が相談を受けたのがいつ頃か、事故の発生を予測しての対応はされたか、町長に尋ねます。

事故に対しては危機管理が必要です。町は危機管理がされていたか、庁議での説明はいつあったか、町長に尋ねます。

押印についてでございますけれども、県は現在プロジェクトチームを作成し、押印を廃止する範囲などを精査しております。現段階で約5,000件の手続のうち90%は廃止を見込めるとし、早ければ年度内に一部手続で押印が不要となります。田上町は、どのくらいの手続の件数があり、廃止は何%になるか町長に尋ねます。

これで2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず最初に、護摩堂山の件であります。どう護摩堂山の入場者を増やしていくかと、こういうふうなお話だったかと思えます。議員もおっしゃられました。道の駅は大変にぎわっております。この道の駅のにぎわいをいかに、旧403の施設、そして商店、それから町のいろんな施設があります。護摩堂山を含めて、そちらのほうにいかに誘導していくかということが、一番これから大事なことになってくるのだと思えます。そういう仕組みづくりといいますか、この前、道の駅指定管理者との連絡調整会議に出させていただきました。町の例えば食堂はどこにあるとか、町のこんな施設はどこにあるのだとか、護摩堂山はどこから行くのだとか、いろんな問合せがあるように伺っております。そうしたこと、ちょっとしたマップというのですか、そんな形なんかどうなのだろうかというふうなことも話をさせてもらいました。ということで、道の駅においでになられる方々から、ただ道の駅をバイパスで通過するのではなくて、旧403のあのほうに誘導する仕組みづくり、これを考えていきたいなと、こう思っております。

それから、護摩堂山のトイレの件であります。第1回目の質問でトイレがきれいになったということでしたので、まさか2回目の質問で汚くなったということが出てくるとは思っていなかったのですが、汚くなった原因、長く使えば当然あれなのでしょうけれども、トイレのことについてはこの議会ではほかの議員からもいろいろと質問をいただいております。頂上に近いトイレについては、相当な予算も必要だというようなことで、なかなか対応に苦慮しているところではあります。しかしながら、駐車場のトイレとか、そういうところはもう小まめに清掃をすると。せっかく護摩堂山へ来て田上のきれいな空気を吸おうと思っても、それこそ本当にいい気持ちで登られて、また下りてきて、トイレに入ったらトイレが汚いということでは全く興ざめしてしまうわけでありますので、その点は小まめに清掃をして、きれいなトイレになるように心がけていきたいなと思っております。

それから、後藤大橋の交差点、これ非常に大きな問題というか、本当にあそこのガードレールは、直しても直しても事故によってへし曲げられると。私も通るたびにまともなガードレールになっているの見たことがないぐらい本当に事故が相次いで、ガードレールぐらいただったらまだあれなのですけれども、本当に重大な人身事故ということになると、非常に危惧されると思えます。そんなことから、警察署ともいろんな形で対策といいますか、いろんな形で手は打ってきてはいるのですが、なかなか事故が減らないというのが実情であります。先ほども答弁の中でも話をし

ました本来赤の点滅信号、そうしたのが本当は必要なのだろうなと思います。その辺もこれから、これからといいますか、加茂警察署とか公安委員会とも詰めていかななくてはならないのでしょうかけれども、それまでの間、先ほどお話ししました、それこそ応急的な措置になるかもしれませんが、これから、冬場のスノーポールありますが、そのスノーポールに、一時停止かな、2つのあれを何枚も交差点に向けて立てていく、そういう応急的な措置にはなるかと思いますが、結構それでも効果は期待できるのではないかな、こう思っております。来週にはそうした対応、措置を取る予定にしております。そんなことで、そのことで少し事故が減る形になってくれればいいなと、こう思っております。

それから、押印の件、総務課長に代わって答弁させます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、押印についてお答えをいたします。

先ほど町長答弁しましたとおり、国のほうの手続によってはまた必要になるかなということで、11月の庁議の際に、その前段で町長からそういう部分って町はどうなのかということで、庁議のほうで私のほうで話をさせていただきました。その中で、まだ国とか県から来ていないので、特に今のところはないと。ただ、今町のほうで実際それぞれの担当で使っている書式等でどうかというふうな形で話をさせていただきました。町の1階の関係、町民課、保健福祉課、教育委員会の関係は、様式には押印の部分は求めているのですが、実際にはそこはもう押印を求めているで、直筆でもいいということで対応しているという書類が何個かあります。ですので、今後また、先ほど渡邊議員が言われた戸籍の関係、それは当然国が、その法律が変わってからそれぞれ市町村になりますので、そういった部分は今後ある程度方針が出たら、課長会議の中ではそういう方針が出たらまた協議をしていこうということですので、今具体的に町全体でどうかというところまではいっておりません。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

護摩堂山の年間入山者のほうの人数の確認でございますけれども、日本では大体富士山をはじめとして赤外線センサーによる自動計測で入山者を確認しているようでございます。金額も2万円ぐらいで設置されるそうでございます。これほど安い買物はないのではないかと私思いますけれども、町長の考えを尋ねます。

先ほど藤田議員からも椿寿荘の件で話がございました。田上町の名所であります椿寿荘でございます。今年は、昨年から見れば半分ぐらいというような状態に入館者は減ったわけでございますけれども、これは新型コロナウイルスによってやむを

得ないと思います。ただし、少なくなっても、女子の洋式便所がないというような状態で、皆さん困っているようでございます。これに関しては、観光バスのドライバーの方が言っているということも聞いておりますので、昨年お願いしたかと思えますけれども、要望として聞いていただきたいと思いますので、その点について町長に尋ねたいと思います。

あと頂上にきれいな便所がということで話をしたわけでございますけれども、洋式のトイレが必要になるかと思えます。それによって若い人たちが護摩堂山にハイキングに来るかと思えます。令和3年度にじっくりと検討していただきまして、ふるさと納税を有効利用するか、ほかの件を考えるか分かりませんが、次の町長選挙がある令和4年度にはきれいな便所を設置し、護摩堂山にハイキングする人が多くなったと言えるようにしたいと思えますが、町長のお考えを尋ねます。

続きまして、後藤大橋交差点、事故が発生しているにもかかわらず、加茂警察署より対応を急いでほしいとの要望もあり、1か月も遅い先月25日ですか、総務課の今井係長と阿部主査が加茂警察署の石井交通課長を訪ねて、今後の対応について伺っております。11月12日、鈴木総務課長、阿部主査、小野澤議員、私との会議のときには、町と県が実施することがあるのか検討しますとの鈴木総務課長の話が何にも石井交通課長のほうには伝わっておりませんでした。石井交通課長もあきれ返っていたそうです。簡単に言えば、危機管理がされていませんとの回答でした。石井交通課長、鈴木田上交番長よりの町への要望は何回もありました。町の対応が早く進んでいれば、私11月28日の交通事故は防げたと思えます。なぜこのような状況になったか、町長に尋ねます。

人身事故、そして死亡事故が発生しないためには、どのようなことが必要かということでございます。あと町も危機管理に甘さがあったから交通事故が起きたと思えます。昨日も小野澤議員から話がありました。危機管理の重要性は、事後処理だけでは済まないということです。昨日佐野町長も危機管理のトップに立つ者の3つの行動原理の一つとして、最悪事態を想定して行動せよと話をされましたが、それが危機管理だと思います。町長のお考えを尋ねます。

これで私の一般質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 護摩堂山のセンサーの設置ということでございます。今年間9万人から10万人というふうなお答えをさせていただきました。あくまでも概数的などうか、本来の入山数とはまた異なっているかもしれません。このセンサーの設置、確かに今議員おっしゃられるように2万円程度で済むのが今あるのかもしれませんが。

それら必要性があるのかどうかということも含めて、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、椿寿荘を含めた護摩堂山のトイレ、先ほども申しあげました。新しいものにといいますか、改修ができれば一番いいのだらうと思えます。予算の関係もありますのであれですけれども、できるだけとにかく小まめに清掃する等して、トイレの管理に努めていきたいなと思っております。

それから、後藤大橋の交通事故の関係、警察のほうともいろいろ協議はしてきております。そして、交通安全協会のほうとも私自身も話をいろいろとさせてもらっております。それなりの対応はしてきたつもりです。ただ、それこそ先ほども申しあげたように、なかなか対策を取っても効果が実際に現れていないと、これまた事実です。そういうことから、今後そうした応急的な形ではなくて、本来は点滅の信号機をそこへつけてもらおうと、これが一番の大きなあれになるのだらうと思えます。そうしたことは、それからまた加茂警察署、また公安委員会ともお願いをしていきたいなと思っております。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井でございます。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第3波ということで社会がざわざわしている中ではございますけれども、淡々と田上町でできることは取り組んでいけるように努められればなと思っております。

さて、今回私は3つのテーマを一般質問に設けました。1つは、羽生田川の水害対策。2つ目は、野生獣対策、先回に続いてです。それから、3つ目が町内施設の利用改変についてということです。

まず、羽生田川の水害対策についてでございます。今年度から地域整備課長が替わりました。あえて羽生田川の水害対策を問い直します。羽生田川は、昭和40年頃に今の形になったと聞いております。加茂川の水害の影響でそれがあったというふうに、それによって昭和40年頃の改修と聞いております。当時は、田んぼもあり、保水能力もあったと思えますし、またコンクリートやアスファルトの面積も少なく、浸透能力も高かったと思っております。それが平成12年の7.15水害では、時間雨量70ミリ、72ミリだったと記憶しておりますけれども、で溢水をし、被害をもたらしました。その後いろいろな対策も取られ、総合的な効果を期待されています。

さて、佐野町長と時田新課長に問い直します。羽生田川の抜本的な改修は必要と思いますが、いかがでしょうか。今年完成した調整池と今工事が進められている調整池で十分でしょうか。過去の最大時間70ミリ、またはゲリラ豪雨と言われる100ミリの降雨に対応できるでしょうか。対応できるというのは、国道403が冠水しない状況になるでしょうか。

それから、コンクリートは永久と思われた建設材料でございました。それが寿命があるというふうなことが分かってきて、それがもう護岸がされてから50年以上たっているという状況です。これも根本的な改修が必要になってきているのではないかと考えております。これからの羽生田川の水害対策は、どのように進めていくのかを質問いたします。

2番目、野生獣対策についてです。9月の定例会では、野生獣対策、特に猿の対策に対する質問をしました。その後被害調査が行われたと聞きましたが、状況をお聞かせください。

それから、9月の猿被害の後、10月からは熊、イノシシの被害が各地であり、田上町内でも出没や痕跡が報告され、注意喚起がなされています。私自身も10月1日に阿賀町を車で走行中、ほんの1メートル脇のところに熊がいて、バックミラーで見たら、あっ、熊だと確認して、非常にびっくりして、これタイミング悪かったら熊と車がぶつかったというニュースになっていたなんて思うようなことも経験しました。その後、例えば11月25日の新潟日報なのですけれども、これには「里山復活で危険減らせ」ということで、要は駆除だけでなく、人間と共存できる自然環境づくりをということで、里山の復活として餌となる木の実が供給できる森林の手入れをすとか、要は木を伐採した緩衝帯と言われる感じの里山をつくって、その緩衝帯があるがために、野生獣はそこから人の住んでいるところには来ないというような環境をつくりなさいよというような話が出ていました。それから、つい先日の、これまたすごいなと思ったのですけれども、「鳥獣対策にドローン活用」ということで、私最初タイトル読んでも意味分からなかったのですけれども、要はドローンで、これ新発田市なのですけれども、新発田市は2019年に120万円の被害額が出ているそうです。電気柵も85キロにわたって設置したそうです。それでも駄目で、今回はドローンの赤外線カメラを設置して、熱感知でそれは人間なのか猿なのかイノシシなのかが分かるそうなのです。それによって野生獣の分布を把握して対策をするという、これまたかなりハイテクなものが出ていました。それから、執行のほうにもちよっと一部の方には、阿賀町の広報なのです、これ、阿賀町の広報紙。これには、

野生獣対策として補助金を設けますということで、今年度からアップになりますということで、2分の1補助で最高10万円ということで、イノシシには電気柵設置の費用、イノシシ用にはワイヤーメッシュ柵、猿ネット、それから追い払い用花火というのが対象なのだそうですが、それよりびっくりしたのが、ここにQRコードがあるのですけれども、てんめい群という群と月山群という群、2つの群れがいることを把握しているそうなのですけれども、その群れにGPSをつけて、その群れが集落の近くにきたぞとか、畑の近くにきたぞというのが把握できるようにしてあるというのです。私まだよく調べていないのであれなのですけれども、なかなかのハイテク対決策やっているなど。阿賀町は、鳥獣害対策に数千万円の費用を使っているというふうな話は聞いております。9月のときも今対策をしっかりやらないと田上町も相当の対策費を使わないといけなくなるぞというような話をさせていただきました。各地でこのような対策が取られています。このような現状の中、具体的、抜本的な対策は取られるのでしょうかという質問をします、まず。

そこで、もう一つ、質問は田上町の狩猟免許の取得者は何名でしょうか。また、その中でちゃんと狩猟に従事できる実人数は何名でしょうか。恐らく少ないと思われる。

また、猟友会に加わっている人はイコールなのでしょうか。そこで、狩猟免許取得の促進策をお聞きいたします。

それから、野生獣の対策は今言った緩衝帯、里山づくりもという話がありましたけれども、山林の整備、草刈りや間伐をし、隠れる場所をつくらないとか、緩衝帯をつくるというようなことが必要と思います。各地で河川敷の伐採や使用していない雑木、柿の木、栗の木などの伐採などが行われています。対策としてのそのような整備方針をお聞かせください。

3番目の質問です。町内施設の利用改変について。私が初めてキャンプをしたのは、小学校4年のときでした。ボーイスカウトの班キャンプで、くしくも護摩堂山でキャンプしました。そのとき朝の奉仕活動としてごみ拾いを、夜、前の日かな、一生懸命ごみ拾いをしたら、あじさい茶屋のおかみだったと思うのですが、翌朝タケノコ汁を作ってきてくれて、食べさせてもらったのを鮮明に覚えております。その後もボーイスカウト活動をする中で、いろんなところでキャンプをしました。高校2年生のときには、2泊3日の選考訓練に合格して、世界ジャンボリーの派遣団に選考され、世界ジャンボリーは行われなかったのですが、その代替のフィンランドでのキャンプを10日間経験してきたこともあります。その後も自

然学校のスタッフとして野外教育活動の応援をしてきたり、山と溪谷社が発行する「自然体験・野外体験ガイド2002」というののモデルを親子で行ったこともありました。そんなアウトドア経験がある私が、いろいろそういうのが好きなので、情報は収集しております。そんな私が提案することなので、真摯に受け止めていただきたいと思っています。

最近では、第何次になるのか分かりませんが、アウトドアブームです。スタイルも細分化し、ソロキャンプスタイルから豪華なグランピング、インスタ映えするおしゃれなタイプ、女子キャンプなんていう女子だけでするキャンプもあり、多岐にわたっています。また、アウトドア市場は様々な業種が参入し、活況を呈しています。ちなみに、インスタグラムで今年の流行語になったソロキャンプで検索すると、何と45万4,000の投稿がヒットします。それほど流行語に選ばれるぐらいソロキャンプというのの勢いがすごいですし、テレビでは、BSのほうなのですけども、「ヒロシのぼっちキャンプ」なんていう独りぼっちでキャンプをすとか、お笑い芸人の「西村キャンプ場」という番組があったり、またはジャニーズのタレントが山を買って自分たちでキャンプ場をつくるか、様々なものがあったりしています。私も今回本屋でこんな本買いました。「F i e l d e r」という本なのですけども、「孤独の焚火入門」という、これ買ったの初めてなのですけども、もうたき火の材質とか、たき火台とかどんなのを選んだりとか、火を楽しむとか、こんなことが1冊の本になるような時代でもあります。そういう時代でもあるので、田上町はどうでしょうか。YOU・遊ランドにキャンプ場があるのみです。法律、条例を遵守すれば、例えば直火をしないとすればほかにもテントを張れる場所はあるのかもしれない。

そこで提案です。鳶ヶ沢森林公園、梅林公園、護摩堂山山頂ふれあい広場周辺、また原ヶ崎運動広場などを、そんなにキャンプ場的ではなくても、1グループか少人数グループに限定してキャンプができる場所としてはいかがでしょうか。要はトイレと水場があれば、どこでもキャンプ場にすることができます。都市部でも都市公園で直火は禁止して、テント泊できるというアーバンキャンプの例もあります。利用規則を変更するだけでできると思います。もしかしたら規則変更しないでもできるかもしれません。多様化するキャンプニーズの中、プライベート空間も求められていますし、小グループに限定して行えば騒音トラブルもないと思います。観光協会か道の駅で受付管理するようにはどうでしょうか。特に山沿いの地域、鳶ヶ沢森林公園、梅林公園、護摩堂山山頂で人が活動し、気配と臭いを残せば野生獣

の出没も抑止できます。2番目の質問で行いました野生獣対策、それにはこれがあれば一挙両得だと思っています。観光振興と野生獣対策、町内施設を利用改変し、有効利用を提案します。佐野町長の考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、羽生田川の水害対策についてお答えいたします。議員おっしゃるとおり、現在の羽生田川は加茂川改修と同時期の昭和42年から昭和44年にかけて、農業施設災害復旧により整備されました。整備から50年以上が経過していることから護岸ブロック等の劣化も一部見られますが、極めて悪い箇所については毎年の維持管理費の中で、改修することで少しでも長くその機能が保てるように努めております。しかしながら、いずれは大規模な改修が必要となる時期が来るとは思いますけれども、抜本的な改修には相当な財政負担が予想されますので、まずはこれまでの答弁と変わることなく、河川機能を長く保つことができるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、令和元年度、令和2年度にかけて、羽生田、大道郷地区の雨水対策として調整池の整備を行っております。これまでも予算審査特別委員会、議会全員協議会等において、それぞれの調整池の概要を説明してまいりました。繰り返しになりますが、時間雨量100ミリの雨には対応しておりませんが、今年度の出水期には既に整備が完了した下吉田川ナンバー3雨水調整池は十分機能しておりました。今年度に整備が完了する予定の下吉田川ナンバー1雨水調整池が機能すれば、雨水対策がより一層進展するものと考えております。特に茶園川下流域や羽生駅裏の地域においては、この調整池による雨水対策の効果が現れるものと期待しております。今後につきましては、これまで同様、出水期前の河川パトロール、降雨時の早めの対応を取ることはもちろん、羽生田川の機能が失われることがないよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、野生獣対策についてです。猿の被害調査の結果ですが、31名の方に調査をお願いし、18名の方からご回答をいただきました。その概要は、被害面積で約3,000平米、被害額は約48万円でした。猿の目撃に関しては、最高で30頭ほどを目撃しており、この数年で出没範囲は広がり、出没回数も多くなっております。こうした中、今後は野菜や果樹等の作付をやめると回答した方もあり、耕作放棄地の拡大が懸念されます。最近では、猿のほかに熊、イノシシの目撃や痕跡情報が相次いでおります。町では人命最優先の考えの下、ホームページやメール配信、防災行政無線、広

報車、文書の配布などで注意喚起に努めてきました。その都度、警察、県をはじめ、関係機関にも連絡しました。加茂警察からはパトカーによる警戒、猟友会からはパトロールなどのご協力をいただいております。

田上町の狩猟免許の所持者は13人です。狩猟に実際に従事できる人数であります。猟友会の田上分会には5名の方が会員に所属しております。これまでの間、有害鳥獣の駆除、パトロール活動等に従事していただいております。こうした中、町では狩猟免許の資格取得に向けての支援策として、昨年度から有害鳥獣担い手緊急確保対策として予算化しておりますが、残念ながら今のところ申請者はおりません。現時点での対策に関しては、既に広報でお願いしております。各ご家庭においては、熊をはじめ野生動物の餌になるようなものを家の外には放置しない、家庭ごみは決められた場所、曜日に出すことを呼びかけております。今後とも鳥獣被害防止対策連絡協議会を中心に情報共有を図り、ほかの自治体の事例を参考にしながら対策を検討してまいります。

最後に、町内施設の利用改変についてです。近年のアウトドアブームや今回の新型コロナウイルス感染症拡大の中で新たなニーズが生まれていると思います。町内施設を有効利用して観光振興と獣害対策を図るとのご提案であります。これまでそのような要望や問合せ等は特にありませんでした。今回新しいご提案をいただき、観光振興への期待もありますので、観光協会に伝え、研究してみたいと思っております。

なお、獣害対策としては、まだ出沒がない地域等であれば効果はあると考えますが、出沒が相次ぐ状況や出沒場所をキャンプ等に利用することは、利用される方がけがをすることがあってはなりませんので、それは慎重に考える必要があるかと思っております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

羽生田川の水害対策についてです。町長、今の答弁の中で、いずれは大規模な改修が必要となる時期が来るとは思いますが、今はという話ですが、そのいずれは改修が必要な時期というのは大体どのくらいをイメージしていますか。今五十数年たっていますけれども、まさかあの構造物が100年もつとは思わないのですけれども、どのくらいのイメージを持っているのかというところをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、これまでと変わりなくというような話なのですけれども、町長、時田

課長が今回地域整備課長になったというのはいいタイミングで、いい時期だったのではないかと考えております。若い時田課長がまだこれから何年も行政経験やれるわけなので、ぜひ彼に研究をさせてみてください。地元も近いわけですし、私もいろいろ勉強をしました。掘り返すことができる砂防ダムみたいので沈砂池を造ったらいいのではないかとか、または多自然型河川とか、またあそこは今普通河川ですけども、工事期間だけ二級河川にするというウルトラCもできるのではないかとか、様々なことを研究しているのですけれども、これから町単独でやるというのは非常に難しいことなので、当時はそれこそ今書いてあるように農業施設災害復旧というのでやったという経緯もありますので、研究重ねていろんな予算の引っ張り方とかやり方を研究するように、まだ先が長い課長ですので、ぜひ研究テーマの一つにさせていただければと思います。町長、できれば今年度新しく課長に就任した時田課長からも一言取り組みの姿勢をコメントさせていただければと考えております。

それから、町長の今の答弁、調整池ができたということで、茶園川流域や羽生田川駅裏はいいということなのですが、私の質問は駅前とか金子薬品の前辺りの国道403の水没、あそこはともかく解消されなければならないなと考えているのですけれども、今回の改修でそれは解消されるのかどうか。土田課長は大丈夫だと言っていたようなのですけれども、前課長は。そこら辺ももう一回答弁ください。

それから、野生獣対策についてです。被害額48万円、結構出ていました。でも、金額の問題ではありません、佐野町長。昨日昨今の農業の問題もありましたけれども、要は果樹や野菜の作付をやめてしまうという回答があったということで、こういうことで田上町民の生きがいを奪われるようなことがあってはならないと思います。猿やイノシシによって、人間の楽しみが奪われるなんていうことがないようにしてもらいたいと思いますし、これ以上耕作放棄地が拡大すればもう悪循環、そこをまた根城にして猿、イノシシが出てくるという悪循環に陥ってしまいます。そういう中、狩猟免許も、免許所持者13人、猟友会5名という非常に少ない人間で、補助を出しても誰も応募しないという、これもやり方を変える必要があるのかなと思っています。誰かが「池井さんも狩猟の免許取ればいいじゃない」と言われたけれども、私も猟銃買うのも大変だし、維持する、管理するのは相当難しいというようなイメージがあります。だから、私も「いやいや、できないよ」なんて言ったのですけれども、私もよく考えてみると、わなの免許というのものもあるわけです。わなだけの免許だったらいけるかなとか、そんなふうに思ったこともあります。ですから、そういうふうに猟銃だけで管理やるというとハードルが高いかもしれないので、そ

ういう多角的な方面から協力を求めるような戦略をお願いしたいと思っています。

それから、もう一つ、先ほど申し上げたように、要は間伐をすとか緩衝帯をつくるような草刈りをすとか、そういうふうな対策事業は行えるのか、考えているのか、そこら辺もお聞かせください。

それから、3番目の質問です。アウトドアブーム、観光協会に投げたみたいな形で、ぜひ有効活用して、規則上は多分直火をしなければ、火気の使用の制限とかはあると思うのですけれども、どこでキャンプしても悪いなんていう条例は多分ないと思われま。そういうふうにできるということであれば、それこそまた道の駅を中心として、いろいろな田上町に来る人に広げられていくのは間違いのないところでございます。

それから、町長、最後に例えば鳶ヶ沢森林公園みたいに野生獣が出没しているようなところは逆に危険なのではないかというような話ありますけれども、これも鶏が先か卵が先かみたいな問題で、人がいれば野生獣も来なくなるしというふうになるかもしれません。それは、安全対策を周知した上で、そんなこと言ったら日本の登山なんていうのは、どこのキャンプ場も、上高地ですら熊にテント襲われたよなんていうこともあるわけですから、それはリスク管理しながらキャンプを楽しむというような注意喚起をすればできることだと思いますので、そこら辺もぜひ検討をしていただければと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。

羽生田川、いずれは改修、どれぐらい先の話なのだろうと、こういうことでありますが、どれぐらいのイメージというのは私自身も分かりません。はっきり申し上げて、なかなか申し上げられるあれではないかなと思っております。今回第3調整池、それから第1調整池、確かに100ミリの対応にはなっていないということを聞いております。今それこそ本当にゲリラ的な豪雨がもうどこに起きても不思議でない状況です。もう想定外、想定外というようなゲリラ豪雨もあるわけですので、本当にそういう意味ではこの調整池だけで被害を防げるのかと云ったら、それはなかなか言い切れるものではないかと、こう思っております。ただ、そうやって調整池が完成することによって、かなり被害については防げるのだろうなということでもあります。その辺は、それこそ時田課長のデビュー含めて、時田課長からも説明をさせてもらいたいと、こう思っております。

それから、害獣対策であります。これ本当に各自治体どこでも大変な問題になっ

ております。県も害獣対策を本当に真剣に捉えてきております。先月でしたでしょうか、町村会があったのですけれども、県のあれは環境課になるのでしょうか、害獣対策について県のほうからご説明というか、ご報告がありました。それぐらい県としても害獣対策について、本当に真剣に考えておるようでありまして、当然町としても、こうした害獣の被害によってこれまで果樹栽培をやっておられる方が、こんなだったらやめようかと、もうこんなに被害が出るのだったらもう続けていかれないやというふうな、そんなことの起きないような形でしっかりと対策を練っていかなくてはならないなと、こう思っております。

それから、狩猟免許、補助金を出して町としても何とか狩猟免許を取っていただくようにということでやっておるのですが、残念ながら今のところまだ申請がありません。それも今それこそ議員おっしゃられるように、何か方法を変えた形での申請の仕方といいますか、何か考えていかなくてはならないのかなということも考えております。

それから、新しいご提案ということで、キャンプ場の開発ということをご提案をいただきました。議員もおっしゃられるように、新型コロナウイルスの関係で非常にそうしたキャンプ場が今どこでもにぎわっておるといふふうに聞いております。先日も、あれはテレビ報道を見ておりましたら、京都府のどこだったかな、もうそれこそ密を心配しなくてはならないぐらいの、キャンプ、アウトドア、感染のリスクを少しでも防ぐ中で楽しみたいということの中で、本当に京都府のその場所自体が、もうそこが密になるぐらい今アウトドアが、特に若い人たち、若い家族に利用されていると。そういうことからいえば、町にキャンプ場はYOU・遊ランドのあの1か所しかありません。確かにもっといろんなところでそうしたキャンプ場の開設も決してできないわけではないなと思っておりますし、そうしたことも含めてこれから検討していきたいと思っております。

では、時田課長から、デビューも含めて、説明していただきます。

地域整備課長（時田雅之君） 今ほどの池井議員のご質問に回答させていただきますけれども、羽生田川の改修につきましては、今ほど町長がご答弁されたように、前任の土田課長も申しておりましたが、できる限り維持管理に努めまして、河川機能をもたせ、改修時期はこの場でいつ頃を想定しているかというお話はできませんが、河川の維持管理に今後も努めていきたいと考えておりますので、そういった方向でご理解いただければと思います。

それと、私事務職でありまして、技術、知識を持っておりません。ただ、幸い先

輩課長、またOB職員、皆さんすごくご協力いただきまして、様々なことを今勉強させていただいております。私自身も一応自分の目で確認することを第一の仕事として認識しておりまして、いろんな町民の方とこれまでもお話をさせていただいておりますし、現場の確認もさせていただいております。その中で、決して机上の仕事と言われないよう、皆さんの声を十分にお聞きした上で、より要望に沿った仕事ができるようにまた今後とも勉強していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、調整池の関係になりますけれども、昨年度は町長おっしゃったように下吉田川ナンバー3の調整池ということで、バイパス下の雨水調整池のほうを整備させていただきました。今年度予定しております今施工中の下吉田ナンバー1、羽生田製作所様の裏手になりますけれども、そちらの雨水の調整池が終わりますと、今ほど池井議員が言われておりました金子薬局の前、それから羽生田製作所付近、あそこら辺の冠水というところには一定の効果があると思っておりますので、私自身も期待しておりますし、来年の出水期のときにもまた自分の目で確認していきたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） ありがとうございます。

時田課長、デビューということで、あなた若いので、とにかく時間がたっぷりありますので、ぜひ研究したり、私は新しい課長になってから評価しています。地域の道路に穴が空いているなんていうと、もうすぐ対応してくれたりとか、フットワーク軽くて行動力あるなと思っておりますので、よろしく願いします。町長、ですから、町長からぜひ研究させますという一言を、あらゆる可能性を、予算面のこともそうですし、工法のこともそうですし、時期のこともそうです。研究を指示していただければと思っております。

それから、野生獣対策についてなのですけれども、明確な答えがない。私が質問しているのは、先ほどから申していますように、緩衝地帯となるような樹木の伐採、草刈りとか、そういう対策事業は行えるのか。それにプラスして、電気柵みたいな補助制度もそういう耕作放棄を考えなければならないような人たちのために行えるのか、その可能性、2つについて教えてください。

それから、町内施設の利用改変について、ぜひこれは私、提案です。お金かからない提案ですので、さっきの椿寿荘の母屋の特別公開みたいな感じでもいいのですけれども、例えばふれあい広場でタケノコ狩りやるときには、1泊で親子でタケノ

コ掘りを楽しめるとか、または企画限定なのでしょうけれども、護摩堂山でキャンプしようみたいな企画をやるとか、そういうのはあってもいいと思いますし、ともかく今鳶ヶ沢森林公園というのはほとんど人が行きません、予算は使っていても。ですから、これは有効利用として、鳶ヶ沢森林公園、あと梅の花の時期以外は梅林公園も人がいません。ですから、そこの有効活用としてのそういうキャンプ利用みたいなのを、派手にやらなくて結構です。本当1日1組みたいな感じでいいと思うのですけれども、そのような取り組みはぜひ、これは提案ですので、検討して、観光協会に投げても結構だと思いますので、前向きに、限定使用と通常、通年使用とできるようにしていただければと思います。

3回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 羽生田川の改修、それいつになるか分かりませんが、当然町単独でやれるような事業ではもちろんありませんので、もしそういうふうな形になればいろんな有利な制度を活用した中でやることになろうかなと、こう思っております。そういう意味で、これから時田課長から、議員言われるようにいろんな研究といいますか、これから勉強して行ってほしいなというか、そのように思っております。

それから、先ほどのまた害獣対策に戻るのがありますけれども、イノシシでも熊でも猿でもみんな境界というか、それがなくなってきたりして里山に出てきている。隠れる場所があるためにそういう大きな被害が出てきた。そうしたところを草刈りをするとか間伐をするとか、そういうことは非常に有効な策だというふうに聞いております。そういうことも含めて、そしておりであるとかフェンスであるとか、そうした補助金の問題であるとか、そういうことも含めてこれから検討させていただきたいなと、こう思っております。よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩をいたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

一般質問最後、6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） 6番、中野和美、一般質問させていただきます。よろしく願い

いたします。

この1年余り、交流会館、国道403号バイパス開通、道の駅、地域学習センターと、大きな事業がめじろ押しでした。町職員や関係者の皆様のご努力に感謝いたします。それとともに、継続事業についても触れたいと思います。継続事業の効果、また重要性について。まずは、ごみ処理についてですが、令和2年度に生ごみ処理の予算を組み込んでいただきました。今現在の執行率は、20%から25%のところだそうです。ホームページや「きずな」では案内はしているのですが、町民数名ですが、尋ねてみると、制度自体を知らなかったり、使い方が分からない、利用価値を感じていないなどの返答が返ってきました。なるべく多くの方に利用していただくには、これをクリアしていかないとこの施策の思いは普及していきません。コンポストは、野菜の切りくずだけでなく、卵の殻、夏ならスイカの皮、冬ならミカンの皮、バナナの皮、庭の雑草など、そのままコンポストに入れても良い土になりますが、EM菌などを振りかけると発酵が早く進み、ますます良い土となります。ごみは、目安としてどのぐらいになるかを実験してみますと、生ごみだけで1家庭二、三日で少なくとも400グラム、洗面器1杯ぐらいには出るようです。これを4,000世帯で掛けてみると、生ごみ1.6トンになります。現在多額の修繕費を投入しながら使い続けなければならない焼却場の負担を軽減していくためにも、町民もしくは加茂市民も含め、分別の準備などの習慣化や少しずつの誘導努力が必要です。コンポストや生ごみ処理機の有効な使い方教室を開催したりすること、私が一般質問で取り上げることもその一つになると考えています。この施策を単年度で終わらせるのではなく、継続事業として取り組んでいかなければ、町民のごみを分別する等の普及や習慣化は望めません。これからごみ処理場を建設する検討段階にあるこのときから準備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

先日の事業計画の報告の中で、道路整備に関しては地元の要望を受けてから判断するとの返答をいただきました。それはそれで、地元の今現在必要な重要度の高い要望から受け入れて予算につないでいくという柔軟な方法であるとも考えられます。しかしながら、国道本線沿いには歩いているだけでも車との距離が十分に取れず、危険な箇所もあり、実際に交通事故も起きてきました。国道バイパスもつながり、交通量は軽減されましたが、歩道整備は地元町民の命を守る大切な整備事業ですので、計画的に予算を配分して行っていただきたいと考えます。考え方をお聞かせください。先日交通量の計測も実施していたようですので、分かるようでしたら計測結果もお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の継続事業の重要性についてのご質問にお答えいたします。

ごみ処理につきましては、令和2年度より各家庭や事業所等から排出される生ごみの減量及び町民皆様の環境への意識の高揚を図ることを目的とするとともに、現有の清掃センターの延命などの観点も踏まえて、生ごみ処理機器の補助を始めました。令和2年11月末での実績としては、電動生ごみ処理費は4基、コンポストは6基に対して補助しております。実績として決して多くはありませんが、できるだけ多くの町民の皆様から利用していただければと考えております。また、生ごみ処理機器を使用しなくても、各家庭においては十分生ごみの水分処理をされてから処分するなど、町民の皆様にはそれぞれのご家庭や事業所等において、可能な方法でご協力をいただいております。このようなことから、生ごみ処理機器の補助制度を継続していくことはもちろんであります。それ以外の方法による生ごみの減量などについても大勢の町民の皆様からご協力をいただけるよう、将来に向けた取り組みを進めていくことは必要であると考えております。

続いて、道路整備の関係についてであります。国道403号線の歩道整備に関する質問であると思っております。歩道整備に関しては、個人の資産を買収させていただく必要があり、整備することにより個人所有の区画等に影響がある場合は補償で対応していくこととなります。地権者及び家屋等の所有者の方々のご理解とご協力がなければ実現できないという側面を有しております。そのため、地区においては整備予定区間の地権者の方々からは100%の同意を得ていただくことが最も重要であり、そのことがスムーズな要望の採択へとつながってまいります。したがって、県から計画的な予算配分を行っていただくためにも、その対象となる地区において地権者の方々の十分なお理解をいただいた中で町に要望を上げていただければ、町は県に対して継続して強く要望活動を実施していくことができます。

なお、県が行っております交通量調査につきましては、令和2年11月26日から実施をしております。結果についてはまだ分かりませんので、ご承知おきを願いたいと思います。

以上でございます。

6番(中野和美君) ありがとうございます。

それで、なぜコンポストを一生懸命私よりもっと皆さんに使ってほしいと言うのか

と申し上げますと、以前町民の方で、夏にスイカが腐ってしまったと。でも、どう処分していいか分からなくてそのままごみに出したというのを聞いていまして、いや、それそのままごみに出したら大変な水分量だから、それは勘弁してほしいねという話をしたことがありまして、普通は皆さん水分をちゃんとネットなどで取るようにして出してくださっているとは、大半の方がそうだと思いますのですけれども、実際そういう方もいらっしゃったので、これは町民に定期的にお伝えしていかなければいけないことだと、本当に痛感私はしております。

以前に町でコンポストの斡旋をしたときに、町で一旦コンポストを購入して、町で在庫を持っていて、それを町民の方に販売したということで、今現在1つまだそのときのコンポストが倉庫に残っているようなのですけれども、それも今回の、来年度からでいいのですが、それもはけるような形で事業化しないと、そのままということなので、事業化、たった1個ですけれども、町にある在庫を分けますよという方法でもいいですし、道の駅で使ってもらおうとか、そういう方法なり、いろいろな方法が考えられると思いますので、ぜひ無駄にならないように利用をお願いいたします。なおかつ町民の方にも、コンポストや生ごみ処理機、来年度も再来年度も続けていっていただきたい事業だと考えています。

そして、生ごみ処理のことから申し上げまして、今回の焼却場、検討委員会入るようなのですけれども、SDGsを取り入れた環境問題に優しいごみ処理場をお願いしたいと思います。今度の23日に加茂市・田上町消防衛生保育組合のほうで、どんな方法があるかということで、処理方法の提案が聞けるということなのですが、その辺も注視していきたいと思っております。その話また終わりましたら担当議員の方からも報告もあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、歩道整備に関してなのですけれども、個人の資産を買収してということなのですが、空き家なども田上町にはいっぱいあるわけで、買収するときそういう代替地をあてがうというような形を取ると、税の優遇制度もあつたりしますので、その辺も案内しながら、危険な箇所は少しずつ動いていただくという形をどうしても取らなければいけないと思ひます。私が一番危険だと思ひるのは、役場から真つすぐ国道403号線突き当たって、丁字路から藤次郎のほうに向かいまして、山になつて下がつて、あそこがとつても一番危険なのではないかと思ひていまして。カーブになつていて、なおかつ歩道もなく、交通量もかなりありますので、その辺を広げられないわけではないなというふうに思ひのですが、その辺を考慮に入れていただけたらと思ひます。

あと今日もお話のテーマに上がっていますが、後藤大橋のところなのですけれども、本当にあそこ、私もガードレールがいつもへん曲がっているのを見て、すごい、何でこんなにここにぶつかるのだろう、みんなと思うのですが、県道1号からずっと入ってくる、もしくはバイパスのほうからずっと上がってくると、結構スピードを皆さん出してくる場所なのです。交差するところでもあって、そのところでどうしてもぶつかるのかなというところで、でも人身事故だけは避けてほしいので、これも歩道整備になるのか分からないのですけれども、橋梁整備になるかもしれないのですが、よく橋の横に人が歩ける歩道みたいな、仮設みたいな形で、鉄でしようか、何かで造ったりしているところがあるのですが、そういうふうな歩道というか、ことは考えられないものではないでしょうか。その辺もかなり劣悪な交通状況だということなので、考えてみるという手もあるかもしれません。その辺どのようになるのか、もし分かりましたら教えていただきたいのと、検討していただけるのかどうかお願いいたします。

そして、最後に県が行っております交通量調査なのですけれども、まだ結果が出ていないということで、かといってバイパスができてから大きな変化が起きていると思いますので、以前の交通量も含め、比較ができるものが、後日でよろしいので、できましたら資料の提出をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 中野議員からは、いつもごみ処理の関係について関心を持っていただいてご提案をいただいておりますことに、本当にありがとうございます。

ごみ処理、焼却場を延命化させるためには、どうしても町民の方々からご協力をいただかなければならない状況であります。そういう意味において、生ごみ処理機であるとか、それからコンポストの関係、こうしたものは本当にこれからも継続した形で町民の方々にお願ひをして、できるだけひとつ生ごみの減量化に努めていければなというふうを考えております。消防衛生組合で今後そうしたごみの処理方式、どういうふうな形になっていくのかも含めて、新しく新設する、または広域処理になるのか、その辺も含めてこれから検討していくこととなりますので、ぜひひとつご理解をお願ひしたいと思っております。

それから、歩道整備のことですけれども、中野議員おっしゃられるのは私羽生田の歩道整備のことかなと思つたのですけれども、原ヶ崎の話がされました。当然歩道整備、羽生田ばかりではなくていろんなところで、本当に整備しなければならぬところというのはいっぱいあるわけなのですけれども、先ほどもご答弁申し上げ

ました、地元のご同意というのかな、がないとなかなか計画に進んでいきません。町は決して受け身的な、先ほども答弁の中で、受け身的な形で取られるかもしれませんが、決してそうではありません。私地域整備課の時田課長にも指示はしておりますけれども、そういう地元から上がってからのこのようではなくて計画的に、町として歩道整備というのは当然重要な課題でもありますので、そういうことは町が主導的な形の中で、町民の方々からいろんな形でご理解いただくのは当然ですけれども、そうした形で、町も主導的な形で動いていかなければ駄目だよということは指示はいたしております。

それから、後藤大橋の件です。今日も答弁をさせてもらいましたけれども、本当に憂慮すべき、それこそ魔の大橋になっているのですが、歩道がどうのこの私も理解できないところもあるのですけれども、また中野議員からいろんな形で聞く中で、どういう形ができるのか検討させていただきたいと思っております。

6番（中野和美君） ありがとうございます。十分に検討をよろしくお願いしたいと思っております。

そして、継続事業の中で、通告書に入れなかった件で、継続事業なのですが、先日成果の説明でも報告がありました地籍調査業務の継続事業のことについてなのですが、令和元年度、進捗率が25.2%、毎年本当に0.2%から0.5%の進み具合でしかないのですけれども、この事業は固定資産税に関わる事業であるとともに、町民の資産を守る大事な事業でありますので、継続事業として続けていただきたい。課長もそのまま続けていきたいということをおっしゃってましたので、それは続けていっていただけるのだろうと期待しております。昔の測量技術は、実際の面積とかけ離れていることが多く、地積更正登記をしない限りは修正できませんので、これも継続事業として引き続いてやっていただきたいと思っております。

その中で、測量はみんな国から費用が出るのだけれども、それ以外の職員の負担が大きいという話がありました。でも、もしそれで職員の負担が大きいということであればマンパワーが足りないということではないのかなと、そんなことからもうかがえますので、マンパワーのことはまた後日違うときにお話しさせていただきたいと思っておりますが、継続事業、必要なものは続けていただきたい。町民の資産を守る、命を守るということで、よろしくお願いたしたいと思っております。それ以外に何か答弁ありましたらお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） いろんな継続事業ございます。当然必要な事業については継続し

ていかなければならないと思っております。

それから、先ほど答弁忘れておりましたけれども、交通量調査、これ11月26日から交通量調査今やっておりますので、それら結果が分かればまたお知らせできるかなと、こう思っております。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時35分 散 会

別紙

令和2年 第8回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和2年12月10日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(12 月 17 日)

令和2年田上町議会
第8回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年12月17日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

-
- 日程第1 議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第2 議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第1、議案第56号から日程第3、議案第58号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員会における議案付託審査の結果を申し上げます。

議案第56号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。これは、公職選挙法の改正に伴い、自動車の使用、ビラの作成、ポスター作成の公費負担に関し、必要な事項を定め、条例を制定するものです。

次に、議案第58号 田上町入湯税条例等の一部改正について、これは地方税法の一部改正に伴う条文内の字句を修正するもので、入湯税条例のほか、督促手数料及び延滞金徴収条例、下水道事業受益者負担に関する条例、介護保険条例、後期高齢

者医療に関する条例の5つの条例について改正を行い、令和3年1月1日から施行されるため、本議会に上程されました。

議案第56号及び議案第58号の条例に関する2議案は、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正についてご報告申し上げます。

審査の結果、原案可決でございます。これは、平成30年度の税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除の引下げが実施されることに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得に意図せざる影響や不利益を生じないようにするために行うものであります。

具体的な内容といたしましては、一定給与所得者等が2人以上いる世帯では、課税見直しにより国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるということから、その影響を遮断するために軽減判定基準の見直しを行います。国民健康保険税の減額対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から10万円を引き上げ43万円にし、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金受給者の数の合計から、1を減じた数に10を乗じて得た金額を加えるものであります。

質疑の中で被保険者の現状説明を問うものがありまして、町の国民健康保険被保険者は全体で2,771名、1,716世帯となっており、そのうち2割、5割、7割の軽減を受けておられる方々は1,760名、1,098世帯となっているとの説明がありました。今回の条例改正により、これら軽減を受けている方々の軽減措置に関する影響は全く生じないものとなりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、
ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第56号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場での討論に参加いたします。

さきの全員協議会の際に、こうしたいわゆる町会議員の選挙、町長選挙における公費の負担が全体として六百数十万円に及ぶということ、そして今コロナ禍の中で住民は大変な苦勞をしているわけにありますから、こうした点では住民の理解を得られる一定の期間を置いてから議決すべきだということを主張しましたが、残念ながらそこでは全体の合意を得ることができませんでした。しかしながら、この公費による負担は誰もがお金の心配なくして立候補できるという条件を広げるものであり、そのもの自体には優れた内容であります。

一方、供託金が15万円という額がありますが、これは田上町で見るとおよそ50票得られれば供託金が返ってくるということで、供託金があることによって立候補をとどめるという事態にはならないと判断し、こうしたことから賛成の態度を表明したいと思います。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第58号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|--------|---------|----------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 59号 | 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について |
| 日程第 5 | 議案第 60号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第 6 | 議案第 61号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第 7 | 議案第 62号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第 8 | 議案第 63号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第 9 | 議案第 64号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第 10 | 議案第 65号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について |

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第59号から日程第10、議案第65号までの7案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算(第10号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費(1項、5項)、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について報告します。

一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出にそれぞれ3,291万2,000円を追加補正するものです。

歳入については、国庫支出金から民生費国庫負担金では、障がい者自立支援の利用者や幼児の広域入所が増えていることによる国が2分の1を負担、総務費国庫補助金から住基システムとマイナンバーを連携させる税番号制度システム整備で国から10分の10の補助と、衛生費国庫補助金から高齢者などPCR検査助成事業で65歳以上の基礎疾患者に対しても国から2分の1の補助を受け入れています。県支出金から民生費県負担金では、障がい者自立支援として諸費の4分の1を受け入れ、幼児の広域入所についても4分の1を受け入れています。農林水産業費県補助金では、機構集積協力金交付事業で経営転換を図る4名の方への事業費で県から10分の10が補助されます。繰入金は、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の令和元年度事業費の精算による繰入れです。また、財源に繰越金を充当しており、繰越金の保留額は2,380万円ほどになります。諸収入は過年度収入であり、国庫負担金の令和元年度実績から不足分を受け入れています。

次に、歳出については、各款の項目全般にわたって共済費の経費を補正しています。

総務費、1項、5項では、歳入で述べた税番号制度システム整備に係る委託料のほか、統計調査事業の共済費を補正するものです。

労働費では、雇用その他事業で4月から行う乗り合い公共交通実証実験に伴う全戸配布のチラシやパンフレット、タクシーに貼り付けるマグネットシールといった印刷に係る費用です。

農林水産業費では、農業振興事業の鳥獣対策に係る職員手当と、水田農業構造改革対策事業で歳入でも述べた経営転換を図る4名分の費用を補正するものです。

商工費では、商工総務費の職員の異動による諸手当と共済組合負担金の補正です。

土木費では、道路橋梁総務費の職員手当と共済組合負担金の補正のほか、下水道対策費の下水道事業特別会計への繰出金を補正するものです。

議案第59号は、質疑及び討論はなく、審査の結果、原案のとおり可決しました。

続いて、議案第60号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について報告します。下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加補正するものです。これは、総務費及び下水道費に係る共済組合負担金の補正に伴うもので、歳入の一般会計繰入金から繰り入れます。

次に、議案第65号 同年度田上町下水道事業会計補正予算（第4号）議定について。下水道事業会計補正予算（第4号）は、資本的支出を1万4,000円追加補正し、共済組合負担金の不足分を補正するものです。なお、法定福利費引当金繰入額については、1万円を減額補正しています。

議案第60号及び議案第65号の2議案は、質疑及び討論はなく、審査の結果、原案のとおり可決しました。

なお、議案審査の後、事務報告として、田上町デマンド型乗合タクシー、愛称、マスコットキャラクターの募集要項並びに町道坂田・湯川2号線、上野地内民地石垣崩落について現状の報告があったことを申し添え、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、議案第59号及び議案第61号から議案第64号までご報告申し上げます。いずれも審査の結果は原案可決でございます。

まず、議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費（2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費となります。

今回の補正は、標準報酬月額や負担金率の改定による共済費の整理、また、令和元年度の事業費確定に伴う返還金等が主だったものとなっております。それ以外では、3款民生費において、障害者自立支援事業1,200万円の増額は、グループホームや生活介護、自立訓練、就労継続A型で、それぞれ当初見込みより利用が増えたことによるものでございます。また、幼稚園関連として、保育士1名の育休延長により人件費171万1,000円の減額、広域入所が当初見込みより増えたことによりまして241万円の増額となっております。

質疑では、保育士の配置等に問題はないのかとありましたが、配置基準を守り適

正に配置をしているとのことでした。

また、4款衛生費では、新規事業といたしまして、高齢者等PCR検査助成事業321万3,000円が盛り込まれ、これは65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方の任意PCR検査の検査費用を助成するもので、個人負担は2,000円となっております。この検査の委託先は県央研究所となっております。

予算がなくなった場合の追加等はどのようにしていくのかという質疑がありまして、現時点では、予算執行が終われば再度追加ということは現時点で考えていないとの考え方が示されました。

次に、議案第61号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出それぞれ13億4,483万円とするものです。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税で、新型コロナウイルスの影響による減免措置に伴い500万円の減額、県支出金として高額療養費の増加分、また新型コロナ減免分としてそれぞれ297万5,000円、300万1,000円が追加されました。国庫支出金においても、新型コロナウイルス感染症対応分として299万9,000円が追加をされております。また、財政状況も安定していることから、基金繰入金を404万円減額をし、基金残高としては2億3,230万円となっております。

歳出では、がん治療等の高額療養費が増加したことによる297万5,000円の追加、また事業費確定に伴う返還金等が主なものとなっております。

議案第61号に関して、目立った質疑はありませんでした。

次に、議案第62号ですが、歳入歳出それぞれ27万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,149万6,000円とするものであります。これは、システム改修の事業確定による整理が主になっており、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第63号 令和2年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,109万5,000円とするものです。これは、共済費の増額に伴う補正となっており、質疑においては現在の利用状況が問われまして、利用者は10月末現在で92名、月平均約400件の利用があるとの説明がありました。

最後に、議案第64号 令和2年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ2,580万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,201万6,000円とするものでございます。歳入歳出それぞれ令和元年度事業費確定に伴うものが主となっております。

質疑においては、今年度の状況を問うものがありまして、4月から11月末現在での新規申請者数は97件、うち96名を認定をしている。そして、その内訳といたしまして、介護認定者の内訳といたしましては、要支援1が70名、要支援2が72名、要介護1は152名、要介護2が125名、3が146名、4が96名、5が77名となっているとの説明がありました。また、それぞれの介護度におけるサービスを経済的な理由から受けずにいるような実態があるのではないかと、そのような把握はされているかという質疑がありまして、現在においてそういった状況の把握はしていないので、今後ケアマネ等とも相談をし、状況把握に努めていきたいとの答弁でありました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第59号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第65号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について

議長(熊倉正治君) 日程第11、請願第2号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、請願第2号についてご報告申し上げます。

請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願。請願者は、全日本年金者組合新潟県本部加茂・田上支部となっており、紹介議員には関根議員、そして高橋議員がなっております。

請願の内容は、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように老齢基礎年金の支給額を改善することというものであります。

審査においては、これまで同組合がおとし提出された請願の内容より理解できる内容となっているのではないかという意見や、財源の道筋はどのようにするのかといった質疑がありました。紹介議員であります高橋議員のほうから、積立金において、現在で約200兆円ある。こういった積立金は今の受給者が保険料として支払ったものであり、その取崩しや、特に富裕層からの保険料の徴収額等の見直しをしていくべきではないかという説明もなされました。

賛成、反対討論それぞれ1件ずつありまして、反対討論では、その趣旨は理解できるものの、財源での見通しがつくものではなく、基礎年金支給額の改善は、積立金の取崩しを行えば先々の世代の負担や不安を広げることにつながりかねないのではないか、慎重となるべきではないかという意見があり、賛成討論においては、積

立金は現在の受給者によって積み立てられたものであり、国の今後20年はその取崩しをしないという方針や全体としての保険制度の見直し等をしていき、若者にとっても安心した年金制度や支給額に改善していく必要があるとの意見がなされ、採決の結果、賛成多数で採択すべきと決定をいたしました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

7番（今井幸代君） 今ほど委員長報告をさせていただいたのですけれども、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

請願の内容は、老齢基礎年金支給額の改善であります。その趣旨といたしましては、年金受給者の生活が大変厳しくなるばかりか、それによって生活保護世帯の増加にもつながり、地域経済と地方財政にも負の影響を与えている。とにかく年金が足りない、安心できる水準まで引き上げてほしい、そういった内容のものであります。おっしゃるとおりだというふうにも思います。私も将来安心できる年金額をいただきたいと思ひますし、不安なく老後を暮らしたい、そういった中での思ひは一緒であるというふうにも思ひます。

一方、公的年金は、医療・介護保険と同様、共助の象徴であるとも思ひます。支え合いが出发点となっています。現在の受給者は、現役世代によって支えられています。現役世代が受給者となるときは次の世代のお世話にならなければなりません。請願者の求める老齢基礎年金の支給額の改善を行うためには、年金保険料を上げるか、国庫負担を増やす必要があります。年金保険料を上げるということは、言葉を換えれば現役世代はもっと負担をしろということにつながります。請願書では、若者も高齢者の方も安心して老後を暮らせるようにとありますが、現在でも年金制度における世代間格差が問題ともなっておりますが、そういったことを広げることにもつながりかねません。財源問題ではなかなかその道筋が見えない中で、新型コロナウイルスによる経済成長が著しく停滞している状況下だからこそ、痛みを分かち合う覚悟も必要ではないかと捉えています。積立金の取崩しについても、止まらない少子化、また人口構成比における世代間のバランス、言わば支える人たちと支え

られる人たちのバランスを考えていかなければなりません。請願趣旨は十分に理解はできるものの、現実を直視し、現役世代、そしてその次の世代、さらにその先の世代も年金制度においては配慮をする必要性があることから、請願内容の基礎年金の支給額の改善、そしてその意見書の提出には慎重になるべきではといたしまして、反対討論といたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

請願者は、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう老齢基礎年金の支給額を改善するよう求めるものでありまして、決して高齢者の年金だけを上げろという要求ではありません。年金支給額が7年前から2年間で3.4%もの減額改定がされ、今後30年間で30%も削減される計画と伝えられるとし、田上町の地域経済にとっても地方財政にとっても大きな影響を与えている現在の制度を改善し、現役世代も高齢者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金の支給の改善を求めているのであります。この願いは、高齢者だけではなくて現在の現役世代にとっても当たり前の声であり、賛成する第1の理由であります。

私は、この請願内容の正当性があるのかどうかを調べるに当たって、厚生労働省が公的年金単年度収支決算状況を発表していることを知りました。平成29年、2017年ではありますが、何と公的年金全体の、年度末、つまり平成28年の前の年ですね、積立金は185兆8,241億円にも達しております。平成28年度の収入は、保険料などの合計で52兆7,000億円余り、年金給付額で支出が52兆3,900億円余りで、差引き3,113億円の黒字会計なのです。運用益と前年度積立金を加えると、何と198兆595億円の積立金です。つまり約200兆円の積立金は一切支出に使われていない。積立金を取り崩すことなく、現役世代の掛金徴収を年金支給に回しているという実態が明らかになりました。これでは現役世代が悲鳴を上げるのは当たり前であります。なぜなら、非正規労働者が現役世代で40%にも及んでいる。年金受給者の人数が年々増えていることから明らかではありませんか。私は、この仕組みを変えなければならないと感じました。

現役世代の保険料の引上げをせずに老後を安心して暮らせる年金にすることが可能になるような仕組みにすべきではないか。私は、その第1として、現在は年金1,000万円以上の保険料がそれ以上は取らない、つまり1,000万円を超えた収入の方は、1億円であろうが、2億円であろうが、95万5,000円、年間保険料、年金掛金を払う、そこでとどまっているのであります。つまり免税、免額しているということです。これを健康保険と同じように、せめて2,000万円までの収入の方々にはちゃん

と累進制を取っていくことによって、1兆6,000億円の年金収入が増えることが分かりました。もちろんこうした高額収入の方が高額の高額年金掛金を払えば受け取る際には高い年金額を受け取ることになるのですが、こうした大富裕層は、そのまま払うのではなくて、富裕層は十分暮らしていけますから、少し低く抑える、そういう方法を取ることによって、差引き毎年1兆円の実質の収入が確保できることも分かりました。

2つ目は、政府は200兆円もの年金基金を年金支給に一切回さず、今後30年間も積み立てる計画を持っていることではありますが、これを改め、国民の財産であります現在ため込んでいる200兆円を計画的に引き出して、年金支給に充てていくことが必要です。

3つ目には、そもそも根本的に保険料収入を増やさなければなりません。それには、今4割近い非正規労働者、これを正規労働者の比重を高めることによって収入を増やしていく。そのことで年金掛金も増えていく。そうすることによって年金財政をしっかりと確保し、今後年金受給者が増えていくことに役立っていくことができると確信しております。

最後に、反対者は年金制度を共助と言っておられますが、これは助け合いの制度ではありません。社会保障制度であり、いわゆる公助であることを申し添えておきます。

以上です。

11番（池井 豊君） 私は、本請願に反対の立場で討論に参加します。

この請願は、支給額の改善、支給額を増やすよう求めるような内容でございます。私もここ数日、インターネット等で非常に年金制度の問題点、また年金額が少ないことに対する問題点、いろいろ調べさせてもらいましたし、いろいろな経済研究所の意見も書いてありました。また、厚生労働省のホームページでは、非常に若者に分かりやすくするために漫画を十何話も作って、年金を納めることの必要性を説いているページにも当たりました。年金制度の問題点は、少子高齢化による少子化が進み、支える現役世代の負担が増加するという点、それから高橋議員も言っていましたけれども、年金の使い道の不透明さや、また年金制度が難解になっているために年金に加入しない、年金の保険料を払わない人がいる。それは、非正規雇用という問題もありますし、または転職の際に加入ミスが起きたりとか、様々なものがあったり、また、将来の年金制度の不安からあえて保険料を払わない人なんかも出ている点が多い点が分かってきました。

ある経済研究所は、日本経済の規模自体を拡大すれば、年金給付に使える金額が大きくなると。子どもを産み育てる社会にしながら、同時に日本経済をよくしていくことが大切ではないかというふうに研究成果を表しているところもあれば、もっと厳しく、年金財政に最も影響を及ぼすのは運用利回りや経済成長ではなく、現役世代に対する高齢者世代の人口比率なのです。そう考えると、現在のように少子高齢化が進んでいく局面では、必然的に保険料を上げるか、受給額を下げるか、またはその両方を行わざるを得ないというような見解を述べている研究所もありました。

公的年金は、基本的には現役世代が負担する保険料、それが現在高齢者の年金給付の原資となる賦課方式の要素が強いものです。こういう状況の中、支給額の改善と言って支給額のみを上げると年金のバランスが崩れ、バランスが崩れることによってまた若者、現役世代が年金制度に加入しなくなり、年金制度自体が崩壊する危険があると私は思います。

しかし、この請願の中で調べていく中で、私自身も年金制度の制度の改正は必要性を感じますし、また年金支給額が月4万5,000円程度になり、非常に困窮した生活を送っているという人の話も目にしました。そういう人たちには、また別の制度の困窮者を救う手だてが必要だと考えております。

結論的に言いますと、年金制度を維持する、そのために支給額の改善だけでなく、全ての制度の改正というものも必要と思いますので、本請願には反対といたします。

以上です。

12番（関根一義君） 私は、今回出されました請願に対する紹介議員の一員といたしまして発言をさせていただきたいと思います。

思い起こしていただきたいと思います。昨年3月議会でも年金制度の改善を求める請願がなされまして、当町議会においては、それは採択すべきでないという結論になりました。そのときも私は発言をさせていただきましたけれども、年金制度というのは、言うまでもなく、ここで議論するまでもありませんけれども、老後の生活をはじめとした、予測できないリスクに対して社会全体で支え合うという、こういうものであります。言い換えれば、先ほども議論がありましたけれども、私たち国民の生存権にも関わる、そういうものだという捉え方をすべきだというふうに思います。私は、前回請願が否決されましたけれども、今もってこの主張は変わるものではありません。

さて、具体的などころに入りたいと思いますが、私はこの請願を議論するに当たって、審査するに当たって、まずどこに基軸を置くべきかという点を明確にしなければ

ればならないと思います。年金制度の改善によって発生するであろう財源問題だとか、あるいは現役世代へのしわ寄せ論だとか、そういうところの議論をすることによって何が請願者に対する寄り添う行為としての審査になるのかというふう考えたときに、私はそのような立場は取るべきでないというふうに思います。まずもって請願者の請願趣旨と、そして請願事項が妥当性があるのかないのか、ここが最大のポイントだというふうに思います。そういう意味では、昨今私も実感しています。年金制度の改悪が年々進められている、こういう実態というのは実感できる場所でありまして、そういう意味では、本日請願がなされております皆さんがこうした制度に対して改善を求めるといふ、そういう声を上げるということについては、極めて意義ある発言だというふうに私は思います。

さて、そういうことを申し上げまして私は賛成討論といたしますけれども、1点だけ付け加えさせていただきます。そもそも議会が国民の請願をどのように捉えて審査をすべきかという点であります。これも既にここで論ずるべき内容ではありませんけれども、請願権というのは国民に与えられた基本的権利の問題です。なお、またこの権利は、歴史的に見れば、国家権力の国民に対して、住民に対して、権利を制約するという、そういう声に対して、その権利を救済する制度としてもあるのだという、そういうものとして語られております。私は、そのとおりだと思います。したがって、私は、このような形での請願がなされたときに私たちが取るべき態度というのは、党派によってその議論がなされるべきでない、あくまでも国民の請願権に対する請願趣旨と請願事項が妥当性があるのかどうなのかという立場での議論がなされなければならないというふうに思います。私は、このことが、地方議員の一人として末端の組織の中において政治に携わるものでありますけれども、これが私たちに課せられた資質の問題だろうというふうにも思います。そのようなことを付け加えまして、紹介議員の一人といたしまして、この請願については採択すべきものという委員会の決定について賛成をし、討論を終わりたいと思います。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり

決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時24分 休憩

午後2時26分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

日程の追加

議長（熊倉正治君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書案が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発委第2号 若者も高齢者も安心して老後をくらすように老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書について

議長（熊倉正治君） 追加日程第1、発委第2号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、田上町議会会議規則にのっとりましてご提案申し上げます。意見書案を読み上げまして、提案に代えさせていただきたいというふうに思います。

若者も高齢者も安心して老後をくらすように老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書（案）。

厚生労働省は、年金支給額を2013年10月から2015年4月までに3.4%の減額改定を行い、その後も削減が行われてきました。

2020年度の物価の伸びよりも0.3%の削減となりました。政府の計画では「少子化」と「平均寿命の延び」を理由として、基礎年金は今後30年間にわたって30%も減額

される計画であると伝えられています。

田上町では、2019年度の65歳以上の人口は4,178人で町の人口の36.6%を占めています。年金者の年金受給額は、地域経済に大きく影響します。しかし、消費税増税や医療・介護保険の負担増、コロナ禍での不況も相まって、年金の削減はトリプルパンチとなっています。年金のそのほとんどが消費に回ります。年金削減は高齢者の購買力を低下させ、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらし、地域経済と地方財政に大きな影響を与えています。更に、毎年の年金減額改定で生活保護へ移行する高齢者も増えています。

このような危機的状況の中で、高齢者も若者も安心して暮らせるように以下の事項を強く要望します。

記

1. 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金の支給額を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣となっております。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにして質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

7番（今井幸代君） 委員長の立場から意見書の提案をさせていただきましたが、私はこの請願に関しては、採択に慎重になるべきだという立場で反対討論をさせていただきました。そういったこともありまして、意見書自体には提出に慎重になるべきだという立場は変わりませんので、反対とさせていただきます。

12番（関根一義君） 私は、この意見書に対して賛成の立場で討論をいたしますけれども、先ほど私は請願に対する意見を申し上げましたが、現役世代へのしわ寄せが発生するだとか、財源問題の展望が明らかにならなければおかしいだとか、そういう

ふうな主張というのは、ある意味では国民に与えられた請願権を否定することに通ずるというふうに思います。財源問題も現役世代の若者の生活もこれは無視できないということは当たり前の話だ。しかし、それは国家の責任でやるべきことで、そのことをもって請願権を否定するような、そういう発言というのはゆゆしき問題だというふうに思います。発言者は頭下げていますけれども、そうではないのだということをも主張したいのだと思いますけれども、私は極論を申し上げているわけです。国民の請願を議会として、今後も出てくるであろうそういう声に対して、どういう立場で私たちが立ち向かうのか、あるいは審議をするのか、あるいは寄り添うのか、あるいは否定するのかという、そここのところの基本をしっかりと踏まえなければ、議会としての責任は全うできないということを申し上げまして、私は意見書提出は断固としてやるべきだということを申し上げて賛成討論といたします。

11番（池井 豊君） 私は、反対の立場で討論に参加します。

私は、別に請願権を否定するものではありません。しっかりと請願は……

（何事か声あり）

11番（池井 豊君） やじはやめてください。請願は出され、それを慎重に議会で審議されるものと思っております。今回の請願の中における老齢基礎年金の支給額を改善するという請願趣旨の部分に私は疑問を感じているので、反対するものでございます。この支給額を上げるのみをやると、先ほど討論でも申し上げましたように年金制度のバランスが崩れ、年金制度の崩壊を招く危険性があると私は認識しておりますので、そういう意味からこの請願趣旨に反対するというところでございます。

以上です。

6番（中野和美君） 私は、この請願を受け、意見書を提出するべきと思ひ、賛成で意見をいたします。

年金は、ライフラインでございます。生活、人の命に関係することは憲法で定められ、国はそれを施行するべきところにある立場にあります。そして、この現状、今までも貧困、年金は少ない、生活にぎりぎりだというところで、何とか生活保護を受けずに年金支給だけで乗り越えてきた人たちも、このコロナ禍ではぎりぎりのところに追い込まれています。そして、今まで積み立ててきた200兆円もの積立金を国は手つかずに持っている。それって預かったものをそっくり支給しないで、私たち持っているからというところで抱え込んでしまっている。それは、国の政策が間違っていると私は思います。国も間違えます。40年前に、これちょっと違いますが、医学生の枠を小さくしたことで、今大変な医者が少ない現状になっています。国は

間違えます。それを私たち地方議員から声を出さないで、私たち地方議員の権利、これこそ国民の権利であると思います。人の命、生活に関することは、私たちは国民の立場に立って、どんどんと意見書を出していかなければなりません。年金以外の保護制度を使うとなると生活保護ということがありますけれども、一旦生活保護を受けてしまいますと、ほとんどの資産を手放さなければいけません。今まで住み慣れてきたところに住むというわけにはいかなくなってくる制度になっています。資産を持っているということがなかなか難しくなってきます。そうやってまでも生活保護を皆さん受けられないです。今まで住んできたところで生活したいと思えますし、せめてものこの年金制度を改良しなければ今の若い人たちも不安で不安で、年金を納めるといふところに行き着きません。今現在の年金制度を安定したものにしなければ、安心して生活できるものにしなければ、どんどん年金制度から若者たち、現役世代が離れていってしまいます。それに、いつの間にか現役世代が負担することになっていますが、それは今までのやり方とは、いつの間にかこうなってしまったところに、私はとても不審に感じているところがあります。最初は自分たちが掛けた保険料から支払われるということで始まった年金制度。国は国民の生活を守ってほしい、そう思います。そして、私はこの意見書提出を賛成いたします。

13番（高橋秀昌君） 請願者は政党ではないのです。つまり年金者という住民組織なのです。この住民組織が全て議会が納得するような政策を出さなければ同意できないということ自体、私は問題ではないかと。つまり、住民組織でありますから、その団体が願うことを請願として上げているわけです。受け取った国は、その団体、集団が上げた願いをどうすれば実現できるかを考えていく、これが政治の力だと思うのです。もし私たちがここの場所で、末端の議会で、政策をきちっと出さないから、バランスが取れないからという理由で否決するということになれば、国には一切何も通らないということになるではありませんか。こうした点で、この請願趣旨と項目が住民の願いに沿っているものであるとすれば、私は同意するというのが私たちの町村議会の役割ではないかと考えます。

先ほど私はるる年金の改善方法を言いましたが、これはこの組織が言っているのではないのです。私が独自に調べたものを伝えたわけです。ですから、請願の本筋に考えて、この趣旨と項目が住民の願いに合致しているものであればこそ、議会でイエスあるいはノー、ここを判断するというのが大切だと思います。この点では、年金者の方々が苦勞されていること、そして若者も大変な苦勞していることを知っております。なぜなら、今、年金をいただいている高齢者の皆さん、80歳あるいは70歳

の方々が若いときにどう言われたか。いいか、おまえたちは今こうやって高いように感じるかもしれないけれども、年金掛けていれば退職したときは老後は安心して暮らせるように国は図っているのだぞ。こうやってためてきたのが200兆円なのです。これ一円も出さないで若者に負担をさせるなんていうこと自体が異常だと言わざるを得ません。こうした点では、私はこの年金者組合が出された意見書に賛成するという立場を表明したいと思います。

以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、発委第2号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第12 発議第4号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について

議長（熊倉正治君） 日程第12、発議第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、池井議員の説明を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書についてです。

会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者、田上町議会議員、池井豊。賛成者、田上町議会議員、小嶋謙一、椿一春、今井幸代、関根一義、高橋秀昌、以上でございます。

意見書を読み上げて説明に代えさせていただきます。

拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書（案）。

菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に関して「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け全力を挙げる考えを示しました。また、再度拉致問題担当大臣に就任した加藤官房長官も会見で、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、「一刻の猶予もない」と解決に意欲を示しました。

拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、拉致被害者自身やその家族も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現しなければなりません。

そのためには、日本政府が独自の外交ルートを開くことが必要です。同時に6か国協議の再開で、平和的に諸問題解決の課題を双方で明確にすることだと思います。こうしてこそ、拉致被害者の全員帰国が実現するものと考えます。

よって、日本政府は、北朝鮮との独自外交ルートを開くこと。6か国協議の再開のイニシアチブを発揮することを強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

田上町議会です。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井議員、ご苦労さまでした。

これより発議第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第13 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび第8回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、年末で何かとご多用の中、全員のご出席をいただき、ありがとうございます。ご提案申し上げました10案件につきまして、それぞれ慎重審議の上、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。

今年は、コロナ禍により今までの日常生活が崩れる一年となりました。それをはねのけようと、議会と一緒に様々な対策を練り上げてまいりました。しかしながら、いまだに終息の兆しが見えないどころか、感染拡大が進んでいる状況です。この新型コロナとの闘いは、残念ながらまだまだ長い闘いとなることを覚悟しなければなりません。今後もしっかりと状況の確認に努め、対策を講じてまいります。

このような状況であっても、新たなまちづくりの拠点として道の駅たがみを開業することができました。田上町において今までにないにぎわいを生み出しております。さらなる町の発展、活性化につながるよう、オール田上でにぎわいと交流のまちづくりを推し進めてまいります。

今シーズンは、雪のなかった昨年に比べて、早々に積雪と寒波に見舞われていますが、この後あまり大雪にならずに穏やかな年末年始になればと思っております。寒さもこれからますます厳しくなります。議員の皆様におかれましても健康にご留意され、新しい年を元気に迎えられることを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして令和2年第8回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時48分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月17日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 関 根 一 義

” 議員 高 橋 秀 昌

別紙

令和2年 第8回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和2年12月17日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第56号	田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決
第2	議案第57号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第58号	田上町入湯税条例等の一部改正について	原案可決
第4	議案第59号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について	原案可決
第5	議案第60号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
第6	議案第61号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について	原案可決
第7	議案第62号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第8	議案第63号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第9	議案第64号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第10	議案第65号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について	原案可決
第11	請願第2号	老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について	採 択

日程	議案番号	件名	議決結果
追加 日程 第1	発委第2号	若者も高齢者も安心して老後をくらするように老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書について	原案可決
第12	発議第4号	拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書について	原案可決
第13		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	